

事業変更許可等と保安規定の記載整理表について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

添付1	再処理事業所 再処理施設保安規定 事業指定と保安規定との記載整理表	2/217
添付2	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定 事業許可と保安規定との記載整理表	40/217
添付3	濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定 事業変更許可と保安規定との記載整理表	75/217
添付4	濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定 事業変更許可と保安規定との記載整理表	129/217
添付5	再処理事業所 MOX燃料加工施設保安規定 事業変更許可と保安規定との記載整理表	180/217

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

2020 年 8 月 17 日  
日本原燃株式会社

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
第1章 総則			
<p>第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設（以下「再処理施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、再処理施設の一般構造</p> <p>再処理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づき構造とする。</p> <p>再処理施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>さらに、再処理施設は、重大事故等が発生した場合において、重大事故等の発生を防止し、その拡大を防止し、並びに、その影響を緩和するための必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、再処理施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>再処理施設の安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>また、再処理施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。すなわち、施設設計の実現可能性を考慮しつつ、周辺環境に放出する放射性物質に起因する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値が実効線量で年間50μS vであることを踏まえて、年間50μS vを超えないよう設計する。</p> <p>〔ページ 6-1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、重大事故等の対策については、新規基準に対応した保安規定変更認可申請を適切な時期に実施する。</p>
<p>（適用範囲） 第2条 この規定は、再処理施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く再処理施設における使用済燃料等の取扱いは、使用済燃料による総合試験に係るものに限る。</p>	<p>〔ページ 9〕</p> <p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、再処理施設の一般構造</p> <p>（7）その他の主要な構造</p> <p>（iii）その他</p> <p>（b）使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>〔ページ 111〕</p>		<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは、第16条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>（f）関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>（g）保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>〔ページ 761〕</p>	<p>（添付書類三）</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」及び「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第28号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、維持するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>〔ページ 3-32〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（事業者対応方針等の履行） 第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第50条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下保安検査という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>（a）組織の外部の者の意見</p> <p>（イ）組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>（ロ）組織は、（イ）の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>〔ページ 778〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第1章の2 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 再処理施設</p> <p>法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設解放公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第16条に定める組織（以下組織という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <p>a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下品質マネジメント文書と</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>A. 目的</p> <p>再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>B. 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。</p> <p>C. 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。</p> <p>a. 再処理施設</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。</p> <p>b. 組織</p> <p>当社の品質マネジメントシステムに基づき、再処理施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p> <p>D. 品質マネジメントシステム</p> <p>a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(a) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(b) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(イ) 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(ロ) 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(ハ) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(c) 組織は、再処理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>[ページ 3 - 32]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>いう。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び人材が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自らが原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対応され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管</p>	<p>く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(d) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>(ロ) プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>(ハ) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>(ニ) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び人材が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(ホ) プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(ヘ) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>(ト) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(チ) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(e) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(f) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(g) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(a) 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(イ) 品質方針及び品質目標</p> <p>(ロ) 品質マニュアル</p> <p>(ハ) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>(ニ) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次掲げる事項を定める。</p> <p>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c.品質マネジメントシステムの適用範囲 d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 e.プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。） (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</p> <p>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。） c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。） d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a.品質方針を定めること。 b.品質目標が定められているようにすること。 c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。） d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 e.資源が利用できる体制を確保すること。</p>	<p>書等」という。）</p> <p>(b) 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルに次掲げる事項を定める。</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (ロ) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (ハ) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (ニ) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (ホ) プロセスの相互の関係</p> <p>(c) 文書の管理 (イ) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>1) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 2) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>3) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 4) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 5) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 6) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 7) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 8) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(d) 記録の管理 (イ) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (ロ) 組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>E. 経営責任者等の責任 a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(a) 品質方針を定めること。 (b) 品質目標が定められているようにすること。 (c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(d) E. f. (a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (e) 資源が利用できる体制を確保すること。</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針が次掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</p> <p>a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d.要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）</p> <p>a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</p> <p>b.品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c.資源の利用可能性</p> <p>d.責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p>	<p>(f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>b. 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>c. 品質方針 社長は、品質方針が次掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(d) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>d. 計画 (a) 品質目標 (イ) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(ロ) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの計画 (イ) 社長は、品質マネジメントシステムがD. a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(ロ) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>2) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>3) 資源の利用可能性</p> <p>4) 責任及び権限の割当て</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション (a) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d.関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確して設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e.関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」とは、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。</p> <p>a.安全・品質改革委員会</p> <p>b.品質・保安会議</p> <p>c.再処理安全委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p>	<p>(b) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(イ) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(ロ) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(ハ) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(ニ) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(c) 管理者</p> <p>(イ) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(ロ) 管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(ハ) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>f. マネジメントレビュー</p> <p>(a) 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(b) マネジメントレビューに用いる情報</p>		



再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a. 内部監査の結果</p> <p>b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）</p> <p>c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001(ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見(技術的な進歩)より得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</p> <p>a. 要員</p> <p>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>d. その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要</p>	<p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(イ) 内部監査の結果</p> <p>(ロ) 組織の外部の者の意見</p> <p>(ハ) プロセスの運用状況</p> <p>(ニ) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(ホ) 品質目標の達成状況</p> <p>(ヘ) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(ト) 関係法令の遵守状況</p> <p>(チ) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(リ) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(ヌ) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(ル) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(ヲ) 資源の妥当性</p> <p>(ワ) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(c) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(イ) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(ロ) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>F. 資源の管理</p> <p>a. 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(a) 要員</p> <p>(b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(c) 作業環境</p> <p>(d) その他必要な資源</p> <p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次掲げる業務を行う。</p> <p>a.要員ごどのような力量が必要かを明確に定めること。 b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。） c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d.要員が、自らの個別業務について次掲げる事項を認識しているようにすること。 (a)品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。） (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。） (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。） a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視則定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に直したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。 a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b.関係法令 c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次掲げる事項を確認する。 a.当該個別業務等要求事項が定められていること。 b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。 c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p>	<p>必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 要員ごどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>(ハ) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 (ニ) 要員が自らの個別業務について、次掲げる事項を認識しているようにすること。 1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (ホ) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 a. 個別業務に必要なプロセスの計画 (a) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (b) 組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (c) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次掲げる事項を明確にする。 (イ) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (ロ) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (ハ) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (ニ) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視則定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (ホ) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (d) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に直したものとす。</p> <p>b. 個別業務等要求事項に関するプロセス (a) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 (イ) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (ロ) 関係法令 (ハ) (イ)、(ロ)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 (b) 個別業務等要求事項の審査 (イ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (ロ) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次掲げる事項を確認する。 1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。 3) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (ハ) 組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (ニ) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 (c) 組織の外部の者との情報の伝達等</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法 b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法 c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設備開発 7.3.1 設備開発計画 (1) 組織は、設備開発（専ら原子力施設において用いるための設備開発に限る。）の計画（以下「設備開発計画」という。）を策定するとともに、設備開発を管理する。（「設備開発計画」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設備開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設備開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設備開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。） (2) 組織は、設備開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a.設備開発の性質、期間及び複雑性の程度 b.設備開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c.設備開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d.設備開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設備開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定した設備開発計画を、設備開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設備開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設備開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a.機能及び性能に係る要求事項 b.従前の類似した設備開発から得られた情報であって、当該設備開発に用いる情報として適用可能なもの c.関係法令 d.その他設備開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設備開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設備開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設備開発の結果に係る情報を、設備開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設備開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設備開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設備開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a.設備開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c.合否判定基準を含むものであること。 d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設備開発レビュー (1) 組織は、設備開発の適切な段階において、設備開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設備開発レビュー」という。）を実施する。 a.設備開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b.設備開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設備開発レビューに、当該設備開発レビューの対象となっている設備開発段階に関連する部門の代表者及び当該設備開発に係る専門家を参加させる。</p>	<p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>c. 設備開発 (a) 設備開発計画 (イ) 組織は、設備開発（専ら原子力施設において用いるための設備開発に限る。）の計画（以下「設備開発計画」という。）を策定するとともに、設備開発を管理する。 (ロ) 組織は、設備開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 1) 設備開発の性質、期間及び複雑性の程度 2) 設備開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 3) 設備開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4) 設備開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (ハ) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設備開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (ニ) 組織は、(イ)により策定された設備開発計画を、設備開発の進行に応じて適切に変更する。 (b) 設備開発に用いる情報 (イ) 組織は、個別業務等要求事項として設備開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 1) 機能及び性能に係る要求事項 2) 従前の類似した設備開発から得られた情報であって、当該設備開発に用いる情報として適用可能なもの 3) 関係法令 4) その他設備開発に必要な要求事項 (ロ) 組織は、設備開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 (c) 設備開発の結果に係る情報 (イ) 組織は、設備開発の結果に係る情報を、設備開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (ロ) 組織は、設備開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設備開発の結果に係る情報を承認する。 (ハ) 組織は、設備開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 1) 設備開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 3) 合否判定基準を含むものであること。 4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (d) 設備開発レビュー (イ) 組織は、設備開発の適切な段階において、設備開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設備開発レビュー」という。）を実施する。 1) 設備開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 2) 設備開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (ロ) 組織は、設備開発レビューに、当該設備開発レビューの対象となっている設備開発段階に関連する部門の代表者及び当該設備開発に係る専門家を参加させる。</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(3) 組織は、設備開発レビューの結果の記録及び当該設備開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設備開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設備開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設備開発計画に従って検証を実施する。（「設備開発計画に従って検証を実施する」には、設備開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設備開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設備開発を行った要員に当該設備開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設備開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設備開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設備開発計画に従って、当該設備開発の妥当性確認（以下「設備開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設備開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設備開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設備開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設備開発妥当性確認の結果の記録及び当該設備開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設備開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設備開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設備開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設備開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するもの</p>	<p>(ハ) 組織は、設備開発レビューの結果の記録及び当該設備開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 設備開発の検証</p> <p>(イ) 組織は、設備開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設備開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、設備開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、当該設備開発を行った要員に当該設備開発の検証をさせない。</p> <p>(f) 設備開発の妥当性確認</p> <p>(イ) 組織は、設備開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設備開発計画に従って、当該設備開発の妥当性確認（以下「設備開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設備開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(ハ) 組織は、設備開発妥当性確認の結果の記録及び当該設備開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(g) 設備開発の変更の管理</p> <p>(イ) 組織は、設備開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、設備開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(ハ) 組織は、設備開発の変更の審査において、設備開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(ニ) 組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>d. 調達</p> <p>(a) 調達プロセス</p> <p>(イ) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(ロ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(ハ) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(ニ) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(ホ) 組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>(b) 調達物品等要求事項</p> <p>(イ) 組織は、調達物品等に関する情報に、次掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するもの</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>を含める。</p> <p>a. 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調査物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</p> <p>e. 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調査物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調査物品等要求事項として、組織が調査物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調査物品等の供給者に対し、調査物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調査物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調査物品等を受領する場合には、調査物品等の供給者に対し、調査物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調査物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 再処理施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。（「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追</p>	<p>ものを含める。</p> <p>1) 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>2) 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>3) 調査物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>4) 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>5) 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>7) その他調査物品等に必要な要求事項</p> <p>(ロ) 組織は、調査物品等要求事項として、組織が調査物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(ハ) 組織は、調査物品等の供給者に対し、調査物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調査物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(ニ) 組織は、調査物品等を受領する場合には、調査物品等の供給者に対し、調査物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(c) 調査物品等の検証</p> <p>(イ) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(a) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(イ) 再処理施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。</p> <p>(ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(ニ) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(ホ) H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(ヘ) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(b) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(イ) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(ハ) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>3) 妥当性確認の方法</p> <p>(c) 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(イ) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>跡でできる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 （「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。） b.校正の状態が明確なるよう、識別されていること。 c.所要の調整がなされていること。 d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。  (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。） (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が理解を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要箇所として、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>を識別できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(d) 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>f. 監視測定のための設備の管理 (a) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (b) 組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (c) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (イ) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。  (ロ) 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。 (ハ) 所要の調整がなされていること。 (ニ) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (ホ) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (d) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (e) 組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (f) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (g) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>H. 評価及び改善 a. 監視測定、分析、評価及び改善 (a) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。  (b) 組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>b. 監視測定 (a) 組織の外部の者の意見 (イ) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (ロ) 組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 (b) 内部監査 (イ) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要箇所として、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 1) 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>b.実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 （「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とするその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）</p>	<p>2) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(ロ) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(ハ) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(ニ) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(ホ) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(ヘ) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</p> <p>(ト) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(チ) 組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(c) プロセスの監視測定</p> <p>(イ) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(ハ) 組織は、(イ)の方法により、プロセスがE. d. (b)(イ)及びG. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(ニ) 組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(ホ) 組織は、E. d. (b)(イ)及びG. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）</p>		

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>を確保する。 （「部門を異にする要員とすることとは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこととは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要窓口として、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要窓口として、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3) 組織は、次掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b.不適合について、あらかじめ定められた手順より原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次掲げる事項に係る情報を得る。 a.組織の外側の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 b.個別業務等要求事項への適合性 c.機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。） d.調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善 8.5.1 継続的な改善</p>	<p>いう。）を確保する。</p> <p>(ハ) 組織は、保安活動の重要窓口として、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>c. 不適合の管理</p> <p>(a) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(c) 組織は、次掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 (イ) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 (ロ) 不適合について、あらかじめ定められた手順より原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 (ハ) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 (ニ) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(d) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>d. データの分析及び評価</p> <p>(a) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(b) 組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次掲げる事項に係る情報を得る。 (イ) 組織の外側の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (ロ) 個別業務等要求事項への適合性 (ハ) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） (ニ) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>e. 改善 (a) 継続的な改善</p>		



再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確するとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順より評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確し、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確し、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返して発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が增大するおそれのあるものを含む。）</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確した上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転業務等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</p> <p>（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p>	<p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確するとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(b) 是正処置等</p> <p>(イ) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>1) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順より評価を行うこと。</p> <p>i) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ii) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>2) 必要な是正処置を明確し、実施すること。</p> <p>3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(ハ) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確した上で、適切な措置を講じる。</p> <p>(c) 未然防止処置</p> <p>(イ) 組織は、原子力施設その他の施設の運転業務等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</p> <p>1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>3) 必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>		
第2章 保安管理体制	【ページ 756～784】		
第1節 組織			
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第16条 再処理施設等の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
	<p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>理別階層にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>〔ページ 3-22〕</p> <p>（添付書類六）</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.2 組織及び職務</p> <p>再処理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、核燃料取扱主任者、再処理課長、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、防災管理部、新基準課長部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>〔ページ 6-10-2〕</p>	
<p>第2節 職務</p>			
<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、<b>調達室長</b>、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) <b>調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</b></p> <p>(4) <b>資材部長は、調達に関する業務を行う。</b></p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 再処理課長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指導し、核燃料取扱主任者の指導の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。</p> <p>(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び<b>事業者検査課長</b>を指導し、品質保証課長、品質管理課長及び<b>事業者検査課長</b>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線防護課長及び環境管理課長を指導し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線防護課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指導し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災防護課長を指導し、防災業務課長及び防災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(14) 新基準課長部部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(15) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指導し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>（添付書類三）</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理別階層にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>〔ページ 3-22〕</p> <p>（添付書類六）</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.2 組織及び職務</p> <p>再処理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、核燃料取扱主任者、再処理課長、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、防災管理部、新基準課長部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>〔ページ 6-10-2〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設備課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設備課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び研砕課長を指揮し、分離課長、精製課長及び研砕課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。 ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。 ただし、他の職力が所管する業務を除く。</p> <p>(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。 ただし、放射線管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(35) 放射線監視課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。 ただし、他の職力が所管する業務を除く。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の前熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能喪失した場合（以下「交流電源供給機能喪失時」と</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>いう。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保安計画課長は、再処理工場の各課が実施する<b>点検、工事等</b>の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全支援課長は、<b>点検、工事等</b>に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装支援課長は、計装設備の<b>点検、工事等</b>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設備課長は、計装設備の改造（以下、<b>使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条7.3の設備開閉を伴う設備の変更を「改造」という。</b>）に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気支援課長は、電気設備の<b>点検、工事等</b>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(47) 機械支援課長は、機械設備の<b>点検、工事等</b>に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の<b>計画</b>の認可、<b>使用前確認の申請</b>及び<b>定期事業者検査の報告</b>に関する業務を行う。 <b>ただし、他の職域が所管する業務を除く。</b></p> <p>(50) 保安管理課長は、第124条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(51) 輸送支援課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(53) 技術管理課長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(54) 土木建築課長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び基礎課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(55) 設計課長は、再処理施設の<b>設置に係る設計及び工事並びに改造</b>に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) プロジェクト部長は、再処理施設の<b>設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造</b>に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(57) 土木建築支援課長は、建物及び同道の<b>設置及び改造</b>に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58) 耐震支援課長は、建物及び同道の<b>設置及び改造</b>に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(59) 土木課長は、同道の<b>設置及び改造</b>に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(60) 建築課長は、建物の<b>設置及び改造</b>に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(61) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保守担当課長として、施設の管理及び<b>点検、工事等</b>に係る業務を行う。 また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務を除く。）を行う。</p> <p>(62) 第77条に定める<b>使用前事業者検査</b>又は第78条に定める<b>定期事業者検査の検査実施責任者</b>は、<b>当直検査の実施</b>に関する業務を行う。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間互いの業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（昭和46年3月27日 総理府令第10号）に基づき、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を核燃料取扱主任</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第3節 核燃料取扱主任者</p>			
<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、<b>核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者</b>から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
		<p>者の選任要件を簡たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>核燃料取扱主任者は、再処理施設の保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うこととし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう施設及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>〔ページ 3 -40〕</p>	
<p>（核燃料取扱主任者の職務等）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に履行。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第76条に定める作業実施計画（第5条 7.3 適用の対象と半断した工事に係るものを除く。）について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 第125条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第26条に基づく手順書の制定及び改訂において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線モニタリングに用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長、事業部長および技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>（添付書類三）</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（昭和46年3月27日 総理府令第10号）に基づき、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を核燃料取扱主任者の選任要件を簡たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>核燃料取扱主任者は、再処理施設の保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うこととし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう施設及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>〔ページ 3 -40〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第4節 会議体</p>			
<p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第124条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2、3、4、5、6 （略）</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ 764～765〕</p>	<p>（添付書類三）</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>再処理施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。</p> <p>〔ページ 3 -24〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（再処理安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験実施計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p>④ 初期消火活動のための体制に関する計画</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ 764～765〕</p>	<p>（添付書類三）</p> <p>八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>また、再処理施設の改善計画、使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。</p> <p>〔ページ 3 -24〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>⑤ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ⑥ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑦ 保安教育の実施計画 ⑧ 再処理施設の定期的な評価の実施計画 (5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 (6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果 (8) 保安に関する品質保証に係る事項 (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代理者）を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4、5、6 （略）</p>			
<p>第3章 再処理施設の操作</p>			
<p>第1節 通則</p>			
<p>（操作員の確保） 第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。 ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で、第4項に基づき訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。 2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。 3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。 4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 F. 資源の管理 a. 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (a) 要員 b. 要員の力量の確保及び教育訓練 (a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 〔ページ 766～767〕</p>	<p>（添付書類三） 八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項 5. 技術者に対する教育及び訓練 (1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。 a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的に実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。 b. 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的な運転操作を習得させる。 〔ページ 3-38〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（巡視点検） 第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 e. 個別業務の管理 (a) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 (イ) 再処理施設の保安のために必要な静電利用可能な体制にあること。 (ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (ニ) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p>	<p>（添付書類六） 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 〔ページ 6-10-6〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>（操作上の一般事項）</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づき試験作業計画等に定めるものを除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を説明した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4、5、6、7（略）</p> <p>8 統括当直長は、第3章（第2節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>（ホ）H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>〔ページ 775〕</p> <p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>a. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>（c）組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>（イ）個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更より起こり得る結果</p> <p>（ロ）機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>（ハ）機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>（ニ）使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>〔ページ 768〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り検出を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>〔ページ 6-10-3〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（試験作業）</p> <p>第28条 各課長は、再処理施設に係る試験作業を行う場合（第30条の2に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験作業計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3（略）</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 管理担当課長は、第1項の試験作業計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>（a）責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>（b）品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>（二）関係法令を遵守すること。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り検出を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>〔ページ 6-10-3〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（再処理施設の使用計画）</p> <p>第29条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法第46条の4に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3、4、5（略）</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>（a）責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>（b）品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>（二）関係法令を遵守すること。</p> <p>〔ページ 763〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（交流電源供給機能等喪失時の体制の整備）</p> <p>第29条の2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>4 防災業務課長は、第1項の計画について、訓練及び活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>（a）個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>（イ）再処理施設の保安のために必要な静電利用可能な体制にあること。</p> <p>（ロ）手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>〔ページ 775〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（地震・火災等発生時の措置）</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p>（添付書類六）</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づき巡視・点検の体制及びあらかじめ定めた測所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視点検体制</p> <p>4 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>5 各職位は、第3項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>6 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>7 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>8 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>9 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(a) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(イ) 再処理施設の保安のために必要な静電利用できる体制にあること。</p> <p>(ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>〔ページ 775〕</p>	<p>10. 運転保守</p> <p>10.7 緊急時の措置</p> <p>地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。</p> <p>〔ページ 6-10-7〕</p>	<p>載と並置語はない。</p>
<p>第1節の2 使用済燃料による総合試験に係る措置</p>			
<p>(使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)</p> <p>第30条の2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験においては当該設備の管理を統括する部長（再処理工場全体に係る試験においては工場長）の承認を得る。</p> <p>3 第1項の管理担当課長は、第1項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(a) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(イ) 再処理施設の保安のために必要な静電利用できる体制にあること。</p> <p>(ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>〔ページ 775〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り除去を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>〔ページ 6-10-3〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と並置語はない。</p>
<p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内（休日を除く。）に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p> <p>なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。</p> <p>2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、不適合に該当するかが判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。</p> <p>なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保修、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>なお、核燃料取扱主任者の確認に当たっては、安全管理部長が不適合等の分類、処置方針（設備の改修が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を確認する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>c. 不適合の管理</p> <p>(a) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(c) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(イ) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(ロ) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>(ハ) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(ニ) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(d) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	<p>(添付書類九)</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>4.8 その後の不適合管理</p> <p>その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>〔ページ 9-15〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と並置語はない。</p>



再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
5、6（略）	〔ページ 781～782〕		
第2節 保安上特に管理を必要とする設備			
<p>（設備ご求められる状態の確認等に係る措置）</p> <p>第39条 統括当直長及び各課長は、第25条に基づき巡視点検、<b>第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査による確認の結果</b>、別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼装置計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。</p> <p>2 統括当直長及び燃料管理課長は、<b>前項の確認の結果及び前項の確認以外</b>で別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合<b>並びに前項に基づく連絡を受けた場合は</b>、「設備ご求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</p> <p>3 統括当直長及び各課長は、<b>予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。</b></p> <p>4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を確認するために<b>あらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間</b>は、<b>当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。</b></p> <p>5、6（略）</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>（7）その他の主要な構造</p> <p>（g）安全機能を有する施設</p> <p>（イ）安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。</p> <p>1）安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</p> <p>〔ページ 58～59〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び外観を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り対策を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>〔ページ 6－10－3〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第3節 せん断処理施設及び溶解施設			
<p>（せん断・溶解を行う使用済燃料）</p> <p>第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の<b>確認</b>を受ける。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>二. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設</p> <p>(iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p> <p>(a) せん断処理する使用済燃料の種類</p> <p>BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>(イ) 濃縮度</p> <p>照射前燃料最高濃縮度 : 5wt%</p> <p>使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>(ロ) 冷法期間 : 15年以上</p> <p>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・U<sub>Pf</sub></p> <p>なお、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度は、45,000MWd/t・U<sub>Pf</sub>以下とする。</p> <p>〔ページ 134～135〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>4. 再処理設備本体</p> <p>4.2 せん断処理施設</p> <p>4.2.1 概要</p> <p>せん断処理施設は、燃料供給設備及びせん断処理設備で構成する。</p> <p>せん断処理施設で取り扱う使用済燃料は発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉（以下「BWR」という。）及び軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉（以下「PWR」という。）の使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>照射前燃料最高濃縮度 : 5wt%</p> <p>使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からの期間 : 15年以上</p> <p>使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・U<sub>Pf</sub></p> <p>なお、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度は、45,000MWd/t・U<sub>Pf</sub>以下とする。</p> <p>使用済燃料の冷法期間は、旧申請書における設計条件を継承することとし、以下の条件とする。</p> <p>せん断処理するまでの冷法期間 : 4年以上</p> <p>〔ページ 6－4－2〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（せん断・溶解）</p> <p>第41条 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>2 統括当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。</p> <p>(2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断機を停止する。</p> <p>なお、本章第3節及び第4節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、巡視点検その他の定期的確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。</p> <p>3（略）</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>B. 再処理の方法</p> <p>イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(2) 再処理の概要</p> <p>(ii) せん断処理</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機のバスケットから燃料搬送クレーンを用い使用済燃料集合体をつり上げ、せん断機に供給して、せん断機によりせん断処理し、燃料せん断片を溶解施設の溶解槽へ、エンドピースを溶解施設のエンドピース酸洗槽へ移送する。</p> <p>〔ページ 479〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>4. 再処理設備本体</p> <p>4.2 せん断処理施設</p> <p>4.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>4.2.4.2 せん断処理設備</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. せん断機</p> <p>せん断機は、せん断機内筒及びホッパ部に除塵をつけてせん断粉末が蓄積し難い構造とする。さらに、せん断機のマガジン及びふた部から窒素ガスを吹き込むことにより、せん断粉末の蓄積を防止するとともに、せん断機内筒を窒素ガス雰囲気とする。</p> <p>〔ページ 6－4－10〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第4節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶液の回収施設			
（抽出塔への供給流量等）	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	（添付書類六）	左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第 49 条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を <math>\blacksquare</math> mgPu/L 以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。</p> <p>2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 (略)</p>	<p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>Q. 再処理施設の一般構造</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(iii) その他の臨界安全設計</p> <p>臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送については、誤操作を防止するための施設管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とするが、連続液移送を行う場合は、放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。</p> <p>〔ページ 11〕</p>	<p>4. 再処理設備本体</p> <p>4.4 分離施設</p> <p>4.4.4 系統構成及び主要設備</p> <p>4.4.4.1 分離設備</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 抽出塔</p> <p>抽出塔に供給する溶解液の移送配管には流量計を設置し、溶解液の流量を制御、監視するとともに、濃度管理を行う抽出廃液受槽及び抽出廃液中間貯槽で過度のプルトニウムが流出することを防止するため、溶解液の流量高により警報を発するとともに、溶解液の供給を自動的に停止する停止系を設ける設計とする。酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備から、抽出塔に供給する有機溶媒の移送配管には流量計を設置し、有機溶媒の流量を制御、監視するとともに、濃度管理を行う抽出廃液受槽及び抽出廃液中間貯槽で過度のプルトニウムが流出することを防止するため、有機溶媒の流量低により警報を発するとともに、T B P 洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を自動的に停止する停止系を設ける設計とする</p> <p>〔ページ 6 - 4 - 98〕</p>	<p>載と当照語はない。</p>
<p>第7節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 56 条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第 3 章 (第 2 節を除く。)、第 4 章及び第 6 章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合</p> <p>ただし、当規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>Q. 再処理施設の一般構造</p> <p>再処理施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>〔ページ 9〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.3 運転管理</p> <p>再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起こしやすいと思われる事象については、可能な限り対策を行い、これを運転の要領に反映させる。</p> <p>〔ページ 6 - 10 - 3〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p>
<p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第1節 通則</p>			
<p>(管理上の一般事項)</p> <p>第 63 条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱酸課長はウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。) 第 15 条に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質(使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第 5 項及び第 6 項に定める核燃料物質を除く。)を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5、6、7 (略)</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>Q. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(i) 使用済燃料の貯蔵施設等</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の冷法のための適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>ウラン酸化物貯蔵建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に収納される製品貯蔵施設は、製品を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>また、製品の冷法のための適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>〔ページ 60～61〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6.1 設計基準対象の施設</p> <p>6.1.2 計測制御設備</p> <p>6.1.2.1 概要</p> <p>核燃料設備においては、検出器に封入して又は検出器の校正用に少量の核燃料物質を使用する。</p> <p>〔ページ 6 - 6 - 2〕</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 設計基準対象の施設</p> <p>8.1.1 概要</p> <p>試料分析関係設備においては、分析用の標準試料及び放射能測定を行う機器の校正用に少量の核燃料物質を使用する。</p> <p>〔ページ 6 - 8 - 1〕</p> <p>9. その他再処理設備の附属施設</p> <p>9.8 分析設備</p> <p>9.8.1 概要</p> <p>分析設備においては、分析用の標準試料及び分析装置の校正用に少量の核燃料物質を使用する。</p> <p>〔ページ 6 - 9 - 562〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p>
<p>第2節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等</p> <p>(輸送容器の取扱い)</p> <p>第 65 条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、法第 59 条第 2 項に基づき重搬荷器証の写し等及び当輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>B. 再処理の方法</p> <p>イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(2) 再処理の概要</p> <p>(i) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>3.1 設計基準対象の施設</p> <p>3.1.4 系統構成及び主要設備</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
2、3（略）	<p>トレーラトラックで搬入したキャスクを使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンを用いて使用済燃料輸送容器移送台車に積み替え、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫へ移送し、保管する。</p> <p>〔ページ 478〕</p>	<p>3.1.4.1 使用済燃料受入れ設備 (1) 系統構成 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は、トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンを用いて使用済燃料輸送容器移送台車に積み替え、遮蔽を考慮した使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫へ移送する。</p> <p>〔ページ 6-3-7〕</p>	
第5章 施設管理			
<p>(施設管理計画) 第74条 再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び再処理施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定 事業部長は、保全企画部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、安全を行べき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業指定基準規則」という。）に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経路等を考慮することができる。 (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次頁以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次頁以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理目標を設定する。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ、再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 (g) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設置性を満足するものとする。 3) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設置とする。 4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設置とする。</p> <p>〔ページ 58～59〕</p>	<p>(添付書類六) 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 また、補修及び点検については、適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。</p> <p>〔ページ 6-10-6〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設備及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び作業停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設備、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経歴</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的欠陥</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び作業停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備制御装置を使い、状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構造物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保安担当課長は、点検を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の新設又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第44条の4（変更の許可及び届出等）、第45条（設計及び工事の計画の認可）、及び第46条第3項（使用前事業者検査の</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の実施に当たって、第75条による設備管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び総括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適時に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第25条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採用した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮する状態であることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮することを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の発生を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。な</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>お、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転記録</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>保全を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13 情報共有</p> <p>6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>			
<p>(設計管理)</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>c. 設計開発</p> <p>(a) 設計開発計画</p> <p>(イ) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、設計開発計画の策定において、次掲げる事項を明確にする。</p> <p>1) 設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p>	<p>(添付書類九)</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
	<p>3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4) 設計開発に必要な組織の内閣及び外部の資源 (ハ) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (ニ) 組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 〔ページ 769～770〕</p>	<p>する。 〔ページ 9-9〕</p>	
<p>(作業管理) 第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の負荷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づき放射線廃棄物管理 (7) 第7章に基づき放射線管理 3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る） 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を確認するためあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。 7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。 8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。 9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設的一般設備 (7) その他の主要な構造 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 (g) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器は安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の認識を満足するものとする。 1) 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する認識とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。 2) 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮することができる認識とする。 3) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる認識とする。 4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる認識とする。 〔ページ 58～59〕</p>	<p>(添付書類六) 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 また、補修及び点検については、適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 〔ページ 6-10-6〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(使用前事業者検査の実施)</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p>(添付書類九)</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記</p>



再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第 77 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a.設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b.「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p>	<p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(ヘ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[ページ 780～781]</p>	<p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>[ページ 9-12～13]</p>	<p>載と漏れはない。</p>
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第 78 条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了する</p>	<p>(添付書類九)</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき再処理施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> <p>[ページ 9-15]</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と漏れはない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調査における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>までは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(ハ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>〔ページ 780～781〕</p>		
<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第79条 保安技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職員は、第1項及び第2項の実実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職員は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設備方針</p> <p>(g) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設備方針</p> <p>再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設備基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設備を満足するものとする。</p> <p>4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設備とする。</p> <p>〔ページ 59〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.6 保守管理</p> <p>再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。</p> <p>〔ページ 6-10-6〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と重複はない。</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>			
<p>第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針</p>			
<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1) 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の設備及び管理に関しては、「事業指定基準規則」に基づくとともに、「再処理規則」を遵守するものとする。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄については、放射性物質の放出に伴う公衆の線量が「線量告示」に</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから公衆、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と重複はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
	<p>定められた線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出放射物質の低減を行う。すなわち、以下の観点から放射性廃棄物の放出低減に対する実現可能性を考慮しつつ、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値（実効線量で50μSv/y）を超えないようにするとともに、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるように配慮する。</p> <p>〔ページ 509〕</p>	<p>業務従事者等という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>放射線による被ばくの管理及び放射性廃棄物管理の運用については、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定に定める。</p> <p>〔ページ 7-1-1〕</p>	
<p>第2節 放射性固体廃棄物</p>			
<p>（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）</p> <p>第81条の2 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物</p> <p>(i) 放射性固体廃棄物の種類</p> <p>放射性固体廃棄物には、ガラス固化体、ハレ・エンドピース、低レベル濃縮液の乾燥処理物及び固化体、廃溶媒の熱分解生成物並びに紙、布、フィルタ、ポンプ等の雑固体等がある。</p> <p>〔ページ 512〕</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設的设计及び管理に関しては、「再処理規則」を遵守するとともに、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）の考え方に基づくものとする。</p> <p>〔ページ 7-4-1〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等）</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当座雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略)</p> <p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>14、15 (略)</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物</p> <p>(ii) 放射性固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。</p> <p>これ以外の放射性固体廃棄物を詰めたドラム缶又は角型容器は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。</p> <p>〔ページ 512〕</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>10. 運搬保守</p> <p>10.4 放射性廃棄物管理</p> <p>また、放射性固体廃棄物の再処理施設内保管廃棄については、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>〔ページ 6-10-4〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第7章 放射線管理</p>			
<p>第1節 放射線管理に係る基本方針</p>			
<p>（放射線管理に係る基本方針）</p> <p>第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、再処理施設一般設備</p> <p>(2) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずることを要する。</p> <p>(i) 平常時の直接線及びスカイライン線による周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、取り扱う放射線物質の種類、量及びその移動を考慮し、放射線の遮蔽効果のある機器、洞道、セル及び建屋の内部に放射性物質を収納し、これらを組み合わせることを要する。</p> <p>(vi) 放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を合理的に達成可能な限り講ずる。</p> <p>〔ページ 12～13〕</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから公衆、放射線業務従事者及び管理区域に一時に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>放射線による被ばくの管理及び放射性廃棄物管理の運用については、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定に定める。</p> <p>〔ページ 7-1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第2節 区域管理</p>			
<p>（管理区域への出入管理）</p> <p>第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>1. 核原料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域の管理</p> <p>(i) 管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限る。管理区域へ</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>2. 再処理施設の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域の管理</p> <p>2.2.5 人の出入管理</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(1) 放射線管理部長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知を確認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7（略）</p>	<p>の人の出入り並びに物品の持ち込み及び持ち出しは、原則として出入管理室において行う。</p> <p>(ii) 管理区域については「再処理規則」に従って、次の措置を講ずる。</p> <p>(d) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(b)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>〔ページ 504〕</p>	<p>(1) 管理区域への立入制限 管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。 管理区域への立入制限は、出入管理室において行う。</p> <p>(2) 出入管理の原則 a. 管理区域への出入りは、第2.2-1 図に示す建屋に設ける出入管理室から行うこととし、出入りに際しては、出入管理室において確認記録する。 b. 管理区域に立ち入る者には、所定の防護衣、個人線量計を着用させる。 c. 汚染のおそれのある管理区域から退出する者には、退出モニタ等によって表面汚染検査を行わせる。</p> <p>〔ページ 7-2-10〕</p>	
第6節 物品移動の管理			
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の2号及び5号～8号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は墜落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬容器に標識を設け、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物（再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 さらに、敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>〔ページ 502〕</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>2. 再処理施設の放射線管理 2.2.6 物品の搬出入管理 管理区域への物品の持ち込み及び持ち出しは、原則として出入管理室において行う。 ただし、使用済燃料輸送容器、大型機器等の搬出入に際しては、各施設の機器搬入口に専用又は臨時の出入管理設備を設けて、搬出入管理を行う。 汚染のおそれのある管理区域から物品を持ち出そうとする場合には、その持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面汚染検査を行う。</p> <p>〔ページ 7-2-11〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限り。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>	<p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 さらに、敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>〔ページ 502〕</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから公衆、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 さらに、敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。 放射線による被ばくの管理及び放射性廃棄物管理の運用については、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定に定める。</p> <p>〔ページ 7-1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(2) 核燃料輸送物の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>			
第8章 非常時の措置			
第1節 事前対策			
<p>（非常時対策組織） 第109条 事業部長は、再処理事業所の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。 2（略）</p>	<p>八、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設備基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (i) 重大事故等対策 (d) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 (ハ) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。 1) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担及び責任者を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常召集及び昇格警備を行い、非常時対策組織を設置して対処する。 非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。 再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。 非常時対策組織における指揮命令系統を明確するとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。 非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する非常時対策組織本部、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成する。 〔ページ 578～579〕</p>	<p>（添付書類六） 10. 運転保守 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 〔ページ 6-10-7〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 ただし、重大事故等の対策については、新規規制基準に対応した保安規定変更認可申請を適切な時期に実施する。</p>
第9章 教育訓練			
<p>（使用済燃料による総合試験における教育訓練） 第120条 再処理工場に所属する管理担当課長、機械保全部、計装保全部、電気保全部及び放射線管理部の各課長並びに統括当直長は、別表49の4に定める事項について、教育訓練対象者、実施時期及び実施方法を記載した教育訓練計画を定め、所属部長の承認を得る。 2 前項の課長等は、前項の計画に基づき教育訓練を実施し、その結果を所属部長に報告する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 F. 資源の管理 b. 要員の力量の確保及び教育訓練 (a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の掲げる業務を行う。 (イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (ハ) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 〔ページ 767〕</p>	<p>（添付書類三） 八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項 5. 技術者に対する教育及び訓練 (1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。 b. 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。 〔ページ 3-38〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（社員等への保安教育） 第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 F. 資源の管理</p>	<p>（添付書類三） 八、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部において技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>(ハ) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>〔ページ 767〕</p>	<p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>b. 再処理事業所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに基づいて教育を実施する。ための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。</p> <p>〔ページ 3-39〕</p> <p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.8 教育及び訓練</p> <p>所員に対して、再処理施設の運転、保安、放射線防護及び異常時の措置に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。</p> <p>〔ページ 6-10-8〕</p>	
<p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合（次項に定める場合を除く。）は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転本部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に基づいて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問した後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転本部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>d. 調達</p> <p>(b) 調達物品等要求事項</p> <p>(イ) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>〔ページ 774〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.10 所員以外の者に対する保安措置</p> <p>所員以外の者を再処理施設内に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与えるとともに、特に管理区域などで作業する請負業者には放射線防護に関する教育、訓練について所員と同等の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>〔ページ 6-10-10〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第10章 再処理施設の定期的な評価</p>			
<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>a. 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(a) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(b) 組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>〔ページ 778〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第11章 記録及び報告</p>			
<p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>D. 品質マネジメントシステム</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(d) 記録の管理</p> <p>(イ) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.11 記録及び報告</p> <p>再処理施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。</p> <p>〔ページ 6-10-11〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 再処理施設保安規定  
事業指定※と保安規定の記載整理表

※ 2020年7月29日 事業変更許可

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>（報告） 第126条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。 (1)～(3) (略) (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 (5) (略) 2、3、4 (略)</p>	<p>〔ページ 760〕 八、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過度変化及び異常な基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (イ) 重大事故等対策 (ロ) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備 (ハ) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。 1) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担及び責任者を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常召集及び通報連絡を行い、非常時対策組織を設置して対処する。 〔ページ 578〕</p>	<p>（添付書類六） 10. 運転保守 10.11 記録及び報告 再処理施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。 〔ページ 6-10-11〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 ただし、重大事故等の対策については、新規規制基準に対応した保安規定変更認可申請を適切な時期に実施する。</p>
<p>附 則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第125条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第125条に基づき保存する。 4. 第34条別表14について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。 ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>添付1 長期施設管理方針  添付1 長期施設管理方針 (第79条関連)  再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)  高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一級構造 (7) その他の主要な構造 (イ) 安全機能を有する施設の設置方針 (ロ) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設置方針 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び異常な基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下にその機能を満たすものとする。 3) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる施設とする。 4) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる施設とする。 〔ページ 58～59〕</p>	<p>（添付書類六） 10. 運転保守 10.6 保守管理 再処理施設の保守管理は、再処理施設の設備等の性能の維持のため、保安規定に基づき、検査、点検及び補修（部品交換等の措置を含む。）に関する規定を遵守し、必要な計画を定めて実施する。計画の策定に当たっては、再処理施設の特徴、安全機能、構造及び設備を考慮して実施する。 また、補修及び点検については、適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 〔ページ 6-10-6〕</p>	<p>左記のとおり事業指定に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可と保安規定の記載整理表

2020 年 8 月 17 日  
日本原燃株式会社



再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
第1章 総則			
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>廃棄物管理施設は、最終的な処分がされるまでの間、ガラス固化体を安全に管理する施設であり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する安全機能を有する施設は、「原子炉等規制法」に基づきその機能を維持するために適切に設計する。</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の受ける線量が、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。</p> <p>さらに、公衆の受ける線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>[ページ 8次補正本文 5]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の法令の要求を満足するものとする。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類五 5-1-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）及び技術本部長は、<b>第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）</b>に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>b. 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>[ページ 8次補正本文 72]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C4111-2009）」及び「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第32号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、維持するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類二 2-32]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第3条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を<b>第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき</b>実施させる。</p> <p>2 <b>各職位（この規定において「各職位」とは、第4条に示す組織における課長以上の者をいう。）</b>は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>[ページ 8次補正本文 73]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C4111-2009）」及び「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第32号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、維持するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類二 2-32]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(事業者対応方針等の履行)</p> <p>第3条の3 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>(a) 組織の外部の者の意見</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各組織は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>(イ) 組織は、監視則定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>〔ページ 8次補正本文 89〕</p>		
<p>第1章の2 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価・確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <p>a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を</p> </div>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>A. 目的</p> <p>廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価・確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>B. 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。</p> <p>C. 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次掲げるもののほか「品質管理基準規則」に従う。</p> <p>a. 廃棄物管理施設 「原子力等規制法」第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</p> <p>b. 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、廃棄物管理施設の運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p> <p>D. 品質マネジメントシステム</p> <p>a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(a) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(b) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(イ) 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(ロ) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>4. 設備及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>なお、設備及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類二 2-32〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過失による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次掲げる業務を実施する。</p> <p>a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</p> <p>c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）</p> <p>d.プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</p> <p>g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにするには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <p>a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b.風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>(ハ) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(c) 組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、「品質管理基準規則」に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(d) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>(ロ) プロセスの順序及び相互関係を明確にすること。</p> <p>(ハ) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>(ニ) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(ホ) プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(ヘ) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>(ト) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(チ) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(e) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(f) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(g) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</p> <p>a.品質方針及び品質目標</p> <p>b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c.品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e.プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の紐付けを含む。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</p> <p>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること」は、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</p> <p>c.a.及び b.の審査並びに b.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）</p> <p>d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p>	<p>b. 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(a) 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(イ) 品質方針及び品質目標</p> <p>(ロ) 品質マニュアル</p> <p>(ハ) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した文書</p> <p>(ニ) 「品質管理基準規則」の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>(b) 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(ロ) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(ハ) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(ニ) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(ホ) プロセスの相互の関係</p> <p>(c) 文書の管理</p> <p>(イ) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>1) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>2) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>3) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>4) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>5) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>6) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>7) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>8) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(d) 記録の管理</p> <p>(イ) 組織は、「品質管理基準規則」に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p><b>5 経営責任者等の責任</b></p> <p><b>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</b></p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a.品質方針を定めること。 b.品質目標が定められているようにすること。 c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。） d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 e.資源が利用できる体制を確保すること。 f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p><b>5.2 原子力の安全の確保の重視</b></p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p><b>5.3 品質方針</b></p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</p> <p>a.組織の目的及び状況に対して適切なるものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。） b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 d.要員に周知され、理解されていること。 e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p><b>5.4 計画</b></p> <p><b>5.4.1 品質目標</b></p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。） (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p><b>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</b></p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）</p> <p>a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の</p>	<p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(a) 品質方針を定めること。 (b) 品質目標が定められているようにすること。 (c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(d) E. f. (a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (e) 資源が利用できる体制を確保すること。 (f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>b. 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>c. 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(a) 組織の目的及び状況に対して適切なるものであること。 (b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (d) 要員に周知され、理解されていること。 (e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>d. 計画</p> <p>(a) 品質目標</p> <p>(イ) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(ロ) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(イ) 社長は、品質マネジメントシステムがD. a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(ロ) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 2) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b.品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c.資源の利用可能性</p> <p>d.責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d.関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e.関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e.要員が、積極的に業務の改善に対する真摯な報告を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）</p>	<p>3) 資源の利用可能性</p> <p>4) 責任及び権限の割当て</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(イ) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(ロ) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(ハ) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(ニ) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(c) 管理者</p> <p>(イ) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(ロ) 管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>5) 要員が、積極的に業務の改善に対する真摯な報告を行えるようにすること。</p> <p>(ハ) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a.内部監査の結果 b.組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。） c.プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001(ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） d.使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。） e.品質目標の達成状況 f.健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） g.関係法令の遵守状況 h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 k.部門又は要員からの改善のための提案 l.資源の妥当性 m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。） b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p>	<p>(d) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>f. マネジメントレビュー (a) 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。 (b) マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 (イ) 内部監査の結果 (ロ) 組織の外部の者の意見</p> <p>(ハ) プロセスの運用状況</p> <p>(ニ) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(ホ) 品質目標の達成状況 (ヘ) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(ト) 関係法令の遵守状況 (チ) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(リ) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 (ヌ) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (ル) 部門又は要員からの改善のための提案 (ヲ) 資源の妥当性 (ワ) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(c) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (イ) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 5) 関係法令の遵守に関する改善</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>e.関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外側から調達できる資源（組織の外側から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</p> <p>a.要員</p> <p>b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>d.その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに調達する、又は雇用することを含む。）</p> <p>c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</p> <p>a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「適合判定基準」という。）</p> <p>e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<p>(ロ) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>F. 資源の管理</p> <p>a. 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(a) 要員</p> <p>(b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(c) 作業環境</p> <p>(d) その他必要な資源</p> <p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>(ハ) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(ニ) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(ホ) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>a. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(a) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(b) 組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(c) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(イ) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(ロ) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(ハ) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(ニ) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「適合判定基準」という。）</p> <p>(ホ) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>		



再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に直したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <p>a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b.関係法令</p> <p>c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a.当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</p> <p>c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a.設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a.機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p>	<p>(d) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に直したものとす。</p> <p>b. 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>(a) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項は組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(イ) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(ロ) 関係法令</p> <p>(ハ) (イ)、(ロ)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(b) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(イ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>3) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(ハ) 組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(c) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>c. 設計開発</p> <p>(a) 設計開発計画</p> <p>(イ) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>1) 設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>4) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(ハ) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(b) 設計開発に用いる情報</p> <p>(イ) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>1) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>c.関係法令 d.その他装置開発に必要な要求事項 (2) 組織は、装置開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 装置開発の結果に係る情報 (1) 組織は、装置開発の結果に係る情報を、装置開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、装置開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該装置開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、装置開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a.装置開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c.合否判定基準を含むものであること。 d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 装置開発レビュー (1) 組織は、装置開発の適切な段階において、装置開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「装置開発レビュー」という。）を実施する。 a.装置開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b.装置開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、装置開発レビューに、当該装置開発レビューの対象となっている装置開発段階に関連する部門の代表者及び当該装置開発に係る専門家を参加させる。 (3) 組織は、装置開発レビューの結果の記録及び当該装置開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 装置開発の検証 (1) 組織は、装置開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該装置開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。） (2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該装置開発を行った要員に当該装置開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 装置開発の妥当性確認 (1) 組織は、装置開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、装置開発計画に従って、当該装置開発の妥当性確認（以下「装置開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該装置開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、装置開発妥当性確認を行うことを含む。） (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、装置開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、装置開発妥当性確認の結果の記録及び当該装置開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 装置開発の変更の管理 (1) 組織は、装置開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、装置開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、(2)の審査において、装置開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置</p>	<p>3) 関係法令 4) その他装置開発に必要な要求事項 (ロ) 組織は、装置開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 (c) 装置開発の結果に係る情報 (イ) 組織は、装置開発の結果に係る情報を、装置開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (ロ) 組織は、装置開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該装置開発の結果に係る情報を承認する。 (ハ) 組織は、装置開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 1) 装置開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 3) 合否判定基準を含むものであること。 4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(d) 装置開発レビュー (イ) 組織は、装置開発の適切な段階において、装置開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「装置開発レビュー」という。）を実施する。 1) 装置開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 2) 装置開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (ロ) 組織は、装置開発レビューに、当該装置開発レビューの対象となっている装置開発段階に関連する部門の代表者及び当該装置開発に係る専門家を参加させる。 (ハ) 組織は、装置開発レビューの結果の記録及び当該装置開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 装置開発の検証 (イ) 組織は、装置開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、装置開発計画に従って検証を実施する。 (ロ) 組織は、装置開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (ハ) 組織は、当該装置開発を行った要員に当該装置開発の検証をさせない。</p> <p>(f) 装置開発の妥当性確認 (イ) 組織は、装置開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、装置開発計画に従って、当該装置開発の妥当性確認（以下「装置開発妥当性確認」という。）を実施する。 (ロ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、装置開発妥当性確認を完了する。 (ハ) 組織は、装置開発妥当性確認の結果の記録及び当該装置開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(g) 装置開発の変更の管理 (イ) 組織は、装置開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (ロ) 組織は、装置開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (ハ) 組織は、装置開発の変更の審査において、装置開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (ニ) 組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外から確保する際、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p>	<p>に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>d. 調達</p> <p>(a) 調達プロセス</p> <p>(イ) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(ロ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(ハ) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(ニ) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(ホ) 組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ヘ) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>(b) 調達物品等要求事項</p> <p>(イ) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(ロ) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(ハ) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(ニ) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(c) 調達物品等の検証</p> <p>(イ) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(a) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>a.廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</p> <p>b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検正することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確なる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調査物品の管理</p> <p>組織は、調査した物品が使用されるまでの間、当該物品を調査物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）</p> <p>b.校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>c.所要の調整がなされていること。</p>	<p>(イ) 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(ニ) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(ホ) H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(ヘ) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(b) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(イ) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検正することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確なる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(ハ) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>3) 妥当性確認の方法</p> <p>(c) 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(イ) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(d) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 調査物品の管理</p> <p>組織は、調査した物品が使用されるまでの間、当該物品を調査物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>f. 監視測定のための設備の管理</p> <p>(a) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(b) 組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(c) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(イ) あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>(ロ) 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>(ハ) 所要の調整がなされていること。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。） (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。） a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b.実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。） (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法</p>	<p>(二) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (ホ) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (d) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (e) 組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (f) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (g) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>H. 評価及び改善 a. 監視測定、分析、評価及び改善 (a) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。  (b) 組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>b. 監視測定 (a) 組織の外部の者の意見 (イ) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (ロ) 組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 (b) 内部監査 (イ) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。  1) 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 2) 実効性のある実施及び実効性の維持 (ロ) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (ハ) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (ニ) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (ホ) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (ハ) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。  (ト) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (フ) 組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(c) プロセスの監視測定 (イ) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によ</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>によりこれを行う。</p> <p>（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと）を確保する。</p> <p>（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3) 組織は、次掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p>	<p>りこれを行う。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(ハ) 組織は、(イ)の方法により、プロセスが E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(二) 組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(ホ) 組織は、E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(二) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</p> <p>(ハ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>c. 不適合の管理</p> <p>(a) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(c) 組織は、次掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(イ) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(ロ) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>(ハ) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(ニ) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設等の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が浮き彫りされたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b.個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c.機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</p> <p>d.調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内点監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び顕化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外的課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返して発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）</p> <p>g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>(d) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(e) 組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>d. データの分析及び評価</p> <p>(a) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(b) 組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>(イ) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(ハ) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>(二) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>e. 改善</p> <p>(a) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内点監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(b) 是正処置等</p> <p>(イ) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>1) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>i) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ii) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p>		

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確化した上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転業務等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</p> <p>（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p>	<p>(ロ) 組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(ハ) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確化した上で、適切な措置を講じる。</p> <p>(c) 未然防止処置</p> <p>(イ) 組織は、原子力施設その他の施設の運転業務等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</p> <p>1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(ロ) 組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>〔ページ 8次補正文本文 68～95〕</p>		
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織</p>			
<p>（保安に関する組織）</p> <p>第4条 廃棄物管理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりである。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正 本文75〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類二 2-21〕</p> <p>（添付書類五）</p> <p>8. 運転・保守</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、廃棄物取扱主任者、再処理工場計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、新基準施設計画部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>
<p>第2節 職務</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、管理責任者として必要</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正 本文75〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類二 2-21～2-23〕</p> <p>（添付書類五）</p> <p>8. 運転・保守</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>



再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>な業務を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(9) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(10) エンジニアリングセンター長は、設備部長及びプロジェクト部長を指し、設備部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 設備部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造（以下、核燃料物質等の取扱いの開始の後における第3条の4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 再処理工場部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第13条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証部長は、品質保証課長及び事業者検査課長を指し、品質保証課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(15) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第7条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線防護課長及び環境管理課長を指し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線防護課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(17) 核物質管理部長は、警備課長を指し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(19) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運輸部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) 運輸部長は、統括当直長を指し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、ユーティリティ課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指し、ユーティリティ課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(30) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築技術課長は、建物の設置及び足場に係る設計に関する業務を行う。</p>		<p>長、廃棄物取扱主任者、再処理工場部長、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、新基準設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-1〕</p>	

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(32) 耐震技術課長は、建物の設置及び改修に係る耐震診断に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築課長は、建物の設置及び改修に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(34) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(35) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(36) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(38) 放射線測定課長は、放射線測定器等の管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(40) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装器具課長は、廃棄物管理施設の計装品の点検に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(47) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(48) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職目が所管する業務を除く。</p> <p>(49) 保安管理課長は、第59条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(50) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(51) 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、総括当直長が所管する業務を除く。</p> <p>(52) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保守担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>(53) 第26条に定める使用前事業者検査又は第27条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>			
<p>第3節 廃棄物取扱主任者</p>			
<p>(廃棄物取扱主任者の職務等)</p> <p>第7条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に履行。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 第60条に示す記録を確認すること。</p> <p>(5) 第20条第2項に定める取扱い計画及び第25条に定める作業実施計画（第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係るものを除く。）について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正文 75〕</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和63年11月7日 総理府令第47号）に基づき、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を廃棄物取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>廃棄物取扱主任者は、廃棄物管理施設の保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(7) 第12条第1号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改訂において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長、事業部長および技術本部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>		<p>保した配置とする。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類二 2-40〕</p>	
<b>第4節 会議体</b>			
<p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第59条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2、3、4、5、6 （略）</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(d) 組織の内部の情報伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正本文 76〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>廃棄物管理事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類二 2-23〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理の施設事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づき以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② 第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 第59条に基づく定期的な評価の実施計画</p> <p>(6) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第59条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(d) 組織の内部の情報伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正本文 76〕</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>また、廃棄物管理施設の改造計画、ガラス固化体の受入れ計画等について、技術的専門性を有した委員によって、廃棄物管理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する貯蔵管理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重するとともに、事業部長は第1項第2号の規定を定める。			
<b>第3章 廃棄物管理施設の操作及びガス固化体の管理</b>			
<b>第1節 通則</b>			
<p><b>(操作員の確保)</b> 第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。 ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。 2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。 3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 F. 資源の管理 a. 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (a) 要員  b. 要員の力量の確保及び教育訓練 (a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (イ) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 〔ページ 8次補正文 78〕</p>	<p>(添付書類二) 5. 技術者に対する教育及び訓練 (1) 技術者に対しては、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。 a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的に実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。 b. 廃棄物の取扱いに係る技術者に対して、知識、技術及び技能に係る筆記及び実技試験を定期的に実施する。また、必要となる教育及び訓練計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。 c. 実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的な運転操作を習得させる。 d. 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会、日本原子力発電株式会社）等において、原子力安全、技術、技能の維持及び向上を目的とした社外研修、講習会等に参加させ関連知識を習得させる。 〔ページ 8次補正 添付書類二 2-38～39〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>(巡視点検)</b> 第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 e. 個別業務の管理 (a) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 (イ) 廃棄物管理施設の保安のために必要な警備利用できる体制にあること。 (ロ) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (ハ) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (ニ) 監視則定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (ホ) H. b. (c)に基づき監視則定を実施していること。 〔ページ 8次補正文 86～87〕</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>(操作上の一般事項)</b> 第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び見込んだ結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。 ① 操作前後の確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること ② 警報作動時の対応内容に関すること 2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 3 貯蔵管理課長は、ガス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 a. 個別業務に必要なプロセスの計画 (c) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (イ) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (ロ) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 (ハ) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 (ニ) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視則定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） 〔ページ 8次補正文 79～80〕</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.3 運転管理 廃棄物管理施設の運転管理は、保安規定に定める廃棄物管理施設運転上の制限、廃棄物管理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、廃棄物管理施設の運転に習熟した者を確保し、かつ、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-1～2〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>(引継)</b> 第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。 2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 e. 個別業務の管理 (a) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該</p>	<p>(添付書類五) 8. 運転保守 8.3 運転管理 廃棄物管理施設の運転管理は、保安規定に定める廃棄物管理施設運転上の制限、廃棄物管理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、廃棄物管理施設の運転に習熟した者を確保し、かつ、機器の性能</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
	当しないと思われるものを除く。）に適合するように実施する。 (イ) 廃棄物管理施設の保安のために必要な静動利用できる体制にあること。 [ページ 8次補正本文 86～87]	及び状態を正しく把握した上で行う。 [ページ 8次補正 添付書類五 5-8-1～2]	
第2節 ガラス固化体の受入れ			
(ガラス固化体の受入れ計画) 第13条 再処理工画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) ガラス固化体を充填した輸送容器の受入れ予定時期 (2) 受入れるガラス固化体の本数 2 再処理工画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。 (1) 廃棄物管理施設で受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間500本を超えないこと。 (2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である2,880本（ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟においてそれぞれ1,440本）を超えないこと。 (3) 貯蔵ポットの下部フレナム部に入域しての保守が必要になった場合に、保守対象の貯蔵ポットに収納されているガラス固化体を、保守の間、当該貯蔵ポット以外の貯蔵ポットに移動が可能であることを確認すること。 3 事業部長は、第1項の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 4 貯蔵管理課長は、第1項の計画に基づき廃棄物管理施設の操作を行う。	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 (2) 管理施設 (iii) 管理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大管理能力 放射性廃棄物の種類 ガラス固化体 最大管理能力 2,880本 [貯蔵ポット1基当たり720本 (総発熱量1,440kW/基以下)] [ページ 8次補正本文 46] 二、放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備 (3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力 放射性廃棄物の種類 ガラス固化体 最大受入能力 年間500本 [ページ 8次補正本文 49～50]	(添付書類五) 8. 運転保守 8.4 ガラス固化体の受入れ管理 ガラス固化体の受入れは、あらかじめ定める受入れ計画等に従い、受け入れるガラス固化体の仕様が受入れ基準に適合することを確認するとともに、輸送容器及び搬送設備を使用し、保安のために必要な措置を取りながら行う。 [ページ 8次補正 添付書類五 5-8-2]	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(輸送容器の確認) 第14条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設でガラス固化体を納めた輸送物を受け入れる場合は、その輸送容器について、事前に、廃棄物管理施設での使用に適合した輸送容器であることを確認するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）第21条に基づく申請書及び外運搬規則第19条に基づく申請書の写しにより、別表3を満たすことを確認する。 また、廃棄物管理施設での使用に適合していることを既に確認した輸送容器を再度使用する場合は、外運搬規則第19条に基づく申請書の写しを第60条に基づく記録と照合することにより、確認する。 2 (略)	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 B. 廃棄の方法 イ. 廃棄物管理の方法の概要 (1) 輸送容器受入れ及び一時保管 廃棄物管理施設で受け入れるガラス固化体を納めた輸送容器は、事前に、航空機の衝撃荷重に対して健全性を確保できる輸送容器であることを確認する。 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体は、輸送容器に収納した状態で受け入れ、輸送容器一時保管区域に一時保管する。 [ページ 8次補正本文 65]	(添付書類五) 1. 安全設計 1.2 放射線線の遮蔽に関する設計 1.2.1 遮蔽設計の基本方針 5) 遮蔽設計における線原は、ガラス固化体及びガラス固化体を収納したガラス固化体輸送容器（以下「輸送容器」という。）とする。ガラス固化体の線原強度は、ガラス固化体の仕様等に基づき、遮蔽設計上厳しい評価結果を与えるように設定する。ガラス固化体を収納した輸送容器の線原強度については、輸送容器の遮蔽条件を考慮し設定する。 [ページ 8次補正 添付書類五 5-1-5] 1.6 その他 1.6.2 航空機に対する防護設計 1.6.2.2 防護対象施設 ガラス固化体の輸送容器は、航空機の衝撃荷重に対して健全性が確保できる鋼製構造のものを受け入れる。 [ページ 8次補正 添付書類五 5-1-79] 4. 放射性廃棄物の受入施設 4.2 ガラス固化体受入れ設備 4.2.4 主要設備 (1) 工程構成 a. 輸送容器受入れ及び一時保管工程 輸送容器表面からの放熱は、自然通風により除去する設計とする。 [ページ 8次補正 添付書類五 5-4-5]	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(ガラス固化体検査・測定)</p> <p>第19条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体検査・測定を行う場合は、「再処理事業所 廃棄物管理施設 保安規定運用要領」に定められた目的、判定基準に従って行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設的位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設的位置、構造及び設備</p> <p>二、放射線廃棄物の受入施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>ガラス固化体受入れ設備は、受け入れた輸送容器を搬送するための受入れ建屋天井クレーン及び輸送容器搬送台車、輸送容器からガラス固化体を1本ずつ拔出し搬送するためのガラス固化体検査室天井クレーン、検査を行うガラス固化体を一時仮置きするためのガラス固化体仮置き架台、ガラス固化体の検査を行うためのガラス固化体検査装置で構成する。</p> <p>〔ページ 8次補正本文 48〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>4. 放射線廃棄物の受入れ施設</p> <p>4.2 ガラス固化体受入れ設備</p> <p>4.2.4 主要設備</p> <p>c. ガラス固化体検査工程</p> <p>本工程は、ガラス固化体検査室天井クレーンを遠隔操作してガラス固化体仮置き架台からガラス固化体を抜き出し、テレビカメラを用いたガラス固化体の外観検査、スミヤ法によるガラス固化体の表面汚染検査及びガスサンプリング法によるガラス固化体の閉じ込め検査を行うとともに、ガラス固化体の放射線物質の量、質量等に関する測定を行う。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-4-5〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第3節 ガラス固化体の貯蔵管理</p>			
<p>第4章 施設管理</p>			
<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い、保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全企画部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業許可基準規則」という。）に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転誘致等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設備及び工事の重要度の設定</p>	<p>四、廃棄物管理施設的位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設的位置、構造及び設備</p> <p>ロ、廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(d) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射線物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所から放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は点検及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>〔ページ 8次補正本文 34～35〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.7 保守</p> <p>廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改修に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(1) 設置及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設置及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設置及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の効用及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</li> <li>b. 廃棄物管理施設の設置及び工事の計画</li> <li>c. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）</li> <li>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</li> <li>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</li> <li>f. 廃棄物管理施設の設置、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</li> <li>g. 上記f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</li> <li>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</li> </ul> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転記録</li> <li>b. 使用環境及び設置環境</li> <li>c. 劣化、故障モード</li> <li>d. 機器の構造等の設計的知見</li> <li>e. 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 時間基準保全</li> <li>② 状態基準保全</li> </ul> </li> <li>b. 事後保全</li> </ul>			

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(3) 保潔担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法 ② 構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構造物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保潔担当課長は、点検を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第27条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職目は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職目は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及</p>			



再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）、第51条の7（設計及び工事の計画の認可）、第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ廃棄物管理施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 保全施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の実施に当たって、第24条による設備管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第26条、第27条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び保修担当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採択した構造物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮する状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>			

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</p> <p><b>10 保全の有効性評価</b>            保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。            なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理目標の監視結果            b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績            c. トラブル等運転経験            d. 経年劣化に関する技術的な評価            e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ            f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価            b. 劣化トレンドによる評価            c. 類似機器等のベンチマークによる評価            d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><b>11 施設管理の有効性評価</b>            (1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><b>12 構成管理</b>            保全を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条の4 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。）            (2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）            (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p><b>13 情報共有</b>            6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資する</p>			

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>ために必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>			
<p><b>（設計管理）</b> 第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3の設計開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 c. 設計開発 (a) 設計開発計画 (イ) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。 (ロ) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 1) 設計開発の性質、期間及び複雑性の程度 2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4) 設計開発に必要な組織の内部及び人材の資源 (ハ) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (ニ) 組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 〔ページ 8次補正本文81～82〕</p>	<p>（添付書類八） 4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査 4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。 〔ページ 8次補正 添付書類八 8-10～11〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>（作業管理）</b> 第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射線廃棄物管理 (7) 第6章に基づく放射線管理 3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。 6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発見し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。 7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。 8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 D. 廃棄物管理施設的一般構造 (6) その他の主要な構造 (d) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射線物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所から放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下に設計を満足するものとする。 1) 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有する設計とする。 2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。 3) 安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 〔ページ 8次補正本文 34～35〕</p>	<p>（添付書類五） 8. 運転保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>要な措置を講じる。</p> <p><b>(使用前事業者検査の実施)</b></p> <p>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を締括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※</sup> 1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調査における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別個、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職立又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職立は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</p> <p>(ヘ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>〔ページ 8次補正文本文91～92〕</p>	<p>(添付書類八)</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類 八-8-13～14〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>(定期事業者検査の実施)</b></p> <p>第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を締括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>H. 評価及び改善</p> <p>b. 監視測定</p> <p>(d) 機器等の検査等</p> <p>(イ) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(ロ) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(添付書類八)</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき廃棄物管理施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類八 8-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(2) 検査要領書<sup>※</sup> 1 を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋没施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調査における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別個、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保衛担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>(ハ) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ニ) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</p> <p>(ヘ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>〔ページ 8次補正文91~92〕</p>		
<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第28条 保安技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設的一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(d) 安全機能を有する施設</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下に記述を満足するものとする。</p> <p>1) 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するため必要がある場合には、多重性を有する設計とする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修繕ができる設計とする。</p> <p>3) 安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転と保守</p> <p>8.7 保守</p> <p>廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び点検に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を図ることがないように行う。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
	〔ページ 8次補正文 34~35〕		
第5章 放射性廃棄物管理			
<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の受ける線量が、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。</p> <p>さらに、公衆の受ける線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>〔ページ 8次補正文 8〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)及び「労働安全衛生法」を遵守し、廃棄物管理施設に起因する放射線被ばくから公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類六 6-1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 技術管理部長、設備部長、プロジェクト部長、再処理工場部長、新基幹設備部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長（以下「各課長等」という。）は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講ずる。</p> <p>2 貯蔵管理部長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3 貯蔵管理部長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第11条に基づく巡視点検により確認する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(j) 廃棄施設</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、管理区域で発生する固体廃棄物をドラム缶等に封入し、十分な容量を有する固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する設備とする。</p> <p>〔ページ 8次補正文 39〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>7.4 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.4.2 固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>(1) 本設備は、固体廃棄物をドラム缶等に封入し、専用の貯蔵室に保管廃棄する設備とする。</p> <p>(2) 本設備は、予想される固体廃棄物の発生量に対して、十分な貯蔵容量を有する設備とする。</p> <p>7.4.2.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物貯蔵設備の主要設備の仕様を第7.4-1表に示す。</p> <p>7.4.2.4 主要設備</p> <p>本設備は、固体廃棄物をドラム缶等に封入し、ガラス固化体受入れ建屋の固体廃棄物貯蔵室にパレットを用いること等により3段階積みで保管廃棄できる設備とする。</p> <p>固体廃棄物貯蔵室は、約5年分の発生量を貯蔵できる容量を有する設備とし、必要な場合は警報等を考慮する。</p> <p>7.4.2.5 評価</p> <p>(1) 本設備は、固体廃棄物をドラム缶等に封入し、ガラス固化体受入れ建屋の固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する設備としている。</p> <p>(2) 本設備は、約5年分の発生量の固体廃棄物を保管廃棄することができる設備としている。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類六 6-1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第29条の2 事業部長は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が警報検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(j) 廃棄施設</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、管理区域で発生する固体廃棄物をドラム缶等に封入し、十分な容量を有する固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する設備とする。</p> <p>〔ページ 8次補正文 39〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に際しては、「廃棄物管理事業規則」を遵守するとともに、次の考え方に基づくものとする。</p> <p>(3) 固体廃棄物は、十分な貯蔵容量を有する貯蔵設備に保管廃棄する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類六 6-4-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理部長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する</p> <p>2 放射線管理部長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理部長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理部長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づく巡視点検により確認する。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(j) 廃棄施設</p> <p>(ク) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、管理区域で発生する液体廃棄物を収集し、十分な容量を有する貯槽に保管廃棄する設備とする。</p> <p>〔ページ 8次補正文 39〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に際しては、「廃棄物管理事業規則」を遵守するとともに、次の考え方に基づくものとする。</p> <p>(2) 液体廃棄物は、十分な貯蔵容量を有する貯槽に保管廃棄する。</p> <p>〔ページ 8次補正 添付書類六 6-4-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
第6章 放射線管理			
第1節 放射線管理に係る基本方針			
<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の受ける線量が、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。</p> <p>さらに、公衆の受ける線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>[ページ 8次補正文 8]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、廃棄物管理施設に起因する放射線被ばくから公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類六 6-1-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第2節 区域管理			
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し承認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(イ) 放射線管理施設</p> <p>再処理事業所には、放射線業務従事者及び管理区域へ一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）の放射線障害を防止するため、以下のとおり放射線管理施設を設ける設計とする。</p> <p>(イ) 放射線業務従事者等の管理区域への出入管理を行う出入管理設備や、管理区域への出入りに伴う汚染の管理及び除染を行う汚染管理設備を設けるとともに、放射線業務従事者等の線量管理のため、個人管理用設備を備える設計とする。</p> <p>[ページ 8次補正文 37]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>2. 施設の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>2.2.5 人の出入管理等</p> <p>(1) 管理区域への立入制限</p> <p>管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。</p> <p>管理区域への立入制限は、出入管理室において行う。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類六 6-2-9]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第4節 線量当量等の測定			
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第42条 放射線測定器課長は、別表17に定める放射線測定器を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線測定器課長は、別表17に定める放射線測定器が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>e. 個別業務の管理</p> <p>(c) 識別及びトレーサビリティの確保</p> <p>(イ) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別管理及びトレーサビリティの確保し、管理する。</p> <p>[ページ 8次補正文 87～88]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>8. 運用保守</p> <p>8.7 保守</p> <p>廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改修に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を図ることがないように行う。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第5節 物品移動の管理			
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の1号及び4号～7号は適用しない。</p> <p>(1) 管理規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が管理規則に定める限度を超えない場合であって、管理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付がに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 管理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬容器に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(二) 関係法令を遵守すること。</p> <p>[ページ 8次補正文 75]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>2. 施設の放射線管理</p> <p>2.2.6 物品の搬出入管理</p> <p>管理区域への物品の持ち込み持出しは、原則として出入管理室において行う。</p> <p>ただし、輸送容器、大型機器等の搬出入に際しては、機器搬出出入口で放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行うこととし、必要に応じて臨時の出入管理設備を設ける。</p> <p>汚染のおそれのある管理区域から物品を持ち出すとする場合には、その持ち出すようしている物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面汚染検査を行う。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類六 6-2-11]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物（管理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に管理規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<b>運搬前に</b>表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを<b>運搬前に</b>確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>			
<p>（事業所外への運搬）</p> <p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料物質輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、<b>運搬前に</b>措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料物質輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限り。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 核燃料物質輸送物の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 核燃料物質輸送物の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質輸送物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(二) 関係法令を遵守すること。</p> <p>[ページ 8次補正文 75]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線防護管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、廃棄物管理施設起因する放射線防護から公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類六 6-1-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）</p> <p>第 45 条の 2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前にも外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を（事業所外での運搬中に関するものを除く）講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、<b>運搬前に</b>次の事項を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 吊上げ検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 温度測定検査</p> <p>(8) 気密漏えい検査</p> <p>(9) 圧力測定検査</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(二) 関係法令を遵守すること。</p> <p>[ページ 8次補正文 75]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線防護管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、廃棄物管理施設起因する放射線防護から公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</p> <p>[ページ 8次補正 添付書類六 6-1-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 7 章 非常時等の措置</p>			
<p>第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p>			



再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含み、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第56条「原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。」</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 E. 経営責任者等の責任 e. 責任、権限及びコミュニケーション (a) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 (b) 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (二) 関係法令を遵守すること。  〔ページ 8次補正文 75〕</p>	<p>(添付書類五) 8.8 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、廃棄物管理施設の通常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第8章 保安教育 (保安教育) 第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 (4) 第10条の3第3号に基づく訓練を受ける者が守るべき事項 2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。 (1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関する、並びに非常の場合に採るべき処置に関するこの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育 (2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関する、放射線管理に関する、並びに核燃料物質等の取扱いに関するこの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育 (3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育 3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部において技術本部長にも報告する。 ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部において技術本部長にも報告する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 F. 資源の管理 b. 要員の力量の確保及び教育訓練 (b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (二) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 〔ページ 8次補正文 78～79〕</p>	<p>(添付書類五) 8.9 教育及び訓練 所員に対して、廃棄物管理施設の運用、保安及び放射線防護に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕  8.11 所員以外の者に対する保安措置 所員以外の者を施設内に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与えたとともに、特に管理区域内で作業する請負業者には放射線防護に関する教育及び訓練について、放射線業務従事者と同等の措置を講ずるよう指導する。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3～4〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価 (廃棄物管理施設の定期的な評価) 第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況 (2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 H. 評価及び改善 a. 監視測定、分析、評価及び改善 (a) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (b) 組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。  〔ページ 8次補正文 89〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
事業許可<sup>※</sup>と保安規定の記載整理表

※ 2014年1月7日 変更許可申請、2020年7月13日 8次補正

保安規定変更箇所（補正予定箇所を含む、条項番号、図表番号のみの変更を除く。）	事業許可（本文）	事業許可 <sup>※</sup> （添付書類）	説明
<p>4 保安管理部長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。 5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>			
第10章 記録及び報告			
<p>（記録） 第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 D. 品質マネジメントシステム b. 品質マネジメントシステムの文書化 (d) 記録の管理 (イ) 組織は、「品質管理基準規則」に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 〔ページ 72〕</p>	<p>（添付書類五） 8.12 記録及び報告 廃棄物管理施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-4〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
附 則			
<p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</p>	—	—	<p>左記のとおり事業許可に記載はなく、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
添付1 長期施設管理方針			
<p>添付1 長期施設管理方針 （第28条関連）  廃棄物管理施設の長期施設管理方針 （始期：2015年5月24日、適用期間：10年間）  高齢年代対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 B. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (d) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 廃棄物管理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射線物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。以下に設計を満足するものとする。 2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。 〔ページ 8次補正本文 34～35〕</p>	<p>（添付書類五） 8. 運転の保守 8.7 保守 廃棄物管理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改修に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設内の安全の確保を図ることがないように行う。 〔ページ 8次補正 添付書類五 5-8-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

2020年8月17日  
日本原燃株式会社

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設(以下「加工施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設的一般構造</p> <p>本施設で取り扱う核燃料物質及びその取り扱いについては、以下の特徴を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設で取り扱う核燃料物質は未照射ウランであり、製品の最高濃縮度は5%の低濃縮ウランであるため、放射能が低い。</li> <li>・本施設で取り扱う核燃料物質の化学形態は六フッ化ウラン(UF<sub>6</sub>)であり、水分との反応により六フッ化ウラニル(UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>)に変化するとともに、有毒な六フッ化水素(HF)を発生することから、鋼製の容器、配管等の密着系統で大気及び水との接触がないようにUF<sub>6</sub>を取り扱う。</li> <li>・UF<sub>6</sub>は、常温で固体であり、約56℃で固体から気体となり(昇華点)、約64℃で固体、液体、気体の三相の状態(三重点)になる特性を利用し、本施設では、UF<sub>6</sub>を加熱・冷却することによりガス移送・回収、濃縮、液化均質処理を行う。</li> <li>・UF<sub>6</sub>の液化均質操作時を除き、原料シリンダ、製品シリンダ、廃品シリンダ、中間貯留容器(以下「UF<sub>6</sub>シリンダ類」という。)及び付着ウラン回収容器により常温で貯蔵している状態を含め、系統内は全て大気圧未満(固体と大気圧未満の気体)の状態にある。</li> </ul> <p>以上のUF<sub>6</sub>の特徴及び取扱い状態を踏まえたうえで、本施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づき構造とする。</p> <p>本施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。加えて、高い水準の安全性を求め、可能な限り放射性物質漏えいの発生リスクを低減することを目標に安全設計を行い、設計基準を上回る条件でも設備及び機器が大きな損傷を起すことのないように安全上の裕度を確保し、放射性物質を施設内に閉じ込めることを基本とした設計方針とする。</p> <p>これにより、安全上重要な施設の要否を実効線量により評価した結果、設計基準事故を超えるような条件を想定したとしても、工場等周辺の公衆の実効線量は0.1mSvであり、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」において過度の放射線被ばくのおそれとして規定されている5mSvを十分下回ることから、本施設においては、安全上重要な施設の選定は不要である。</p> <p>したがって、本施設は、重大事故の発生は想定されないが、設計を上回る重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においても必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えない設計とする。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなる設計とする。</p> <p>(ページ別-2~3)</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>イ 安全設計の方針</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設(以下「本施設」という。)は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関係法令の要求を満足し、「ウラン加工施設安全審査指針」(昭和55年12月22日原子力安全委員会決定)に適合するものとして、昭和63年8月10日付けで加工の事業の許可を受け、建設・操業された。</p> <p>その後、平成25年12月18日付けで「原子炉等規制法」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」等の改正法令が施行されたため、これらにも適合するものとする。</p> <p>加えて、高い水準の安全性を求め、可能な限り放射性物質漏えいの発生リスクを低減することを目標に安全設計を行う。また、本施設で取り扱う核燃料物質であるUF<sub>6</sub>は、常温では固体であり、機器・配管及び容器の耐圧気密性が大きく損なわれない限り、UF<sub>6</sub>が大量に漏えいすることなく、濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持に必要な動的機器はないという施設の特徴を踏まえた安全設計を行う。その基本方針として、本施設の安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>また、本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。すなわち、施設設計の実現可能性を考慮しつつ、周辺環境に放出する放射性物質に起因する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂原子力安全委員会決定)において線量目標が実効線量で年間50μSvであることを踏まえて、年間50μSvを十分下回るよう設計する。</p> <p>(ページ5-1)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と真摯でない。</p>
<p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(以下「社員等」という。)は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 濃縮事業部長(以下「事業部長」という。)は、第1項以外の者(以下「請負事業者等」という。)に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ページ6(2020年4月1日届出))</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>品質保証活動に関して「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第18号)に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画書として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>(ページ2-7)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と真摯でない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは、第7条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>〔ページ6(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（二）設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>品質保証活動に関して「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画書として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>〔ページ2-7〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（事業者対応方針等の履行）</p> <p>第5条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第22条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>〔ページ23(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（二）設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>品質保証活動に関して「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画書として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>〔ページ2-7〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p>			
<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 加工施設</p> <p>法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>1 目的</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 加工施設</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(2) 組織</p> <p>当社の品質マネジメントシステムに基づき、加工施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（二）設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>品質保証活動に関して「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画書として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画に基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長を管理責任者とした品質保証体制を構築する。</p> <p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。また、監査室を社長直属の組織とし、特定の取組等による監査室への関与を排除し、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営として品質保証活動の実施状況を観察・評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示、命令を行う。</p> <p>監査室長は、安全・品質本部長及び濃縮事業部長が実施する業務に関し、内点監査を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射線物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <p>a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設備上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過失による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定放射性物質の防護に関する値を除く。）を含む。）</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。 ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特</p>	<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p>	<p>安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。濃縮事業部長は、本施設に係る保安業務を統括する。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し、管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査及び試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合に、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。</p> <p>監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、内帛監査を実施し、その結果を取りまとめて社長へ報告する。</p> <p>〔ページ 2-7～2-7〕</p>	

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>直し解決することを含む。)</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自らの原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e. プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質</p>	<p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e. プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</p> <p>c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を品質保証に係る文書および記録管理要則に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</p>	<p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p>		



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d. 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。</p> <p>また、内監監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p>	<p>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d. 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確して設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報も確実に伝達されるようにする。</p> <p>品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。</p> <p>a. 安全・品質改革委員会</p> <p>b. 品質・保安会議</p> <p>c. 濃縮安全委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a. 内部監査の結果</p> <p>b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評</p>	<p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報も確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a. 内部監査の結果</p> <p>b. 組織の外部の者の意見</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>値等を受けることをいう。）</p> <p>c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</p> <p>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内音監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外格から調達できる資源（組織の外格から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。)</p> <p>a. 要員</p> <p>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</p> <p>d. その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p>	<p>c. プロセスの運用状況</p> <p>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a. 要員</p> <p>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>c. 作業環境</p> <p>d. その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要箇所に於いて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、こ</p>	<p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要箇所に於いて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a.b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、こ</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</p> <p>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外から確保する際、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを</p>	<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 加工施設の保安のために必要な静電利用可能な体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p>	<p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 加工施設の保安のために必要な静電利用可能な体制にあること。</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確なる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）</p> <p>b. 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が半明瞭な場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機</p>	<p>f. 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確なる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が半明瞭な場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器</p>		



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。）</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分</p>	<p>等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。 ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り</p>	<p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確するとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。(「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」</p>	<p>得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確するとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p>		

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確化した上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経路等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</p>	<p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確化した上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経路等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>[ページ 1 ~ 28(2020 年 4 月 1 日届出)]</p>		
<p>第 3 章 保安管理体制</p>			
<p>第 2 節 職務</p>			
<p>(職務)</p> <p>第 8 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、<b>調達室長</b>、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) <b>調達室長</b>は、<b>資材部長</b>が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) <b>資材部長</b>は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び<b>調達室長</b>が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証部長を指揮し、品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、<b>使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</b></p> <p>(9) 濃縮運転部長は、運営管理部長、運転管理部長及び警備部長を指揮し、運営管理部長、運転管理部長及び警備部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第 13 号に定める職務のうち、核燃料調整主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>(10) 濃縮保全部長は、保全管理部長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の指揮し、保全管理部長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 8(2020 年 4 月 1 日届出)]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八 その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日現在における当社の組織図（本事業実施のためのウラン濃縮関係組織）を図 2-1 に示す。</p> <p>これらの組織は、業務分掌に基づく明確な役割分担の下で六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設（以下「本施設」という。）の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を行う。</p> <p>[ページ 2-4]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理部長及び廃棄物管理部長を指揮し、放射線管理部長及び廃棄物管理部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(13) 運営管理部長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>ただし、運営管理部長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① この規定の変更</li> <li>② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備</li> <li>③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</li> <li>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</li> <li>⑤ 非常時の措置</li> <li>⑥ 保安教育の実施計画</li> </ol> <p>(14) 運営管理部長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、運営管理部長、廃棄物管理部長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理部長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理部長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>ただし、保全管理部長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理部長は、放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理部長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、運営管理部長、機械保全課長及び放射線管理部長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保全に係る業務を行う。</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第9条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ8(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（ハ）有資格者等の選任・配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が三年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>また、核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに従事する者への保安上必要な指示等、その職務が適切に遂行できるように設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないように配置する。</p> <p>〔ページ2-8〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と異ならない。</p>
<p>（核燃料取扱主任者の職務等）</p> <p>第10条 核燃料取扱主任者は、次掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第38条に基づき作業管理に係る活動計画、第44条、第45条及び第49条に基づき搬出計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の方法の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 第90条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第4章、第5章及び第7章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔ページ8(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（ハ）有資格者等の選任・配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が三年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>また、核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに従事する者への保安上必要な指示等、その職務が適切に遂行できるように設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないように配置する。</p> <p>〔ページ2-8〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と異ならない。</p>
<p>第4節 会議体</p> <p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む）</p> <p>(4) 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第89条に基づき加工施設の定期的な評価結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報も確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ9(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>また、保安に関する基本方針を全社的観点から審議する品質・保安会議（副社長執行役員（安全担当）が議長）及び保安活動の妥当性について、事業部全体の観点から審議する濃縮安全委員会（濃縮事業部長が委員長を任命）を設置し、保安活動に関する必要な事項について審議する。</p> <p>〔ページ2-5〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と異ならない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>			
<p>（濃縮安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p><b>第 12 条 濃縮安全委員会</b>は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(5) <b>第 41 条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</b></p> <p>(6) <b>第 89 条に基づき加工施設の定期的な評価結果</b></p> <p>(7) <b>第 6 条の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</b></p> <p>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① <b>第 23 条に基づきカスケード設備の運転条件</b>（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。）</p> <p>② <b>第 23 条に基づきカスケード設備運転条件設定方法</b></p> <p>③ <b>第 25 条に基づき年間夜化回数</b></p> <p>④ <b>第 37 条に基づき設計開閉に係る実施計画</b></p> <p>⑤ <b>第 87 条に基づき保安教育の実施計画</b></p> <p>⑥ <b>第 41 条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</b></p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>（第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ 9(2020 年 4 月 1 日届出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八 その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>また、保安に関する基本方針を全社的観点から審議する品質・保安会議（副社長執行役員（安全担当）が議長）及び保安活動の妥当性について、事業部全体の観点から審議する濃縮安全委員会（濃縮事業部長が委員長を任命）を設置し、保安活動に関する必要な事項について審議する。</p> <p>〔ページ 2-5〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
第4章 加工施設の操作			
第1節 通則			
<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第4項に定める措置を講ずる場合はこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p> <p>4 運転管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a. 要員</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>[ページ11～12(2020年4月1日届出)]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ハ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>(1) 濃縮工場の設計及び工事並びに運転及び保守の業務については、濃縮工場を含む原子力関連施設の設計及び工事並びに運転及び保守等の業務に従事したことがある十分な経験を有する者が従事する。本施設の運転に際しては、設計及び工事を担当する部門の経験者が、本施設の試運転業務等を支援する。</p> <p>(2) 技術者に対する教育及び訓練として、運転訓練装置を用いた研修を実施し、設備及び機器の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。また、今後もこれらを継続する。</p> <p>[ページ2-6]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長（以下「巡視点検担当課長」という。）は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。 ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと思われるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 加工施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>[ページ20(2020年4月1日届出)]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>ハ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(1) 火災の発生防止</p> <p>① 本施設内で発生する火災に対しては、消防法及び建築基準法に準拠する設計とし、以下の対策を講じる。</p> <p>f. 火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。</p> <p>[ページ5-84]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項に基づき手順書を制定するに当たっては、核燃料調整主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(4) 誤操作の防止</p> <p>運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講ずる。</p> <p>機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。</p> <p>[ページ別-23]</p> <p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>ロ 臨界安全設計</p> <p>(二) 各設備の臨界安全性</p> <p>(2) 2号貯留均質室の設備</p> <p>① 単一ユニット</p> <p>b. 中間製品容器及び付着タン回収容器</p> <p>製品コールドトラップから製品回収槽の中間製品容器への製品UF6移送時には、製品コールドトラップ及び中間製品容器の温度及び圧力を監視・測定し、不純ガス混入等の異常がないことを確認する。</p> <p>[ページ5-15]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>ハ その他の安全設計</p> <p>(二) 誤操作の防止に対する考慮</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
	<p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更より起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>〔ページ12～13(2020年4月1日届出)〕</p>	<p>(1)本施設は、運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施設等の措置を講じる。</p> <p>機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施設等を行う。</p> <p>〔ページ5-93〕</p>	
<p>(資機材等の管理)</p> <p><b>第19条</b> 各課長は、加工施設において資機材等を保管する場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、保管場所を設定する。</p> <p>また、管理区域内で繰り返し使用する資機材等は、管理区域内の保管場所に保管し、管理区域から搬出しない。</p> <p>ただし、N<sub>2</sub>ボンベ等、使用後の交換に伴い搬出するもの及び点検・校正、内容物の詰替えに伴い一時的に搬出するものを除く。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 資機材等への延焼のおそれがある火気源が存在しない。</p> <p>また、必要な火気感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全遮断回路及び保安上必要な回路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により資機材等を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 各課長は、保管場所において、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質により汚染された資機材等は、開口部を閉止又はビニール養生等の汚染拡大防止措置を講じるとともに、区画等の設定により関係者以外の近接を防止する。</p> <p>(2) 可燃性の資機材等を保管する場合は、不燃性材料で養生する等の火気防衛措置を講じる。</p> <p>(3) 溢水により流出した資機材等が保安上必要な回路の妨げになるおそれがある場合は、資機材等を固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持、管理する。</p> <p>3 各課長は、加工施設以外の設備・機器等を設置する場合又は設置される場合は、あらかじめ加工施設の設備・機器等の機能、安全性に影響がないことを確認するとともに、設置場所に近接する設備の管理担当課長の確認を受ける。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(12) 本施設の設計に関する考慮</p> <p>⑦ 本施設の敷地内に設置される施設等であって、安全機能を有する施設等以外のものについては、安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにする。</p> <p>〔ページ別-28〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と重複しない。</p>
<p><b>第3節 操作上の留意事項</b></p>			
<p>(臨界安全管理)</p> <p><b>第23条</b> 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[ ]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運営管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[ ]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 運営管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運営管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮度の濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 加工施設の一般構造</p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び弁状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と弁状寸法管理を組み合わせ管理する。</p> <p>〔ページ別-3〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>□ 臨界安全設計</p> <p>(ハ) 濃縮度管理</p> <p>カスケード設備で濃縮する濃縮 UF6 の濃縮度は、[ ]の関数となる。したがって、[ ]を監視することにより濃縮度を管理し、これらに対して二重化した圧力・流量による濃縮度管理のインターロックを設け、濃縮度が制限値を超えないように管理する（表 5-1-1）。また、UF6 の濃縮度は、濃縮度測定装置により測定し、これに対して濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロックを設ける（表 5-1-1）。カスケード設備が生産運転中は、これらのインターロックの二つ以上の機能を常に確保する。なお、カスケード設備のうち新型遠心機によるカスケード設備の濃縮度の一部で、濃縮度が 5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口における濃縮度が 5%を超えないように管理する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と重複しない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>する。</p> <p>なお、濃縮変則装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮変則装置ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理部長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理部長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理部長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理部長は、使用済 NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理より発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理部長は、製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び中間製品容器を洗浄する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理部長及び廃棄物管理部長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱うウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理部長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検出した場合には、ベージング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>		<p>〔ページ 5-13〕</p> <p>(ロ) 臨界管理の基準</p> <p>(2) 単一ユニットの核的制限値③</p> <p>UF6 を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの（コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽）は、UF6 を密閉系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止し、原料 UF6 を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物（HF 等）を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。</p> <p>〔ページ 5-12〕</p> <p>(二) 各設備の臨界安全性</p> <p>(5)その他</p> <p>2 号カスケード室、1 号均質室、2 号発回均質室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室及び B ウラン濃縮廃棄物室以外で少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量等を把握し、適切に取り扱う。</p> <p>〔ページ 5-20〕</p>	
<p>（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）</p> <p><b>第 25 条</b> 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む<b>第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）</b>を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理部長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに<b>当たっては</b>、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の<b>確認</b>がされていることを確認する。</p> <p>(3) 運転管理部長は、均質槽において液化を行う場合は、第 1 号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は 1 基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理部長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5) 運転管理部長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を<b>第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）</b>に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を 2 号発回均質室に入室させない。</p> <p>ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第 5 号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理部長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認識した場合は、均質槽における液化を停止し、2 号発回均質室からの退避指示を行う。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) ウランを内包する設備及び機器は、放射性物質を密閉して取り扱うことにより、閉じ込め機能を確保するため以下のとおりの設計とする。</p> <p>UF6 の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力 450tSWU/y）に応じて 6 基から 1 基に減らすことにより、UF6 が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。</p> <p>〔ページ別-5〕</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計</p> <p>UF6 の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力 450tSWU/y）に応じて 6 基から 1 基に減らすことにより、UF6 が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。</p> <p>〔ページ 5-74〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>(熱的制限)</p> <p>第27条 運転管理員は、UF<sub>6</sub>シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表12に定める管理値以下に保つ。</p> <p>2 運転管理員は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) を加熱するに先立って、廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) を加熱するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していることを確認する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ホ 濃縮施設の構造及び設備</p> <p>(二) 主要な核的及び熱的制限値</p> <p>(2) 熱的制限値</p> <p>本施設において UF<sub>6</sub> を取り扱う原料シリンダ、製品シリンダ、廃品シリンダ及び中間製品容器の使用温度は、次表に示す制限温度 (ANSI 又は ISO 規格に基づく設計温度) を超えないようにインターロック等を設ける。廃品シリンダの制限温度は、劣化ウランの詰替えに用いるシリンダに設ける。</p> <p>[ページ別-43~44]</p> <p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>②カスケード設備内の付着ウランの回収を行う付着ウラン回収設備</p> <p>f 付着ウラン回収設備の主要な核的及び熱的制限値</p> <p>(b) 熱的制限値</p> <p>本施設において UF<sub>6</sub> を取り扱う付着ウラン回収容器の使用温度は、次表に示す制限温度 (ANSI 又は ISO 規格に基づく設計温度) を超えないようにインターロックを設ける。</p> <p>[ページ別-65]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>二 熱的安全設計</p> <p>原料シリンダ、製品シリンダ及び劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダは ANSI 規格又は ISO 規格に基づき設計、製作及び試験を行ったものを使用する。中間製品容器は高圧ガス保安法等に基づくとともに、付着ウラン回収容器は基本構造を ANSI 規格又は ISO 規格に準じた設計とする。その場合の設計圧力は 1.4MPa [gage]、設計温度は 121℃であることから、設計温度である 121℃を熱的制限値として設定する。</p> <p>本施設において原料シリンダ、製品シリンダ、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器を加熱する場合は、圧力 0.26MPa [gage] 以下及び温度 94℃以下で取扱うことにより、設計圧力及び設計温度を超えないようにする。</p> <p>[ページ 5-71]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第4節 異常時の措置</p> <p>(異常時における設備の手動による作動)</p> <p>第30条 管理員は、第22条に定める保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(2) UF<sub>6</sub> の漏えいの対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>UF<sub>6</sub> の漏えい又はそのおそれを確認した場合は、送排風機の停止・ダンプの閉止操作を行い、中央制御室でインターロックの作動状況を確認するとともに、生産運転停止等の処置を講じる。インターロックの不作動時には、中央制御室からの遠隔手動操作又は電源設備において電源断操作を実施する。</p> <p>[ページ別-131~132]</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>(3) インターロックは、フェールセーフ機構となっているが、作動が確認できない場合、これら操作を中央制御室において手動により操作する。さらに、手動操作が失敗した場合においては、中央制御室に隣接している電源室において、電源断の措置を講じる。</p> <p>[ページ 7-13~14]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第5章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第32条 運転管理員は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、第68条第1項に定める事項を実施する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1)ウランを内包する設備及び機器は、放射性物質を密封して取り扱うことにより、閉じ込め機能を確保するため以下のとおりの設計とする。</p> <p>ウランを内包する設備及び機器は、UF<sub>6</sub> 等の取り扱う物質に対して耐腐食性を有する材料を使用し、取扱い圧力に応じた耐圧気密性を確保して放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>[ページ別-5]</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計</p> <p>(イ) 貯蔵設備及び搬送設備</p> <p>(2)UF<sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器の移動は、これらのシリンダ等の重量に対して十分な強度を有するクレーン又は運搬台車により行う。</p> <p>[ページ 5-75]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(空シリンダの管理)</p> <p>第35条 運転管理員は、空の UF<sub>6</sub>シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ</p>	<p>二、加工の方法</p> <p>イ 加工の方法の概要</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>ハ その他の安全設計</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>置台上に保管する。</p> <p>2 運転管理部長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。</p> <p>3 運転管理部長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。</p> <p>4 運転管理部長は、核燃料物質を空のUF<sub>6</sub>シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) は、洗浄検査が行われていること。</p> <p>(2) 原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</p> <p>(3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</p>	<p>(ハ) 貯蔵施設の工程</p> <p>(1) 原料貯蔵工程</p> <p>b. 発生槽への受払</p> <p>(b) 空又は充填済み原料シリンダ (48Y) の受入、保管、貯蔵</p> <p>空又は充填済み原料シリンダ (48Y) は、2号発回均質室の発生槽からAウラン貯蔵室へ搬送する。</p> <p>搬送した空又は充填済み原料シリンダ (48Y) は、計量設備の秤量槽にて重量を測定する。</p> <p>測定が終了した空の原料シリンダ (48Y) は、Aウラン貯蔵室の48Yシリンダ用置台 (空) にて保管する。</p> <p>測定が終了した充填済み原料シリンダ (48Y) は、Aウラン貯蔵室の原料シリンダ置台 (充填) にて貯蔵する。</p> <p>[ページ別-94]</p>	<p>(シ) その他の考慮</p> <p>(1) その他の機器等</p> <p>② 空のUF<sub>6</sub>シリンダを取り扱う設備</p> <p>UF<sub>6</sub>が封入されていない空のUF<sub>6</sub>シリンダを取り扱う設備として、Aウラン貯蔵室にANSI又はISO規格48Yシリンダの置台122組 (2段積載)、ANSI又はISO規格30Bシリンダの置台34組 (2段積載)、天井走行クレーン1基、吊り具2基を設置する。</p> <p>[ページ5-102]</p>	
第6章 施設管理			
<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条 加工施設について事業許可 (変更許可) を受けた設備に係る事項及び加工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第41条に定める長期施設管理方針策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に定める安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全管理部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>保樹担当部長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>保樹担当部長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を確認した上で、構造物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度 (以下「保全重要度」という。) と設備及び工事に用いる重要度を設定する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設的一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(12) 本施設の設備に関する考慮</p> <p>④ 本施設は、設備に期待される安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を維持するための保守及び修理ができる設備とする。</p> <p>[ページ別-27]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 系統の保安重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。 ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、連鎖誘発等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構造物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設備及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次頁以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保安活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保安活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の保安活動管理目標の目標値を設定する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全管理課長は、保安活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保安活動管理目標に関する情報の採集及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</li> <li>b. 加工施設の設備及び工事の計画</li> <li>c. 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）</li> <li>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び作業停止中の区別を含む。）</li> <li>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</li> <li>f. 加工施設の設備、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</li> <li>g. 上記fの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む）に関すること</li> <li>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</li> </ul> <p>(2) 保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1から6.3の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 運転実績、事故及び故障事例等の連鎖誘発</li> <li>b. 使用環境及び設置環境</li> <li>c. 劣化、故障モード</li> <li>d. 機器の構造等の設備的知見</li> <li>e. 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1から6.3の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備制御技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備制御技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>態にあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>また、計画段階において、法令に基づき必要な手続き※ 1 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにこれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを第 39 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※ 1：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第 37 条による設備管理及び第 38 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 39 条、第 40 条に従う。</p> <p>(3) 保修担当課長及び監視点検担当課長は、加工施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 16 条による監視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 保修担当課長及び監視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期※ 2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※ 2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※ 2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理目標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等重軽発露</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の点検部局を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していること</p>			



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>を確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設置要件 (第6条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設置に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p> <p>13 情報共有</p> <p>保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。</p>			
<p>(設計管理)</p> <p>第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 設計の目的</p> <p>(2) 設計を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 設計の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>5 本条における設計管理には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発 (専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。) の計画 (以下「設計開発計画」という。) を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>[ページ14(2020年4月1日届出)]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(作業管理)</p> <p>第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 保修担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(12) 本施設の設計に関する考慮</p> <p>④ 本施設は、設備に期待される安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>[ページ別-27]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p>			
<p>(使用前事業者検査の実施) 第 39 条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を締括する。 2 ウラン濃縮工場長は、第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※ 1 を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。 4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6 検査実施責任者は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※ 1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事後の設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) 8 評価及び改善 8.2 監視測定 8.2.4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。  〔ページ 25(2020 年 4 月 1 日届出)〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が加工施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が加工施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを判断するために必要の検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調査における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項の規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法の他必要事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状態を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験運転作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、bによる方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持できることを判定できる方法</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順より特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>[ページ25(2020年4月1日届出)]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第41条 保全管理部長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全管理部長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全管理部長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(12) 本施設の設置に関する考慮</p> <p>④ 本施設は、設備に期待される安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>[ページ別-27]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料組立主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>			
<p>第7章 放射性廃棄物管理</p>			
<p>第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針</p>			
<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設的一般設備</p> <p>本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないと見做す。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなる見做すとする。</p> <p>〔ページ別-3〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>イ 安全設計の方針</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>〔ページ5-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と矛盾はない。</p>
<p>第2節 放射性固体廃棄物管理</p>			
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条 廃棄物管理部長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並べにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理部長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火気源が存在しない。</p> <p>また、必要な火気感知設備及び消火設備を備えている。</p> <p>(3) 安全設備配置及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により放射性固体廃棄物を収容する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信用設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理部長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並べにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した可燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じてエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火気源を持ち込まない。</p> <p>なお、工事等により火気源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火気防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収容し及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理部長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第16条に定める巡視点検より、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理部長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び</p>	<p>一、加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(ハ) 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>本施設においては、ウラン濃縮工程から定常的に発生する固体廃棄物はないが、施設の運転に伴う付帯作業及び設備及び機器の保守点検等に伴い固体廃棄物が発生する。これらの固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないように、ドラム缶等の容器に封入する等の処置を講じて保管廃棄する。</p> <p>〔ページ別-125〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>(ハ) 放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>このうちドラム缶等の容器に収納可能なもの(固化処理した機油を含む)は、放射性物質が飛散しないように、可燃性及び不燃性の固体廃棄物に区別して難燃性の袋等に梱包し、鋼製のドラム缶等の容器(使用済みの活性炭及び樹脂については、プラスチック容器を装填した鋼製のドラム缶)に封入し、放射性物質が漏えいしない見做すとする。なお、これらの分別等の前処理、鋼製のドラム缶等の容器への封入は廃棄物前処理室にて実施する。</p> <p>〔ページ6-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と矛盾はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理部長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理部長は、第 43 条第 2 項及び前項より、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属同位体機の保管場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理部長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理部長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10 廃棄物管理部長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理部長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施設し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>			
<p>(スラッジ)</p> <p>第 45 条 運転管理部長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため可燃性の袋より梱包するとともに、火災防護のため金属製の</p>	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(ハ) 放射性固体廃棄物の管理</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>(ハ) 放射性固体廃棄物</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と相違ない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>容器に収納し、廃棄物管理部長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理部長は、前項のスラッジを A ウラン濃縮廃棄物室へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図 2 に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理部長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) スラッジへの延焼のおそれがある火気源が存在しない。</p> <p>また、必要な火気感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づき監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震によりスラッジを収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>3 廃棄物管理部長は、保管廃棄待ちスラッジ置場において、次の各号に定める措置を講じ、スラッジを保管する。</p> <p>(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</p> <p>(3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火気源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火気源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火気源防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>4 廃棄物管理部長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。</p> <p>また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態を維持されていることを確認する。</p> <p>5 廃棄物管理部長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するに当たり、あらかじめスラッジの発生量を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理部長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じて追加収納する。</p> <p>8 廃棄物管理部長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、A ウラン濃縮廃棄物室へ搬出する。</p> <p>9 廃棄物管理部長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>10 廃棄物管理部長は、A ウラン濃縮廃棄物室に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて A ウラン濃縮廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理部長は、A ウラン濃縮廃棄物室におけるスラッジの保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p>	<p>本施設においては、ウラン濃縮工程中から定常的に発生する固体廃棄物はないが、施設の運転に伴う付帯作業及び設備及び機器の保守点検等に伴い固体廃棄物が発生する。これらの固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないように、ドラム缶等の容器に封入する等の処置を講じて保管廃棄する。</p> <p>〔ページ別-125〕</p>	<p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>スラッジは、難燃性の袋に梱包し、プラスチックを内張りしたドラム缶（鋼製ドラム（液体用）準拠）に封入して保管廃棄する。</p> <p>〔ページ 6-17〕</p>	

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の接近を防止する。</p>			
<p>（有機溶剤）</p> <p><b>第48条</b> 運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取を依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項より搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表8のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<b>第90条</b>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、廃由保管廃棄場所へ搬出する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、<b>別表16</b>に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、廃由保管廃棄場所に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、<b>加工規則第7条の8</b>に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて廃由保管廃棄場所内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、廃由保管廃棄場所から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。</p> <p>また、第2項から第4項の措置を講じ、再度、廃由保管廃棄場所へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、金属製の容器への施設により人の近接を防止する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>（ロ）液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>（1）構造</p> <p>② 液体廃棄物の保管廃棄を行う廃棄設備（区画）</p> <p>分析作業に伴い発生する有機溶剤を保管廃棄するため、管理廃水処理室に区画を設定する。</p> <p>〔ページ別-58〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ロ）放射性液体廃棄物</p> <p>（4）その他の放射性液体廃棄物</p> <p>分析処理に伴い発生する有機溶剤は、プラスチックを内張りしたドラム缶（鋼製ドラム（液体用）準拠）に封入して、ウラン濃縮建屋内の堰等の機能を有する管理廃水処理室に保管廃棄する。</p> <p>〔ページ6-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（機油）</p> <p><b>第49条</b> 機油保全課長は、<b>第55条</b>第1項に定める放射性物質を密着して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機油を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取を依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の機油を固形化処理するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に固形化処理待ち機油置場を設定し、当該置場で機油を保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該置場における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>（1）放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>（2）機油への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>（3）安全距離確保及び保安上必要な遮蔽の効果がならない。</p> <p>（4）本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により機油を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>（5）通風装置設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機油置場において、次の各号に定める措置を講じ、機油を保管する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>（ロ）液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>（1）構造</p> <p>② 液体廃棄物の保管廃棄を行う廃棄設備（区画）</p> <p>第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生する機油及び保管廃棄した機油の固形化処理を管理廃水処理室にて行う。処理を行った機油は、次項（ハ）に示す固体廃棄物の廃棄設備で保管廃棄する。</p> <p>〔ページ別-57〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ロ）放射性液体廃棄物</p> <p>（4）その他の放射性液体廃棄物</p> <p>第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生した機油及び保管廃棄した機油は、ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室にて固形化処理し、固体廃棄物として保管廃棄する。</p> <p>〔ページ6-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 固形化処理待ち機油置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 固形化処理待ち機油置場において機油を保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</p> <p>(3) 原則として機油への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災予防措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢れこぼり流出した機油が保安上必要な通路の妨げとなるおそれがある場合は、機油を収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>4 廃棄物管理部長は、固形化処理待ち機油置場における機油の保管状況を確認する。 また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>5 廃棄物管理部長は、機油を固形化処理待ち機油置場に保管するに当たり、あらかじめ機油の固形化に必要な期間等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理部長は、固形化処理待ち機油置場に保管中の機油を固形化処理する場合は、汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、固形化処理作業場所へ搬出する。</p> <p>8 廃棄物管理部長は、前項の機油に吸着剤を添加し、機油と吸着剤を攪拌して固形化処理するために、第2項各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に固形化処理作業場所を設定するとともにその旨を周知し、当該場所で固形化処理を実施する。 また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理部長と協議する。</p> <p>9 廃棄物管理部長は、固形化処理作業場所において、第3項各号に定める措置を講じるとともに、エリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じ、固形化処理を実施する。 ただし、固形化処理作業場所においては、機油を保管することはないため、第3項第2号及び第5号は除外する。</p> <p>10 廃棄物管理部長は、固形化処理作業場所の設定が不要となった場合は、機油及び固形化処理した機油の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。</p> <p>11 廃棄物管理部長は、固形化処理作業場所において、第16条に定める巡視点検により、第9項の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>12 廃棄物管理部長は、第8項により固形化処理した機油を難燃性の袋等に梱包するとともに、金属製の容器に収納し、放射性固体廃棄物として、廃棄物前処理室に搬出する。</p> <p>13 廃棄物管理部長は、前項の機油を第44条により搬入し、保管廃棄する。</p>			
<p>(IF5)</p> <p>第50条 運転管理部長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄するIF5を専用の容器に回収し、廃棄物管理部長に引取めを依頼した上で、廃棄物管理部長が指定するA付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理部長は、放射性生体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理部長は、A付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性生体廃棄物を専用の容器に封入する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ② 液体廃棄物の保管廃棄を行う廃棄設備（区画） カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生するIF5を保管廃棄するため、付着ウラン回収廃棄物室に区画を設定する。</p>	<p>(添付書類六) ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (4) その他の放射性生体廃棄物 カスケード設備から回収したIF5は、ケミカルトラップ（NaF）によりUF6を除外したうえで、ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。  〔ページ6-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>4 廃棄物管理員は、放射性液体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理員は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 廃棄物管理員は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の近接を防止する。</p>	<p>〔ページ別-58〕</p>		
<p>(IF<sub>7</sub>)</p> <p>第 52 条 運転管理員は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>7</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理員に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>2 廃棄物管理員は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理員は、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入する。</p> <p>4 廃棄物管理員は、放射性気体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理員は、A 付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 廃棄物管理員は、A 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の近接を防止する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>② 気体廃棄物の保管廃棄を行う廃棄設備 (区画)</p> <p>カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応七ふっ化ヨウ素 (IF<sub>7</sub>) は、専用の容器に入れて付着ウラン回収廃棄物室に IF<sub>5</sub> とともに保管廃棄する。</p> <p>〔ページ別-51〕</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>(イ) 放射性気体廃棄物</p> <p>(4) その他の放射性気体廃棄物</p> <p>カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応 IF<sub>7</sub> を保管廃棄する場合は、専用の容器に入れて、ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室に IF<sub>5</sub> とともに保管廃棄する。</p> <p>〔ページ 6-14〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 8 章 放射線管理</p>			
<p>第 1 節 放射線管理に係る基本方針</p>			
<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む。)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないと認むとする。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように認むとする。</p> <p>〔ページ別-3〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>イ 安全設計の方針</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>〔ページ 5-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 2 節 区域管理</p>			
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 58 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ル 放射線管理施設構造及び設備</p> <p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(4) 出入管理関係設備</p> <p>本施設の管理区域への出入は、原則としてゲートを設けた所定の出入口を通る認むとする。また、汚染のおそれのある区域から退出する際の汚染管理を行うための退出モニタ及びサーベイメータを備えるとともに、</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ホ) 人の出入管理</p> <p>(1) 管理区域への出入管理</p> <p>管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 放射線管理責任者は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理責任者に承認を確認する。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理責任者に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理責任者は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理責任者は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理責任者は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理責任者の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立入る場合であって、放射線管理責任者の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 放射線管理責任者が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみ立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>7 放射線管理責任者は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表22に定める値を超えないような措置を講じる。 なお、被服に汚染があった場合は、第43条第2項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理責任者へ引渡す。</p>	<p>除染を行うためにモニタエリア（シャワー室）にシャワーを備える。</p> <p>〔ページ別-66～67〕</p>	<p>〔ページ6-4〕</p>	
<p><b>（保全区域）</b> 第59条 保全区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備責任者は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持ち出し制限等の措置を講じる。</p>	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核分裂物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （4）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>〔ページ別-122～123〕</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>
<p><b>（周辺監視区域）</b> 第60条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備責任者は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核分裂物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （4）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>〔ページ別-122～123〕</p>	<p>（添付書類六） 二 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>〔ページ6-5〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>
<p>第3節 被ばく管理</p> <p>（作業に伴う放射線管理） 第62条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業員の受ける線量を低減するため、作業による線量及び作業場の放射線環境に合わせた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理責任者の承認を得る。 なお、各課長は放射線管理責任者の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。</p> <p>2 各課長は、放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合は、汚染拡大を防止するため、次の各</p>	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核分裂物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （3）管理区域の管理 ② 管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、放射性物質による汚染の有無により、区域管理及び作業管理を行う。</p>	<p>（添付書類六） 八 施設放射線管理 （二）作業管理 管理区域内での作業は、従事者の線量を低減するよう原則として次のように行う。 （1）事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限、局所排気装置の使用等必要な条件を定め、従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>号に定める措置を実施する。</p> <p>(1) 作業場を区画して行う。</p> <p>(2) 作業場からの退却及び物品を移動する場合は、汚染検査を行う。</p> <p>(3) 放射性物質の飛散のおそれがある作業は、分析室フード等内、除染ハウス、グリーンハウス等にて行う。</p> <p>3 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p>	<p>また、管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分し、区域管理及び作業管理を行う。</p> <p>なお、第2種管理区域は、外部放射線に係る線量のみを管理を行う。</p> <p>〔ページ別-122〕</p>	<p>また、必要に応じて事前に作業訓練を行う。</p> <p>〔ページ6-3〕</p>	
<p>（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）</p> <p><b>第63条</b> 事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む<b>第6条の表1に掲げる文書（加工施設放射線管理要領）</b>を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、あらかじめ<b>第87条</b>に基づく保安教育が実施されていることを確認し、入室承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が管理区域へ入室する場合は、管理区域への出入管理情報により管理区域へ入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。</p> <p>また、前号の入室承認を確認し、携行する防護具の使用状況により2号発回均質室に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。</p> <p>(3) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>① 必要な防護具を携行すること。</p> <p>② 退避指示があった場合、携行する防護具を着用し2号発回均質室から退避すること。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>（ハ）核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) ウランを内包する設備及び機器は、放射性物質を密封して取り扱うことにより、閉じ込め機能を確保するため以下のとおりの認識とする。</p> <p>工事等において作業場所付近にUF6を内包する機器、配管の損傷を防止する措置を講じてUF6の漏えいによる従事者の直接曝露を防止する。また、現場作業時に早期にUF6の漏えいを検知して従事者が速やかに退避できる措置を講じる。</p> <p>〔ページ別-5～6〕</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>ホ 閉じ込めの機能に関する安全認識</p> <p>UF6を内包する設備及び機器の近傍で作業を行う際は、間仕切り板等を設置し、HFに曝露することを防止する。また、早期にUF6漏えいを検知し、従事者が速やかに退避できるように、UF6より検知し易い、可搬式のHF検知警報装置を携帯して作業を行う。</p> <p>〔ページ5-74〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>
<p><b>第4節 線量当量等の測定</b></p>			
<p>（放射線測定器等の管理）</p> <p><b>第66条</b> 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、<b>別表28</b>に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、<b>別表28</b>に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ル 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>（イ）屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(1) 放射線監視・測定設備</p> <p>具体的には、本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。</p> <p>〔ページ別-66〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>（ハ）線量当量率等の測定</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定</p> <p>管理区域においては、従事者及び一時立入者の立入頻度及び滞留の可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。</p> <p>〔ページ6-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>
<p><b>第5節 物品移動の管理</b></p>			
<p>（物品の移動）</p> <p><b>第67条</b> 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が<b>別表29</b>に定める値を超えていないことを確認する。</p>	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>(3) 管理区域の管理</p> <p>④ 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。</p> <p>d. 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がb. の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p> <p>〔ページ別-122〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>（ロ）管理区域の管理</p> <p>(1) 管理区域への立入制限等</p> <p>④ 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服、履物等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p> <p>〔ページ6-3〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直轄ではない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（事業所内における運搬）</p> <p>第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>ただし、管理区域内において行う運搬については第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が境界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 加工規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が加工規則に定める限度を超えない場合であって、加工規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 加工規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬容器に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物（加工規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所加工規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>一、加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ロ) 管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>(3) 管理区域の管理</p> <p>① 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。</p> <p>d. 第 1 種管理区域から人が退去し、又は物品を持出そうとする場合には、その者の身体、衣服等 身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が b. の表面密度限度の 1/10 を超えないようにする。</p> <p>〔ページ別- 122〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ト) 濃縮・埋設事業所内外の運搬</p> <p>本施設の核燃料物質等を濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）内において運搬する場合は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に定める運搬に関する措置を講じる。また、事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。なお、核燃料物質等を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外部放射線に係る線量当量率の検査を行う。</p> <p>〔ページ 6-4〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（事業所外への運搬）</p> <p>第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に核燃料輸送物の表面密度及び線量当量率が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p>	<p>一、加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ロ) 管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>(3) 管理区域の管理</p> <p>① 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。</p> <p>d. 第 1 種管理区域から人が退去し、又は物品を持出そうとする場合には、その者の身体、衣服等 身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が b. の表面密度限度の 1/10 を超えないようにする。</p> <p>〔ページ別- 122〕</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ト) 濃縮・埋設事業所内外の運搬</p> <p>本施設の核燃料物質等を濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）内において運搬する場合は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に定める運搬に関する措置を講じる。また、事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。なお、核燃料物質等を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外部放射線に係る線量当量率の検査を行う。</p> <p>〔ページ 6-4〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（原料ウランを納めた輸送物の運搬）</p> <p>第 70 条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（事業所外での運搬中に関するものを除く。）を講じる。</p>	<p>二、加工の方法</p> <p>イ 加工の方法の概要</p> <p>(ハ) 貯蔵施設の工程</p> <p>(1) 原料貯蔵工程</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ト) 濃縮・埋設事業所内外の運搬</p> <p>本施設の核燃料物質等を濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）内において運搬する場合は、「核</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>2 保安管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査</p>	<p>①原料シリンダ (48Y) の受払 a.原料シリンダ (48Y) の受入 (a) 充填済み原料シリンダ (48Y) の受入・貯蔵 充填済み原料シリンダ (48Y) は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に基づき承認容器としてトレーにて事業所外より本施設の搬出入室に受入れ、輸送容器より解縛し、吊り具及び天井走行クレーンにて吊り上げ、シリンダ搬出入台車に積載し、A ウラン貯蔵室に搬送し、計量設備の秤量機にて重量を測定する。</p> <p>[ページ別-93]</p>	<p>燃料物質の加工の事業に関する規則に定める運搬に関する措置を講じる。また、事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。なお、核燃料物質等を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外部放射線に係る線量当量率の検査を行う。</p> <p>[ページ6-4]</p>	
<b>第9章 火災防護活動のための体制の整備</b>			
<p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (6) 手順等</p> <p>・本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日 原規支発第1306195号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。</p> <p>[ページ別-8]</p>	<p>(添付書類五) ハ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (6) 手順等</p> <p>・本施設を対象とした消火活動等を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規支発第1306195号 平成25年6月19日 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知、消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。</p> <p>また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。</p> <p>[ページ5-87]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と相違ない。</p>
<b>第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</b>			
<p>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 ② 竜巻 f. 手順等</p> <p>竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が強い飛来物よりも大きなものに対する固縛、建室内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順で定める。</p> <p>敷地内での車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は忌避を実施することを手順で定める。</p> <p>飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。</p> <p>竜巻の襲来が予想される場合には、均質・フレンジング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽内の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF6を排気回収する手順を定める。</p>	<p>(添付書類五) ハ 地震等の自然現象に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ⑦ 手順等</p> <p>竜巻に対しては、飛来物発生防止及び竜巻襲来前の生産運転停止措置を適切に実施するための対策を手順で定める。また、「原子炉等規制法」第22条第1項に基づく濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）にて、竜巻対策に係る手順を定めることを明確にする。</p> <p>[ページ5-52]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と相違ない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>〔ページ別-13～14〕</p>		
<p>第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p>			
<p>（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）</p> <p><b>第73条</b> 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を<b>第6条の表1</b>に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を<b>第75条</b>により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を<b>第87条</b>及び<b>第88条</b>により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を<b>前項の文書</b>に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模異常発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模異常発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3 各課長は、第1項で定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、対策活動を行う実施組織及び支援組織用の手順書を策定する。</p> <p>手順書には、必要な情報の種類、入手方法、判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対応事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。</p> <p>〔ページ別-133〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、実施組織及び支援組織の活動に必要な「図7-3 事故対応フロー図」に示す内容について、事象の進展及び対策活動に応じた手順書を作成し、体系的に整備する。</p> <p>手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。</p> <p>〔ページ7-23〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>
<p>第12章 非常時の措置</p>			
<p>第1節 事前対策</p>			
<p>（非常時対策組織）</p> <p><b>第74条</b> 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業所の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 非常時対策組織で本部をおき、本部長には事業部長が<b>当たる</b>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運営管理課、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救急班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。</p> <p>〔ページ別-133～134〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。</p> <p>〔ページ7-25〕</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（非常時用機材の整備）</p> <p><b>第77条</b> 運営管理部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線検出器等を<b>第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）</b>に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（二）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>本施設では、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を整備するものとし、UF6の漏えいに伴う化学的影響を考慮したものとす。</p> <p>資機材等については、対策活動に必要な保有数・容量を考慮するとともに、事故時に確実に使用することができるよう保管場所及び保管中の機材の維持等について考慮し、作業環境を踏まえた機能を有するものを配備する。また、アクセスルートを適切に考慮して事故時に確実に実施できるようにする。</p> <p>〔ページ別-133〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（二）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>事故の対処に必要な資機材として、消防自動車、放射線検出機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具等を整備する。また、対処に必要な量の貯水槽を整備する。これらの資機材は、必要な個数及び容量を整備する。さらに、大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないう複数箇所に分散配置、離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。</p> <p>〔ページ7-21〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（通報系統）</p> <p><b>第79条</b> 運営管理部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、<b>第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）</b>に定める。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運営管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救急班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者を明確にする。</p> <p>〔ページ別-133～134〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。</p> <p>〔ページ7-25〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>第2節 初期活動</b></p>			
<p>（通報）</p> <p><b>第80条 第29条</b>第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、<b>前条に定める通報系統に従って</b>直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、<b>前条に定める通報系統に従って</b>事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運営管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救急班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者を明確にする。</p> <p>〔ページ別-133～134〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。</p> <p>〔ページ7-25〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><b>第3節 非常時における活動</b></p>			
<p>（非常時体制の発令）</p> <p><b>第83条</b> 事業部長は、<b>第80条</b>第2項の<b>通報</b>を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>〔ページ別-133〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>（ホ）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>（3）体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>〔ページ7-24〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（非常時対策活動）</p> <p><b>第 84 条</b> 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、<b>第 79 条</b>であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。</p> <p><b>第 61 条</b> 第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(1) 対処の基本方針</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の発生時には、建屋外への UF6 の漏えい及び火災が終息するまでの間、工場等周辺の公衆へ及ぼす影響を可能な限り緩和する対処を講じる。</p> <p>〔ページ別-131〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(1) 対処の基本方針</p> <p>想定される重大事故等の発生を防止するとともに、発生時に敷地周辺の公衆へ及ぼす影響を可能な限り緩和するため、措置を講じる。</p> <p>〔ページ 7-17〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（非常時体制の解除）</p> <p><b>第 85 条</b> 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、<b>第 79 条</b>であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運転管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救急班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者を明確にする。</p> <p>〔ページ別-133～134〕</p>	<p>（添付書類七）</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。</p> <p>〔ページ 7-25〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 13 章 保安教育</p>			
<p>（保安教育）</p> <p><b>第 87 条</b> 運営管理部長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>4 事業部長は、運営管理部長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 運営管理部長は、第 3 項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料調整主任者に報告する。</p> <p>6 各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表 32 の実施方針に基づいた実施計画を第 1 項の実施計画に定め、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に直立会う。</p> <p>7 事業部長は、運営管理部長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>8 運営管理部長は、第 6 項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料調整主任者に報告する。</p>	<p>（第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要箇所において、次の各号の業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>〔ページ 12(2020 年 4 月 1 日版出)〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ホ) 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(1) 技術者（新規採用の技術者を含む）については、本施設の設備及び工事並びに運転及び保守に当たり一層の技術的能力向上のため、以下の研修教育を実施する。</p> <p>① 社内における研修並びに設備、工事、運転及び保守の実務経験者を通じて施設の設備、工事、運転及び保守に関する知識の維持・向上を図るための教育を定期的に実施する。また、必要となる教育・訓練計画をその職務に応じた定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>〔ページ 2-8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>(非常時訓練)</p> <p>第 88 条 事業部長は、運営管理部長に非常時の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施させ、その結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動の知識・技能向上を図るため、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした総合訓練、非常時対策組織各組による個別訓練等の教育・訓練を定期的に行う。</p> <p>訓練では、放射性物質や化学物質等の影響、夜間や悪天候下等の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材等を用いた訓練を実施する。</p> <p>[ページ別-133]</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練を実施する。</p> <p>① 総合訓練 (年 1 回以上)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織全体で連携した対策活動に係る訓練を実施する。</p> <p>[ページ 7-24]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 14 章 加工施設の定期的な評価</p>		<p>—</p>	
<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第 89 条 運営管理部長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第 1 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理部長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料調整主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>[ページ 23(2020 年 4 月 1 日届出)]</p>		<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 15 章 記録及び報告</p>			
<p>(記録)</p> <p>第 90 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 35 に定めるところにより、保安に関する記録を適宜に作成し、保存する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を裏付ける記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>[ページ 5~6(2020 年 4 月 1 日届出)]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>チ 記録</p> <p>「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に基づき所定の事項を記録し、保存する。</p> <p>[ページ 6-28]</p> <p>(添付書類二)</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し、管理する。</p> <p>[ページ 2-7~2-8]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(報告)</p> <p>第 91 条 各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに事業部長、核燃料調整主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 加工規則第 9 条の 16 に定める報告事項又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態となることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 放射性液体廃棄物について、別表 17 の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、別表 19 の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 3 事業部長は、第 1 項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	<p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制 (3) 体制の整備 重大事故に至るおそれがある事故の対策種別を行うため、非常時対策組織を設置する。 非常時対策組織には、本部、実施組織として運営管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救護班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。  〔ページ別-133～134〕</p>	<p>(3) 体制の整備 ① 非常時対策組織 重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。  〔ページ 7-25〕</p>	
<p>附 則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 90 条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第 90 条に基づき保存する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>事業許可に記載はなく、保安規定の記載と直語はない。</p>
<p>添付 1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。 1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 71 条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第 74 条に定める非常時対策組織と同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異常対応に係る実施方針」1.1 項（体制の整備）に示す。 1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。 1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する 2 号発回均質室、2 号中間室（搬入室を含む）、1 号均質室、2 号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室及び B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。 1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。 3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。 4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。 5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。 6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 □ 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (6) 手順等 ・本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成 25 年 6 月 19 日 原規支発第 1306195 号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び爆発軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。  〔ページ別-8〕</p>	<p>(添付書類五) ハ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (6) 手順等 ・本施設を対象とした消火活動等を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規支発第 1306195 号 平成 25 年 6 月 19 日 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び爆発軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。 また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。  〔ページ 5-87〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と直語はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・タンバの閉止に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p><b>1.5 評価・改善</b></p> <p>事業部長は、運営管理部長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><b>2. 自然災害</b></p> <p>運営管理部長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の2.1項～2.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p><b>2.1 要員の配置</b></p> <p>運営管理部長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異変対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p><b>2.2 教育・訓練の実施</b></p> <p>運営管理部長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p><b>2.3 資機材の配備</b></p> <p>各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p><b>2.4 文書の整備</b></p> <p>(1) 運営管理部長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震</p> <p>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</p> <p>② 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻</p> <p>① UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>② 竜巻</p> <p>f. 手順等</p> <p>竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が施設飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順で定める。</p> <p>敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物にならないよう固縛又は退避を実施することを手順で定める。</p> <p>飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。</p> <p>竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF<sub>6</sub>を排気回収する手順を定める。</p> <p>〔ページ別-13～14〕</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>八 地震等の自然環境に関する安全設計</p> <p>(ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>⑦ 手順等</p> <p>竜巻に対しては、飛来物発生防止及び竜巻襲来前の生産運転停止措置を適切に実施するための対策を手順で定める。また、「原子炉等規制法」第22条第1項に基づく濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）にて、竜巻対策に係る手順を定めることを明確にする。</p> <p>〔ページ5-52〕</p>	

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>設置飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関する事。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関する事。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1のとおりとする。</p> <p>④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び半断基準に関する事。</p> <p>3) 外部火災</p> <p>① 防火帯の維持及び管理に関する事。</p> <p>② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関する事。</p> <p>③ 外部火災影響に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</li> <li>・ FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</li> <li>・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</li> </ul> <p>④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関する事。</p> <p>⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前備水を含む消火活動の実施に関する事。</p> <p>⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関する事。</p> <p>⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び半断基準に関する事。</p> <p>4) 火山（降灰）</p> <p>① UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関する事。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関する事。</p> <p>③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び半断基準に関する事。</p> <p>5) 溢水</p> <p>① 被水により発火等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関する事。</p> <p>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び半断基準に関する事。</p> <p>6) カスケード設備の生産運転停止等の措置</p> <p>① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、半断基準及び対処（操作）に関する事。</p> <p>② 上記のほか、火山事象、ばい塵等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p>事業部長は、運営管理部長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模災害対応に係る実施方針</p>			
<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故          運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏れい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の1.1項～1.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（加工施設 異常事象対策要領）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備          運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織          非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代替者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救急班、資材班、厚生班）で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。          ② 運転管理班長は、加工施設の状況監視、運転操作、初期対応を行う。          ③ 設備応急班長は、漏れい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。          ④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。          ⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救急等を行う。          ⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。          ⑦ 技術支援班長は、技術的助言や資料作成を行う。          ⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。          ⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。          ⑩ 救急班長は、被災者の救急活動を行う。          ⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。          ⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保          実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が前項までの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等より必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援          加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他緊急事態発生時における実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(1) 手順書の整備          重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、対策活動を行う実施組織及び支援組織用の手順書を策定する。</p> <p>手順書には、必要な解脫の種類、入手方法、判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確化する。</p> <p>[ページ別-133]</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>□ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(1) 手順書の整備          重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、実施組織及び支援組織の活動に必要な「図7-3 事故対処フロー図」に示す内容について、事象の進展及び対策活動に応じた手順書を作成し、体系的に整備する。</p> <p>手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。</p> <p>[ページ7-23]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>また、当社の他事業所においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通高警備設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理部長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の継ぎ・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、選抜指導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連日実施した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮し、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。 なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び百縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部塵埃物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管車は保管車の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p> <p>1.4 文書の整備 運営管理部長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>① UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先とし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</p> <p>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</p> <p>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所*（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加圧停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の騒音から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</p> <p>2. 大規模災害への対応</p> <p>運営管理部長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象 対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理部長は、大規模災害が発生した場合の対策活動に係る知識及び対応の継承・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各組による個別訓練及び大規模災害における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模災害が発生した場合の対策活動に係る知識及び対応の継承・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各組による個別訓練及び大規模災害における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 評価・改善</p> <p>事業部長は、運営管理部長に重大事故に至る恐れがある事故及び大規模災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

\*：補正予定の条文を示す。

保安規定変更箇所* (条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
添付3 長期施設管理方針			
長期施設管理方針  1. 加工施設の長期施設管理方針 (始期：2011年9月26日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。	一、加工施設の位置、構造及び設備 <input type="checkbox"/> 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (12) 本施設の設置に関する考慮 ④ 本施設は、設備ご期待される安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を維持するための保守及び修理ができる施設とする。  (ページ別-27)		左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。



濃縮・埋設事業所 廃棄物埋施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

2020年8月17日  
日本原燃株式会社

**濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表**

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設（以下「埋設施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第2条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>（届出※1第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕</p> <p>※「廃棄物埋設施設 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（附則）第5条第7項で準用する第4条第1項に基づく届出書」（2020年4月1日）を指す</p> <p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ロ 廃棄物埋設施設の一般構造 2号廃棄物埋設施設 本施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関係法令の要求を満足し、原子力安全委員会が定めた「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）に適合する構造とする。 〔ページ5〕※2</p> <p>ニ 廃棄物埋設地の構造及び設備 2号廃棄物埋設施設 （1）構造 廃棄物埋設地は、埋設設備、排水・監視設備及び覆土より構成し、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。 〔ページ7〕</p> <p>ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備 （1）構造 放射性廃棄物の受入れ施設は、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。 〔ページ8〕</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 〔ページ9〕</p> <p>ト その他の附属施設の構造及び設備 その他の附属施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等より構成し、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。 〔ページ10〕</p> <p>チ 廃棄の方法 （1）廃棄物埋設の方法の概要 廃棄物埋設は、原子力発電所より受け入れた廃棄体及び本施設の操業に伴って付随的に発生する廃棄体であって「核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則」に定める廃棄体の技術上の基準を満足するものを対象とし、以下の通り行う。（以下略） 〔ページ12〕</p> <p>※2 特に断りが無い時、廃棄物埋設事業支変更許可申請書（2号）を指す</p>	<p>—</p> <p>〔添付書類五〕 イ 安全設備の方針 （1）基本方針 廃棄物埋設施設（以下「本施設」という。）は、以下の基本方針の下に安全設備を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関係法令の要求を満足するとともに、「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）に適合した設備とする。 （i）周辺監視区域外の一般公衆及び放射線業務従事者の受ける線量当量が、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量当量限度を超えないものとする。 さらに、放射線業務従事者等については、不必要な放射線を受けることを防止するとともに、人の居住の可能性がある敷地外の一般公衆の受ける線量当量については、合理的に達成できる限り低くなるよう配慮する。 （ii）設計、製作、建設及び試験検査を通じて、信頼性のあるものとする。 （iii）地震、台風、積雪等の自然現象によっても、適切な期間安全上要求される機能が損なわれることのないような構造、配置とする。 〔ページ5-1〕</p> <p>〔添付書類六〕 イ 放射線管理 （1）放射線管理の基本方針 廃棄物埋設事業の実施に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）を遵守し、廃棄物埋設施設（以下「本施設」という。）に起因する放射性物質や放射線から周辺監視区域外の一般公衆及び放射線業務従事者等が、十分安全に防護されるように放射線防護対策を講ずる。 さらに、人の居住の可能性がある敷地外の一般公衆の受ける線量当量については、合理的に達成できる限り低くなるよう努める。 〔ページ6-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（規定の遵守）</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）</p> <p>第3条 日本原燃株式会社（以下「社員等」という。）は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 埋設事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>項</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	<p>事業変更許可（添付書類）</p>	<p>説明</p> <p>載と当照語はない。</p>
<p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に基づき品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは第7条に示す組織の課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>（事業者対応方針等の履行）</p> <p>第5条 社長は、保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画にて実施させる。</p> <p>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</p> <p>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>〔届出第7号—8〕</p> <p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>〔届出第7号—4〕</p>	<p>【添付書類二】</p> <p>ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（i）廃棄物埋設施設の建設、操業にあたっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当者が責任をもって行う。</p> <p>〔ページ2—8〕</p> <p>【添付書類二】</p> <p>ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（i）廃棄物埋設施設の建設、操業にあたっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当者が責任をもって行う。</p> <p>〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p> <p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p>
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価・確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 埋設施設</p> <p>法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 廃棄物埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 廃棄物埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、廃棄物埋設施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p>	<p>【添付書類二】</p> <p>ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（i）廃棄物埋設施設の建設、操業にあたっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当者が責任をもって行う。</p> <p>また、建設、操業における品質保証活動を推進する会議を本社と濃縮・埋設事業所に設置し、品質保証活動方針、品質保証活動計画、品質保証活動状況の審議等を行う。</p> <p>なお、品質保証活動の総括は安全技術部が行い、品質保証活動の推進、管理、指導等は本社技術系各部及び濃縮・埋設事業所に置かれている品質保証担当が行う。</p> <p>（ii）埋設作業終了後の段階管理期間においては、段階管理の内容に応じた適切な組織を設ける。</p> <p>〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と当照語はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に放射能汚染から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <p>a. 放射能汚染、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 放射能汚染若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過失による作業の失敗等）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、放射能汚染に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に係るものを除く。）を含む。）</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、そ</p>	<p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>a. 品質方針及び品質目標</p> <p>b. 品質マニュアル</p> <p>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>d. 品質管理規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e. プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>の結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図1に示す。</p> <p>a.品質方針及び品質目標</p> <p>b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</p> <p>d.品質管理基準規程の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び 品質管理基準規程の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c.品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e.プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</p> <p>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</p> <p>c.a.及びb.の審査並びにc.b.の評価は、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）</p> <p>d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規程に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a. 品質方針を定めること。</p> <p>b. 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保するようにすること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにすること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させるようにすること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d. 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確するとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>a.品質方針を定めること。</p> <p>b.品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p> <p>d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e.資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</p> <p>a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d.要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）</p>	<p>標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</p> <p>b.品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c.資源の利用可能性</p> <p>d.責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門間相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門間相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が滞り、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d.関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e.関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を把握するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マ</p>	<p>に廃棄物埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a. 内部監査の結果</p> <p>b. 組織の外部の者の意見</p> <p>c. プロセスの運用状況</p> <p>d. 自主検査等の結果</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 組織又は要員からの改善のための提案</p> <p>l. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a. 要員</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>シメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。</p> <p>a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.埋設施設安全委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a.内部監査の結果 b.組織の外培の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。） c.プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001（ISO9001）」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） d.自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。） e.品質目標の達成状況 f.健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） g.関係法令の遵守状況 h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 k.部門又は要員からの改善のための提案 l.資源の妥当性 m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。） b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。） e.関係法令の遵守に関する改善 (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外培から調達できる資源（組織の外培から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</p>	<p>b. 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系 c. 作業環境 d. その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a.b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認す</p>		



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>a.要員</p> <p>b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業環境を及ぼす可能性のある事項を含む。）</p> <p>d.その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び対応能力にそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）</p> <p>c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</p> <p>a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更より起こり得る結果</p> <p>b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d.自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <p>a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b.関係法令</p> <p>c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a.当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、</p>	<p>る。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</p> <p>c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発計画」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新設規制の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)cを考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a.設計開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a.機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c.関係法令</p> <p>d.その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c.合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が廃棄物埋設施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するように</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）</p> <p>(2) 組織は、設備開発レビューに、当該設備開発レビューの対象となっている設備開発段階に関連する部門の代表者及び当該設備開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設備開発レビューの結果の記録及び当該設備開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設備開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設備開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設備開発計画に従って検証を実施する。（「設備開発計画に従って検証を実施する」には、設備開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設備開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設備開発を行った要員に当該設備開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設備開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設備開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設備開発計画に従って、当該設備開発の妥当性確認（以下「設備開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設備開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設備開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設備開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設備開発妥当性確認の結果の記録及び当該設備開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設備開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設備開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設備開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設備開発の変更が野放しに及ぼす影響の評価（当該野放し施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該技術情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p>	<p>する。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該技術情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</li> <li>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>その他調達物品等に必要の要求事項</li> </ol> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>廃棄物埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</li> <li>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</li> </ol>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要の要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 重要施設等の保安のために必要な静電利用可能な体制にあること。（「重要施設等の保安のために必要な静電」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p>	<p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調査物品の管理 組織は、調査した物品が使用されるまでの間、当該物品を調査物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の真正に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。） b. 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。） (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する」とは、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。） a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p>	<p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を速滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</li> <li>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</li> <li>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</li> <li>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</li> </ol> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</li> </ol>			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(3) 組織は、次掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設等の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づき評価を行い、次掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a.組織の外部的者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b.個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c.機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</p> <p>d.調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>a.是正処置を講ずる必要性について次掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>〔届出第7号—4〕</p>	<p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>〔届出第7号—4〕</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返しの発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）</p> <p>g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確化した上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経路等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要生を定めて、次掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</p> <p>a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p> <p>図1 プロセス関連図（略）</p> <p>図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図（略）</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係（略）</p> <p>表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係（略）</p>			
<p>第3章 保安管理体制</p>			
<p>第1節 組織</p>			
<p>（保安に関する組織）</p> <p>第7条 埋設施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	<p>【添付書類二】</p> <p>ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(1) 本事業実施のための組織</p> <p>平成9年8月1日現在における当社の組織図を以下に示す。</p> <p>〔ページ2—7〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、今回、保安規定を変更し、調達室、事業者検査課を追加している。</p>
<p>第2節 職務</p>			
<p>（職務）</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	<p>【添付書類二】</p> <p>ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(1) 本事業実施のための組織</p> <p>平成9年8月1日現在における当社の組織図を以下に示す。</p> <p>〔ページ2—7〕</p> <p>(i) 廃棄物埋設施設の建設、操業にあたっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当者が責任をもって行う。</p> <p>また、建設、操業における品質保証活動を推進する会議を本社と濃縮・埋設事業所に設置し、品質保証活動方針、品質保証活動計画、品質保証活動状況の審議等を行う。</p> <p>なお、品質保証活動の総括は安全支援部が行い、品質保証活動の推進、管理、指導等は本社技術系各部及び濃縮・埋設事業所に置かれている品質保証担当が行う。</p> <p>(ii) 埋設作業終了後の段階管理期間においては、段階管理の内容に応じた適切な組織を設ける。</p> <p>〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、今回、保安規定を変更し、調達室、事業者検査課を追加している。</p>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及び<b>低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」）</b>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、<b>統括する業務</b>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可<b>申請における設計</b>及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、<b>品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長</b>を指揮し、<b>品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長</b>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、<b>事業部長が行う品質保証に関する業務を補佐する。</b></p> <p>(10) センター長は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 14 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。 <b>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</b></p> <p>(11) <b>品質保証課長は、品質保証に係る記録管理に関する業務を行う。</b></p> <p>(12) <b>検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る検査を行う。</b></p> <p>(13) <b>放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</b></p> <p>(14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、<b>確認</b>及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木課長は、<b>埋設設備の構築</b>、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) <b>施設建物管理課長は低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</b></p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表 1 の担当課長（以下「<b>管理担当課長</b>」という。）は、同表に定める施設の管理（<b>保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む</b>）に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>第 3 節 廃棄物取扱主任者</p> <p>（廃棄物取扱主任者の選任）</p> <p>第 9 条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第 8 条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務等）</p> <p>第 10 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(3) 法に基づく報告を確認すること。 (4) 埋設施設の事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。 (5) 前号の申請について、その内容を確認すること。 (6) 第 65 条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。 (7) 第 66 条に示す記録を確認すること。 (8) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。 (9) その他、保安の監督に関して必要なこと。 2 社長及び事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>〔届出第 7 号—10〕</p>		
第 4 節 会議体			
<p>第 4 節 会議体 (品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。） (4) 第 65 条に基づく定期的な評価 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。 5 社長は、前項の報告を尊重する。 6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) 5.5.4 組織の内部情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 〔届出第 7 号—11〕</p>	<p>【添付書類二】 ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (i) 廃棄物埋設施設の建設、操業に当たっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当階層が責任をもって行う。 また、建設、操業における品質保証活動を推進する会議を本社と濃縮・埋設事業所に設置し、品質保証活動方針、品質保証活動計画、品質保証活動状況の審議等を行う。 〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) この規定の変更 (3) 表 1 に掲げる事業部長が制定する規定 (4) この規定に基づく以下の計画</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) 5.5.4 組織の内部情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 〔届出第 7 号—11〕</p>	<p>【添付書類二】 ハ その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (i) 廃棄物埋設施設の建設、操業に当たっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当階層が責任をもって行う。 また、建設、操業における品質保証活動を推進する会議を本社と濃縮・埋設事業所に設置し、品質保証活動方針、品質保証活動計画、品質保証活動状況の審議等を行う。 〔ページ2—8〕</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>イ 廃棄物埋設計画 ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画 ハ 調査計画 ニ 修復計画 ホ 保安教育実施計画 ヘ 定期的な評価の計画 (5) 第 65 条に基づく評価の結果 (6) 保安に関する品質保証に係る事項 (7) その他事業部長が必要と認める事項 2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 〔届出第 7 号—6〕</p>	<p>【添付書類二】 八 その他変更後における廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (i) 廃棄物埋設施設の建設、操業に当たっては、施設の安全性、信頼性を確保するため、品質保証活動をそれぞれの業務の担当階層が責任をもって行う。 また、建設、操業における品質保証活動を推進する会議を本社と濃縮・埋設事業所に設置し、品質保証活動方針、品質保証活動計画、品質保証活動状況の審議等を行う。 〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等） 第 13 条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。 2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>〔届出第 7 号—6〕</p>	<p>〔ページ2—8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第4章 廃棄物埋設管理 （廃棄体） 第 14 条 埋設する廃棄体を以下に示す。 (1) 放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂で均一に容器に固型化したもの（均質・均一固形体）を 1 号廃棄体という。</p>	<p>【1号廃棄物埋設施設】 三、廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 イ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類は、原子力発電所で発生する放射</p>	<p>【1号廃棄物埋設施設】 【添付書類六】 八 廃棄物埋設 (1)埋設する廃棄体</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 固体状の放射性廃棄物をセメント系充てん材で一体に容器に固型化したもの（充てん固化体）を2号廃棄体という。</p>	<p>性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂で均一に固型化したものである。 〔事業許可申請書（1号）ページ-1〕</p> <p>【2号廃棄物埋設施設】 三、廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 イ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類は、原子力発電所で発生する固体状の放射性廃棄物及び当廃棄物埋設施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充てん材で一体に固型化したものである。 これらの放射性廃棄物は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第13条の9の表第1号イ及び「核燃料物質等の埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示」第4条第3項に定められた廃棄物に該当するものである。 〔ページ2〕</p>	<p>埋設設備に埋設する廃棄体は、廃液、使用済樹脂、スラッジ又は焼却灰（ペレット化したものを含む）の放射性廃棄物を固型化材料を用いて、又は固型化材料及び骨材、添加剤等の混和材料を用いて、容器に固型化したものであり、その表面線量率は1rem/hを超えないものである。 〔事業許可申請書（1号）6-4〕</p> <p>【2号廃棄物埋設施設】 【添付書類六】 埋設設備に埋設を行う廃棄体は、原子力発電所の運転に伴い発生する放射性廃棄物及び本施設の操業に伴って付随的に発生する放射性廃棄物であって、固体状のものであり、あらかじめ廃棄物の分別・処理を行ったものをセメント系充てん材を用いて容器に固型化したものであり、受入れ時においてこれらの廃棄体に含まれる放射性物質は原子力発電所で発生後6ヶ月以上経過しており、かつ廃棄体の表面線量当量率は10mSv/hを超えないものである。 〔ページ6-6〕</p>	
<p>（廃棄物埋設計画） 第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力 10,000m<sup>3</sup>（200リットルドラム缶 50,000本相当/年）を超えないことを遵守する。 (1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体確認 (3) 廃棄体定置 (4) 充てん材充てん (5) 上部ボースコンクリート層設置 (6) 覆い施工 (7) 覆土 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備 (3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入れ能力 受け入れる放射性廃棄物の最大受入れ能力は、10,000m<sup>3</sup>/年(200Lドラム缶50,000本相当/年)である。また、放射性廃棄物の受入れ施設の廃棄体一時貯蔵能力は、約640m<sup>3</sup>(200Lドラム缶約3,200本相当)である。 〔ページ8〕</p>	<p>【添付書類一】 □ 変更の日を含む事業年度以後の各事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量 (1) 放射性廃棄物の受入れ計画数量 (表略) (2) 放射性廃棄物の予定埋設数量 (表略) 〔ページ1-1〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（廃棄体の受入れ） 第16条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。 (1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。 (2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。 (3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。 一時貯蔵に当たっては、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m<sup>3</sup>（200リットルドラム缶約3,200本相当）を超えないこと。 2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 建物の構造 管野建屋は、附属施設のうち放射性廃棄物の受入れ施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等の一部又は全部を収納する。 主要構造は鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造）で、地上2階、建築面積約3,600m<sup>2</sup>の建物である。 管野建屋は、「建築基準法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。 管野建屋の換気空調設備は、非管理区域系と管理区域系とに区分し給排気できる構造とする。 〔ページ6〕</p> <p>ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備 (1) 構造 放射性廃棄物の受入れ施設（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、廃棄体取扱い設備、廃棄体一時貯蔵室等より構成する。 放射性廃棄物の受入れ施設は、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。 (2) 主要な設備及び機器の種類 放射性廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類並びに設置場所は、次表に示すとおりである。</p>	<p>【添付書類五】 ホ 附属施設 (1) 概要 附属施設（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、建物（管野建屋）、放射性廃棄物の受入れ施設、放射線管野施設及びその他の附属施設より構成する。なお、管野建屋は、廃棄物埋設地の東側に設置する。 その他の附属施設は、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等により構成する。 〔ページ5-12〕</p> <p>(2) 建物（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） 管野建屋は、附属施設のうち放射性廃棄物の受入れ施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等の一部又は全部を収納する。 主要構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造）で、その規模は概ね平面が約60m×約60m、高さ約15m、地上2階、建築面積約3,600m<sup>2</sup>の建物であり、主要部分のコンクリート厚さは、外壁で約0.2m～約0.9m、屋根で約0.2m～約0.4mである。なお、廃棄体一時貯蔵室の1階相当部分の外壁及び屋根のコンクリート厚さについては、東側外壁で約0.9m、その他の外壁で約0.7m～約0.9m、屋根で約0.4mである。 管野建屋には換気空調設備を設ける。換気空調設備は制御室、電気室等の非管理区域系と、廃棄体一時貯蔵室、検査室等の管理区域系とに区分し、各区域に清浄外気を供給するとともに建屋内温度を適切に制御する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																																				
	<p>る。</p> <table border="1" data-bbox="923 247 1626 583"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>主要な機器</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン</td> <td>管野建屋</td> </tr> <tr> <td>埋設クレーン</td> <td>廃棄物埋設地</td> </tr> <tr> <td>廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>廃棄物検査装置</td> <td>管野建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔ページ8〕</p>	設 備	主要な機器	設 置 場 所	廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン	管野建屋	埋設クレーン	廃棄物埋設地	廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	廃棄物検査装置	管野建屋	<p>る。</p> <p>換気空調設備の換気量は、約22,000m<sup>3</sup>/hである。</p> <p>また、管野建屋には「消防法」に基づき自動火災検出設備及び消火設備等の消防用設備等を設ける。</p> <p>管野建屋の部屋配置を図5-6及び図5-7に示す。</p> <p>主要な設備は、以下に示すとおりである。</p> <p>a. 換気空調設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） 一式</p> <p>b. 消防用設備等（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） 一式</p> <p>〔ページ5-12〕</p>																										
設 備	主要な機器	設 置 場 所																																					
廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン	管野建屋																																					
	埋設クレーン	廃棄物埋設地																																					
廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	廃棄物検査装置	管野建屋																																					
<p>（廃棄物の確認）</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄物が記録及び<b>外観確認</b>により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を<b>外観確認</b>する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄物取り出し装置、コンベア、廃棄物検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>【1号廃棄物埋設施設】</p> <p>ハ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能濃度</p> <p>廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能濃度は、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="923 793 1605 1297"> <thead> <tr> <th>放射性物質の種類</th> <th>最大放射能濃度 (Ci/ton)</th> <th>総放射能濃度 (Ci)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリウム</td> <td>8.3×10<sup>0</sup></td> <td>3.3×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>炭素14</td> <td>2.3×10<sup>-1</sup></td> <td>9.1×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>コバルト60</td> <td>7.5×10<sup>1</sup></td> <td>3.0×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>ニッケル59</td> <td>2.4×10<sup>-1</sup></td> <td>9.4×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>ニッケル63</td> <td>3.0×10<sup>1</sup></td> <td>1.2×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90</td> <td>4.5×10<sup>-1</sup></td> <td>1.8×10<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ニオブ94</td> <td>2.3×10<sup>-3</sup></td> <td>9.0×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>テクネチウム99</td> <td>5.0×10<sup>-4</sup></td> <td>2.0×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>ヨウ素129</td> <td>7.5×10<sup>-6</sup></td> <td>3.0×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>セシウム137</td> <td>2.8×10<sup>0</sup></td> <td>1.1×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>1.5×10<sup>-2</sup></td> <td>6.3×10<sup>0</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔事業許可申請書（1号）ページ-2〕</p> <p>【2号廃棄物埋設施設】</p> <p>三、廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量</p> <p>イ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 (中略)</p> <p>これらの放射性廃棄物は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第13条の9の表第1号イ及び「核燃料物質等の埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示」第4条第3項に定められた廃棄物に該当するものである。</p> <p>〔ページ2〕</p> <p>ハ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能濃度</p> <p>廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類ごとの受け入れ時における最大放射能濃度及び総放射能濃度は、次表に示すとおりである。</p>	放射性物質の種類	最大放射能濃度 (Ci/ton)	総放射能濃度 (Ci)	トリウム	8.3×10 <sup>0</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>	炭素14	2.3×10 <sup>-1</sup>	9.1×10 <sup>1</sup>	コバルト60	7.5×10 <sup>1</sup>	3.0×10 <sup>4</sup>	ニッケル59	2.4×10 <sup>-1</sup>	9.4×10 <sup>1</sup>	ニッケル63	3.0×10 <sup>1</sup>	1.2×10 <sup>4</sup>	ストロンチウム90	4.5×10 <sup>-1</sup>	1.8×10 <sup>2</sup>	ニオブ94	2.3×10 <sup>-3</sup>	9.0×10 <sup>-1</sup>	テクネチウム99	5.0×10 <sup>-4</sup>	2.0×10 <sup>-1</sup>	ヨウ素129	7.5×10 <sup>-6</sup>	3.0×10 <sup>-3</sup>	セシウム137	2.8×10 <sup>0</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	アルファ線を放出する放射性物質	1.5×10 <sup>-2</sup>	6.3×10 <sup>0</sup>	<p>【添付書類五】</p> <p>イ 安全設備の方針</p> <p>(6) 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類</p> <p>廃棄物埋設事業を行うに当たり考慮している主要な放射性物質の種類は、半減期及び線量当量の評価への寄与等の観点から下記のとおりとする。</p> <p>放射性物質の種類</p> <p>トリウム</p> <p>炭素14</p> <p>コバルト60</p> <p>ニッケル59</p> <p>ニッケル63</p> <p>ストロンチウム90</p> <p>ニオブ94</p> <p>テクネチウム99</p> <p>ヨウ素129</p> <p>セシウム137</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質</p> <p>〔ページ5-3〕</p> <p>ホ 附属施設</p> <p>(3) 放射性廃棄物の受入れ施設（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p>輸送されて来た廃棄体（ドラム缶）8本以内の輸送容器を一時貯蔵天井クレーンにより廃棄体一時貯蔵室に4段階まで一時貯蔵し、引き続き輸送容器から廃棄体を1本ずつ取り出し、検査室においてコンベア等により廃棄体を移送するとともに廃棄体ごとに表示される整理番号の読み取り、外観の検査を行う。検査済の廃棄体は埋設工程で整合させ、払い出し天井クレーンにより8本単位で構内輸送車両で積載のうえ廃棄物埋設地に輸送し、埋設クレーンを用いて埋設設備の区画内に設置する。</p> <p>なお、これらは放射線業務従事者の不必要な放射線を受けることを防止する観点から自動化、遠隔化等を図る。</p> <p>一時貯蔵天井クレーン等は、「クレーン構造規格」に基づくとともに、廃棄物取扱いの安全性に係る各種インターロックを備え、埋設クレーンにおいては廃棄体が8m以上の高さとならないようインターロックを設ける。また、吊り具には吊り荷の振れ止めを考慮するとともに、廃棄体つかみ具は、廃棄体を1本ごと確実につかむことができる構造とする。</p> <p>放射性廃棄物の受入れ施設における廃棄体フローを図5-8に示す。</p> <p>主要な設備及び機器の種類は、以下に示すとおりである。</p> <p>a. 廃棄物取扱い設備（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p>(a) 一時貯蔵天井クレーン（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
放射性物質の種類	最大放射能濃度 (Ci/ton)	総放射能濃度 (Ci)																																					
トリウム	8.3×10 <sup>0</sup>	3.3×10 <sup>3</sup>																																					
炭素14	2.3×10 <sup>-1</sup>	9.1×10 <sup>1</sup>																																					
コバルト60	7.5×10 <sup>1</sup>	3.0×10 <sup>4</sup>																																					
ニッケル59	2.4×10 <sup>-1</sup>	9.4×10 <sup>1</sup>																																					
ニッケル63	3.0×10 <sup>1</sup>	1.2×10 <sup>4</sup>																																					
ストロンチウム90	4.5×10 <sup>-1</sup>	1.8×10 <sup>2</sup>																																					
ニオブ94	2.3×10 <sup>-3</sup>	9.0×10 <sup>-1</sup>																																					
テクネチウム99	5.0×10 <sup>-4</sup>	2.0×10 <sup>-1</sup>																																					
ヨウ素129	7.5×10 <sup>-6</sup>	3.0×10 <sup>-3</sup>																																					
セシウム137	2.8×10 <sup>0</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>																																					
アルファ線を放出する放射性物質	1.5×10 <sup>-2</sup>	6.3×10 <sup>0</sup>																																					

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																																															
	<table border="1" data-bbox="923 212 1605 716"> <thead> <tr> <th>放射性物質の種類</th> <th>最大放射能濃度 (Bq/ton)</th> <th>総放射能 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.22×10<sup>12</sup></td> <td>1.22×10<sup>14</sup></td> </tr> <tr> <td>炭素14</td> <td>3.37×10<sup>10</sup></td> <td>3.37×10<sup>12</sup></td> </tr> <tr> <td>コバルト60</td> <td>1.11×10<sup>13</sup></td> <td>1.11×10<sup>15</sup></td> </tr> <tr> <td>ニッケル59</td> <td>8.88×10<sup>9</sup></td> <td>3.48×10<sup>12</sup></td> </tr> <tr> <td>ニッケル63</td> <td>1.11×10<sup>12</sup></td> <td>4.44×10<sup>14</sup></td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90</td> <td>6.66×10<sup>10</sup></td> <td>6.66×10<sup>12</sup></td> </tr> <tr> <td>ニオブ94</td> <td>3.33×10<sup>8</sup></td> <td>3.33×10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>テクネチウム99</td> <td>7.40×10<sup>7</sup></td> <td>7.40×10<sup>9</sup></td> </tr> <tr> <td>ヨウ素129</td> <td>1.11×10<sup>6</sup></td> <td>1.11×10<sup>8</sup></td> </tr> <tr> <td>セシウム137</td> <td>4.07×10<sup>11</sup></td> <td>4.07×10<sup>13</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する放射線物質</td> <td>5.55×10<sup>8</sup></td> <td>2.33×10<sup>11</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="923 724 1012 751">〔ページ3〕</p> <p data-bbox="923 793 1389 821">四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p data-bbox="923 829 1279 856">ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備</p> <p data-bbox="923 865 1169 892">(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p data-bbox="923 900 1644 961">放射性廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類並びに設置場所は、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="923 961 1656 1297"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>主要な機器</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン</td> <td rowspan="2">管壁建屋</td> </tr> <tr> <td>埋設クレーン</td> <td>廃棄物埋設地</td> </tr> <tr> <td>廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>廃棄物検査装置</td> <td>管壁建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="923 1306 1012 1333">〔ページ8〕</p> <p data-bbox="923 1375 1041 1402">チ 廃棄の方法</p> <p data-bbox="923 1411 1092 1438">2号廃棄物埋設施設</p> <p data-bbox="923 1446 1151 1474">(1) 廃棄物埋設の方法の概要</p> <p data-bbox="923 1482 1644 1577">廃棄物埋設は、原子力発電所より受け入れた廃棄体及び本施設の操業に伴って付随的に発生する廃棄体であって「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された廃棄物の廃棄物埋設の事業に関する規則」に定める廃棄体の技術上の基準を満足するものを対象とし、以下のとおり行う。</p> <p data-bbox="923 1585 1012 1612">(以下略)</p> <p data-bbox="923 1621 1012 1648">〔ページ12〕</p>	放射性物質の種類	最大放射能濃度 (Bq/ton)	総放射能 (Bq)	トリチウム	1.22×10 <sup>12</sup>	1.22×10 <sup>14</sup>	炭素14	3.37×10 <sup>10</sup>	3.37×10 <sup>12</sup>	コバルト60	1.11×10 <sup>13</sup>	1.11×10 <sup>15</sup>	ニッケル59	8.88×10 <sup>9</sup>	3.48×10 <sup>12</sup>	ニッケル63	1.11×10 <sup>12</sup>	4.44×10 <sup>14</sup>	ストロンチウム90	6.66×10 <sup>10</sup>	6.66×10 <sup>12</sup>	ニオブ94	3.33×10 <sup>8</sup>	3.33×10 <sup>10</sup>	テクネチウム99	7.40×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>9</sup>	ヨウ素129	1.11×10 <sup>6</sup>	1.11×10 <sup>8</sup>	セシウム137	4.07×10 <sup>11</sup>	4.07×10 <sup>13</sup>	アルファ線を放出する放射線物質	5.55×10 <sup>8</sup>	2.33×10 <sup>11</sup>	設備	主要な機器	設置場所	廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン	管壁建屋	埋設クレーン	廃棄物埋設地	廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	廃棄物検査装置	管壁建屋	<p data-bbox="1668 220 1893 247">種類 普通型天井クレーン</p> <p data-bbox="1668 256 1792 283">台数 2基</p> <p data-bbox="1668 291 1852 319">容量 約15 ton</p> <p data-bbox="1668 327 2110 354">(b) コンベア（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p data-bbox="1668 363 1970 390">種類 チェーンコンベア・ローコンベア</p> <p data-bbox="1668 399 1792 426">台数 一式</p> <p data-bbox="1668 434 1947 462">容量 輸送容器用 約10 ton</p> <p data-bbox="1668 470 1863 497">廃棄体用 約1 ton</p> <p data-bbox="1668 506 2199 533">(c) 廃棄体取扱い装置（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p data-bbox="1668 541 1970 569">種類 1本つかみ方式吊り上げ装置</p> <p data-bbox="1668 577 1792 604">台数 1基</p> <p data-bbox="1668 613 1843 640">容量 約1 ton</p> <p data-bbox="1668 648 2208 676">(d) 払い出し天井クレーン（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p data-bbox="1668 684 1893 711">種類 普通型天井クレーン</p> <p data-bbox="1668 720 1792 747">台数 1基</p> <p data-bbox="1668 756 1852 783">容量 約10 ton</p> <p data-bbox="1668 791 1813 819">(e) 埋設クレーン</p> <p data-bbox="1668 827 1843 854">種類 橋型クレーン</p> <p data-bbox="1668 863 1792 890">台数 1基</p> <p data-bbox="1668 898 1852 926">容量 約15 ton</p> <p data-bbox="1668 934 2178 961">b. 廃棄物検査設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p data-bbox="1668 970 1932 997">種類 光学式廃棄物検査装置</p> <p data-bbox="1668 1005 1941 1033">(整理番号読み取り及び外観検査)</p> <p data-bbox="1668 1041 1792 1068">台数 1台</p> <p data-bbox="1668 1077 1792 1104">〔ページ5-13〕</p> <p data-bbox="1668 1134 1792 1161">〔添付書類六〕</p> <p data-bbox="1668 1169 1792 1197">八 廃棄物埋設</p> <p data-bbox="1668 1205 1828 1232">(1)埋設する廃棄体</p> <p data-bbox="1668 1241 2451 1335">また、本施設の操業に伴って付随的に発生する廃棄体の放射能濃度は「廃棄物埋設事業変更許可申請書三、八 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能濃度」に示すとおりであり、表面線量当量率は10mSv/hを超えないものである。</p> <p data-bbox="1668 1344 2451 1404">なお、固型化に当たっては、あらかじめ均質に練り混ぜたセメント系充てん材を容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんし、容器内に有害な空気が残らないようにしている。</p> <p data-bbox="1668 1413 2451 1474">セメント系充てん材に使用する固型化材料、容器、廃棄物の分別・処理方法、充てん方法は以下に示すとおりである(1)。</p> <p data-bbox="1668 1482 1828 1509">(i) 固型化材料</p> <p data-bbox="1668 1518 2451 1579">固型化材料は、「日本工業規格 JIS R5210 (1992) 」若しくは「 JIS R5211 (1992) 」に定めるセメント又はこれと同等以上の品質を有するセメント。</p> <p data-bbox="1668 1587 1843 1614">(ii) 使用する容器</p> <p data-bbox="1668 1623 2451 1684">「日本工業規格 JIS Z1600 (1993) 」に定める金属製容器（1種、H級）又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するもの。</p> <p data-bbox="1668 1692 1923 1719">(iii) 廃棄物の分別・処理方法</p> <p data-bbox="1668 1728 2451 1833">セメント系充てん材が、容器の内側に充てんされ易くなるように、廃棄物を分別し、必要に応じて、廃棄物の切断、圧縮、溶融処理を行う。なお、焼却可能な可燃物は除去し、アルミニウム製品は除去又は鉄が溶融処理し、鉛製品は除去する。</p> <p data-bbox="1668 1841 1828 1869">(iv) 充てん方法</p> <p data-bbox="1668 1877 2451 1904">セメント系充てん材が容器内に行き渡るような注入速度で充てんする。セメント系充てん材の流動性の目標値</p>	
放射性物質の種類	最大放射能濃度 (Bq/ton)	総放射能 (Bq)																																																
トリチウム	1.22×10 <sup>12</sup>	1.22×10 <sup>14</sup>																																																
炭素14	3.37×10 <sup>10</sup>	3.37×10 <sup>12</sup>																																																
コバルト60	1.11×10 <sup>13</sup>	1.11×10 <sup>15</sup>																																																
ニッケル59	8.88×10 <sup>9</sup>	3.48×10 <sup>12</sup>																																																
ニッケル63	1.11×10 <sup>12</sup>	4.44×10 <sup>14</sup>																																																
ストロンチウム90	6.66×10 <sup>10</sup>	6.66×10 <sup>12</sup>																																																
ニオブ94	3.33×10 <sup>8</sup>	3.33×10 <sup>10</sup>																																																
テクネチウム99	7.40×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>9</sup>																																																
ヨウ素129	1.11×10 <sup>6</sup>	1.11×10 <sup>8</sup>																																																
セシウム137	4.07×10 <sup>11</sup>	4.07×10 <sup>13</sup>																																																
アルファ線を放出する放射線物質	5.55×10 <sup>8</sup>	2.33×10 <sup>11</sup>																																																
設備	主要な機器	設置場所																																																
廃棄物取扱い設備 (埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	一時貯蔵天井クレーン コンベア 廃棄物取扱い装置 払い出し天井クレーン	管壁建屋																																																
	埋設クレーン		廃棄物埋設地																																															
廃棄物検査設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	廃棄物検査装置	管壁建屋																																																

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第 18 条 安全管理課長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項で定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長以前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 15 条で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>（届出第 7 号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>〔届出第 7 号—27〕</p>	<p>は、(社)土木学会コンクリート標準示方書に記述されるプレキャストコンクリートで用いる注入モルタルと同等とする。〔ページ 6—6〕</p> <p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（廃棄体の定置）</p> <p>第 19 条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号廃棄体</p> <p>イ 1 号廃棄体は、1 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率 2mSv/h を超え</p>	<p>三、廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量</p> <p>ロ 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの数量</p> <p>2 号廃棄物埋設施設</p> <p>廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの数量は、最大 40,000m<sup>3</sup>（200 ℓ ドラム缶 20 万本相当）である。</p> <p>〔ページ 2〕</p> <p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>イ 廃棄物埋設施設の位置</p> <p>廃棄物埋設施設（以下「本施設」という。）を設置する日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）は、青森県の北東部に位置する下北半島南部の上北郡六ヶ所村大石平にある標高 30～60m の丘陵地帯にあり、事業所南側は尾鷲沼に面している。事業所から近接集落の野那井地区までの距離は約 1.5km、青森県青森市及び三沢市までの距離は、それぞれ約 80km 及び約 40km である。</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>事業所の敷地は、面積約 340 万 m<sup>2</sup> で東西に長い形状である。</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>イ 安全設備の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(ii) 設計、製作、建設及び形式検査を通じて信頼性のあるものとする。</p> <p>(iii) 地震、台風、積雪等の自然現象によっても、適切な期間安全上要求される機能が損なわれることのないような構造、配置とする。</p> <p>〔ページ 5—1〕</p> <p>(2) 閉じ込めの機能</p> <p>本施設は、第 1 段階において放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有する設備とする。</p> <p>〔ページ 5—1〕</p> <p>(3) 放射線防護等</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>b. 本施設は、第 1 段階及び第 2 段階において、埋設設備からの放射性物質の漏出状況を監視できる設備</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>る廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1号埋設設備には、埋設設備群ごと<sup>と</sup>にセメント以外で固化化した廃棄体が集中しないこと。</p> <p>ハ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 2号廃棄体</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充てん材の充てん量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m<sup>3</sup>/本以上であること。</p> <p>ハ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>(2) 敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置</p> <p>敷地内に設置する本施設は、埋設設備とその上面及び側面を覆う土砂等（以下「覆土」という。）、並びに排水・監視設備より構成される廃棄物埋設地及び放射性廃棄物の受入れ施設、放射線管理埋設等より構成される廃棄物埋設地の附属施設（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設設備共用、既設）（以下「附属施設」という。）である。</p> <p>廃棄物埋設地は、1号廃棄物埋設地の西側に位置し、埋設設備は、現造成面を約16～21m掘り下げて設置する。また、廃棄物埋設地の東側には放射性廃棄物の受入れ施設等の主要な附属施設を収納する低レベル廃棄物管理建屋（1号及び2号廃棄物埋設設備共用、既設）（以下「管理建屋」という。）を設置する。</p> <p>〔ページ4〕</p> <p>ロ 廃棄物埋設設備の一般構造</p> <p>本施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関係法令の要求を満足し、原子力安全委員会が定めた「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）に適合する構造とする。</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>本施設は、設計地震力に対して適切な期間安全上要求される機能を損なわない構造とする。ここで、設計地震力は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」における耐震設計上の重要度分類のCクラスの施設に対応するものとして、一般産業施設の耐震設計に用いられる地震力に基づき定め、静的設計法により設計する。</p> <p>また、「適切な期間安全上要求される機能を損なわない」とは、廃棄物埋設地においては「五、放射線の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期」にいう第1段階において放射性物質が埋設設備の外へ漏出することを防止することとし、附属施設においてはそれぞれの施設が考慮する荷重等に対して寿命期間を通じて耐えることとする。</p> <p>(2) その他の主要な構造</p> <p>(ii) 本施設は、設計、製作、建設及び試験検査を通じて信頼性のあるものとする。</p> <p>(iii) 本施設は、台風、積雪等の自然現象によっても適切な期間安全上要求される機能を損なわれることのない構造とする。</p> <p>(iv) 本施設は、火災・爆発の発生を防止し、かつ、万一の火災・爆発時にも施設外への放射性物質の放出が過大とならないための適切な対策を講ずる。</p> <p>〔ページ5〕</p> <p>ニ 廃棄物埋設地の構造及び設備</p> <p>2号廃棄物埋設設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>廃棄物埋設地は、埋設設備、排水・監視設備及び覆土より構成し、「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足し、「基本的考え方」に適合する構造とする。</p> <p>廃棄物埋設地には、16基の埋設設備を設置する。廃棄物埋設地は、1基当たり廃棄体約2,600m<sup>3</sup>（200Lドラム缶約13,000本相当）を埋設する埋設設備2基を1埋設設備群とする埋設設備群8群で構成される。</p> <p>廃棄物埋設地は、第1段階において放射性物質が埋設設備の外へ漏出することを防止する構造とする。</p> <p>埋設設備は、鷹架管を掘り下げて設置するものとし、鉄筋コンクリート造の外周仕切設備、内周仕切設備及び覆いより構成し、外形寸法は、平面が約36m×約37m、高さは約7m、その内周は内周仕切設備より36区画に区画する。各区画内には、廃棄体を定置した後、セメント系充てん材を充てんし、空気が残らないようにする。なお、外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間には、セメント系充てん材の層を設ける。また、これら区画の上部には覆いを設置する。</p> <p>廃棄物埋設地には、排水・監視設備として、埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充てん材</p>	<p>とする。</p> <p>〔ページ5-2〕</p> <p>(4) 地震等の自然現象</p> <p>(i) 地震に対する設計上の考慮</p> <p>本施設は、設計地震力に対して適切な期間安全上要求される機能を損なわない設計とする。この設計地震力は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「耐震設計審査指針」という。）における耐震設計上の重要度分類のCクラスの施設に対応するものとして、一般産業施設の耐震設計に用いられる地震力に基づき定める。</p> <p>(ii) 地震以外の自然現象に対する設計上の考慮</p> <p>本施設は、敷地及びその周辺における過去の記録、現地調査等を参照して、予想される地震以外の自然現象を考慮して適切な期間安全上要求される機能を損なわない設計とする。</p> <p>〔ページ5-2〕</p> <p>(5) その他の安全設計</p> <p>(i) 火災・爆発に対する考慮</p> <p>本施設は、火災・爆発の発生を防止し、かつ、万一の火災・爆発時にも施設外への放射性物質の放出が過大とならないための適切な対策を講じた設計とする。</p> <p>(ii) 電源喪失に対する考慮</p> <p>附属施設は、外周電源系の機能喪失に対応した適切な対策を講じた設計とする。</p> <p>(iii) 誤操作に対する考慮</p> <p>誤操作に対して適切な対策を講じた設計とする。</p> <p>〔ページ5-3〕</p> <p>ロ 安全設計</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する安全設計</p> <p>(i) 廃棄物埋設地</p> <p>廃棄物埋設地においては、以下に示す設計を行うことにより、第1段階において放射性物質が埋設設備の外へ漏出することを防止するものとする。</p> <p>埋設設備は、鉄筋コンクリート造とし、十分な耐力を有する地盤に設置する。埋設設備を構成する外周仕切設備、内周仕切設備及び覆いは、地震力、自重、土圧等の荷重に対し、十分な構造上の安定性を有するよう、許容応力度法により設計する。</p> <p>なお、使用するコンクリートは「土木学会 コンクリート標準示方書」に準拠して設計し、施工を行う。</p> <p>また、埋設設備は、廃棄体定置後、セメント系充てん材により区画内を充てんする。</p> <p>廃棄物埋設地に設置する排水・監視設備より、仮に埋設設備の外周仕切設備及び覆いから地下水が浸入した場合でも、その水が廃棄体に達することなく排水ができるよう考慮した設計とする。</p> <p>〔ページ5-4〕</p> <p>(3) 地震等の自然現象に関する安全設計</p> <p>本施設は、自然現象に対し、適切な期間安全上要求される機能を損なわない設計とする。ここで「適切な期間安全上要求される機能を損なわない」とは、廃棄物埋設地においては第1段階において閉じ込めの機能を失わないこととし、附属施設においてはそれぞれの施設が考慮する荷重等に対して寿命期間を通じて耐えることとする。</p> <p>(i) 地震</p> <p>a. 廃棄物埋設地</p> <p>廃棄物埋設地は、設計地震力に対して第1段階において放射性物質が埋設設備の外へ漏出することを防止するよう設計する。この設計地震力は、一般産業施設の耐震設計に用いられる地震力に基づき定める。埋設設備に作用する静的地震力は水平震度を0.2とし、許容応力度法により設計する。</p>	



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>の間に十分な集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けるとともに、ポーラスコンクリート層に浸入してきた水を排水できるよう排水管を設ける。</p> <p>また、排水状況の監視・点検のため埋設設備周囲に点検路を設ける。なお、点検路等は第3段階の早い時期に埋め戻す。</p> <p>〔ページ7〕</p> <p>チ 廃棄の方法</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>(1) 廃棄物埋設の方法の概要</p> <p>(i) 廃棄体定置</p> <p>排水等の必要な措置を行った埋設設備の区画内に、外部防射線に係る線量当量の低減を考慮しながら廃棄体を定置する。定置に当たり、雨水等の浸入を防止し、埋設設備の点検を行う。</p> <p>〔ページ12〕</p> <p>(2) 廃棄物埋設の手順を示す工程図（略）</p> <p>〔ページ13〕</p>	<p>また、排水・監視設備のうちの点検路については「土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）」に基づき設計する。</p> <p>b. 附属施設</p> <p>(a) 建物</p> <p>管理建屋は、設計地震力に対して耐えるよう設計する。設計地震力及び許容限界は、「耐震設計審査指針」における耐震設計上の重要度分類のCクラスの建物・構築物の耐震設計に適用されるものに基づくこととする。</p> <p>(b) 建物以外の附属施設</p> <p>放射性廃棄物の受入れ施設、放射線管理施設及びその他の附属施設は、設計地震力に対して耐えるよう設計する。設計地震力及び許容限界は、「耐震設計審査指針」における耐震設計上の重要度分類のCクラスの機器・配管系の耐震設計に適用されるものに基づくこととするが、放射性廃棄物の受入れ施設におけるクレーンについては、「クレーン構造規格」に基づくこととする。</p> <p>(ii) 地震以外の自然現象</p> <p>本施設は予想される地震以外の自然現象に対し、適切な期間安全上要求される機能を損なわないよう設計する。</p> <p>地震以外の自然現象として考えられるのは、津波、高潮、洪水、台風、豪雪、異常寒波等である。</p> <p>本施設は、津波、高潮及び洪水に対して考慮の必要のない立地条件にある。</p> <p>台風については、管理建屋及び埋設クレーンは、それぞれ「建築基準法」及び「クレーン構造規格」で定められる風圧力に対して設計する。また、敷地周辺の過去の台風記録も考慮する。なお、埋設設備等廃棄物埋設地に設置する設備については地中に設置されるため、台風の影響は受けない。</p> <p>豪雪については、管理建屋は「建築基準法」で定められる積雪荷重に対して設計し、その他の施設についてもこれと同等の設計とする。また、敷地周辺の過去の積雪記録も考慮する。</p> <p>異常寒波については、屋外機器で凍結のおそれのあるものは必要に応じて適切な凍結防止対策を行うものとする。埋設設備等廃棄物埋設地に設置する設備は地中に設置し、その上部に十分な覆土を施す設計とするため気温による影響はほとんど受けない。</p> <p>なお、覆土は、土砂等を締め固めながら行い、廃棄物埋設地の周辺の土壌草に比して透水性が大きくならないようにするとともに、地表面には植生を施し、さらに、地表水に対しては排水を考慮して、埋設設備が容易に露出しないよう配慮する。</p> <p>〔ページ5-7〕</p> <p>(4) その他の安全設計</p> <p>(i) 火災・爆発</p> <p>a. 埋設設備は鉄筋コンクリート造であり、埋設する廃棄体は「核燃料物質等の埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示」（以下「埋設に関する告示」という。）の要件を満たすものであることが確認されたものであることから、廃棄体を含む埋設設備自身の火災・爆発は考えられない。また、管理建屋は主要な構造を鉄骨鉄筋コンクリート造とし、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計するとともに、本施設を構成する機器、設備類は可燃物を極力排除する設計とする。</p> <p>b. 万一の火災に備え、火災の拡大を防止するため「消防法」及び「建築基準法」に基づき次のような対策を行う。</p> <p>(a) 自動火災検知設備、消火栓、消火器等を設置する。</p> <p>(b) 防火壁、防火ダンパ、防火扉等により適切に防火区画を設定する。</p> <p>(ii) 電源喪失</p> <p>本施設は埋設設備の電源喪失に対して、次のとおり設計する。</p> <p>a. 廃棄体取扱い設備は、停電時においても機能的な構造により廃棄体の落下を防止する。</p> <p>b. 液体廃棄物の放出は、バッチごとに電動ポンプにより移送を行う設計とする。これにより停電時に放出されることはない。</p> <p>(iii) 誤操作</p> <p>本施設は、運転員の誤操作による事故への発展を防止できるよう廃棄体落下防止等のインターロックを設ける。</p> <p>〔ページ5-9〕</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明									
		<p>二 廃棄物埋設地</p> <p>(1) 概要 廃棄物埋設地は、1号廃棄物埋設地の西側に設置し、廃棄体最大40,000m<sup>3</sup>（200 lドラム缶20万本相当）を埋設する。廃棄物埋設地には16基の埋設設備を設置する。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>(i) 埋設設備の配置 廃棄物埋設地は、1基当たり廃棄体約2,600m<sup>3</sup>（200 lドラム缶約13,000本相当）を埋設する埋設設備2基を1埋設設備群とする埋設設備群8群で構成される。 埋設設備は、東西1列に4基（2埋設設備群）、東西に並行に4列配置する。 埋設設備は十分な地耐力を有し、かつ、透水性の小さい鋼架層を掘り下げて設置する。 北側の1、2埋設設備群の設置位置は現造成面下約16m（標高約36m）であり、南へ行くに従い順次深さを増し最南端の7、8埋設設備群では現造成面下約21m（標高約31m）である。 埋設設備上面の覆土厚さは、11m以上とする。 埋設設備の配置を図5-2及び図5-3に示す。</p> <p>(ii) 埋設設備の仕様 埋設設備は、一軸圧縮強度が24.6N/mm<sup>2</sup>以上（250kgf/cm<sup>2</sup>以上）のコンクリートを用いた鉄筋コンクリート造とし、主要な寸法は次表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1733 842 2472 1052"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形寸法</td> <td>約36m×約37m、高さ約7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚さ</td> <td>外周仕切設備 底板 約80cm</td> </tr> <tr> <td>側壁 約60cm</td> </tr> <tr> <td>内周仕切設備 約40cm</td> </tr> <tr> <td>覆い 約50</td> </tr> </tbody> </table> <p>埋設設備は、内周仕切設備より36区画に区画する。 1区画には、廃棄体72m<sup>3</sup>（200 lドラム缶360本相当）を収納でき、廃棄体定置後セメント系充てん材を充てんする。その際、外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間のセメント系充てん材は約40cmの厚さとする。 埋設設備の平面、断面を図5-4に示す。</p> <p>(iii) 排水・監視設備の仕様 埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充てん材の間には集水機能を有する約10cm厚さのポーラスコンクリート層を設けるとともに、これに接続して排水管を設ける。また、埋設設備周囲には排水管からの排水状況を監視・点検するための点検管を設ける。 排水・監視設備の概要を図5-5に示す。 〔ページ5-10〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>八 廃棄物埋設</p> <p>(2) 廃棄物埋設の方法 廃棄物の埋設は、廃棄体定置、充てん材充てん、覆い設置及び覆土の順でそれぞれ以下のように行う。なお、これらの作業は、一般大衆の受ける外部放射線に係る線量当量が低くなるよう配慮しながら行う。</p> <p>(i) 廃棄体定置 廃棄体は、管理棟から廃棄物埋設地へ構内輸送車により運搬する。廃棄体の定置前には、廃棄体を定置しようとする埋設設備の区画内の排水等の必要な措置を講ずる。廃棄体は、廃棄物埋設地において、埋設設備群8群のうち北側の埋設設備群から埋設するものとし、埋設設備の区画内へ埋設クレーンにより、8本を取扱い単位として定置する。定置は、積み込み方式とし、1区画内、8行5列9段の計360本を標準的な1日作業単位とする。 廃棄体の定置に当たっては、放射線濃度が極端な片寄りがなく、埋設設備の上面に定置する廃棄体は、2mSv/hを超えないものとする。また、埋設設備区画内への雨水等の浸入の防止をするとともに外周仕切設</p>	種類	寸法	外形寸法	約36m×約37m、高さ約7m	厚さ	外周仕切設備 底板 約80cm	側壁 約60cm	内周仕切設備 約40cm	覆い 約50	
種類	寸法											
外形寸法	約36m×約37m、高さ約7m											
厚さ	外周仕切設備 底板 約80cm											
	側壁 約60cm											
	内周仕切設備 約40cm											
	覆い 約50											

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
		<p>備、内部仕切設備等の点検を随時行う。</p> <p>また、爆発性物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物は貯蔵しない。</p> <p>なお、廃棄体定置のための開口中の埋設設備を制限するとともに、定置後は速やかに仮蓋（約50cm厚コンクリート板相当）を設置する。</p> <p>〔ページ6-7〕</p>	
<p>（充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工）</p> <p>第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充てん材を充てんする場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 区画内に空けきが生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系充てん材により充てんを行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は充てんを行わないこと。</p> <p>2 土木課長は、充てん材充てんの完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ニ 廃棄物埋設地の構造及び設備</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>(中略)</p> <p>各区画内には、廃棄体を定置した後、セメント系充てん材を充てんし、空けきが残らないようにする。なお、外周仕切設備及び覆いと廃棄体との間には、セメント系充てん材の層を設ける。また、これら区画の上部には覆いを設置する。</p> <p>〔ページ7〕</p> <p>チ 廃棄の方法</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>(1) 廃棄物埋設の方法の概要</p> <p>(ii) 充てん材充てん</p> <p>廃棄体の定置終了後、速やかに仮蓋をし、その後順次埋設設備の区画内にセメント系充てん材を充てんする。</p> <p>(iii) 覆い設置</p> <p>充てん材の充てん後、順次仮蓋を取外し埋設設備の区画上部に覆いを設置する。</p> <p>〔ページ12〕</p> <p>(2) 廃棄物埋設の手順を示す工程図（略）</p> <p>〔ページ13〕</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>□ 安全設備</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する安全設備</p> <p>(i) 廃棄物埋設地</p> <p>(中略)</p> <p>また、埋設設備は、廃棄体定置後、セメント系充てん材により区画内を充てんする。</p> <p>(中略)</p> <p>廃棄物埋設地周辺の地下水には、埋設設備のコンクリート及びセメント系充てん材に対し、閉じ込めの機能に影響を与えるような化学的性質は認められない。</p> <p>〔ページ5-4〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>ハ 廃棄物埋設</p> <p>(2) 廃棄物埋設の方法</p> <p>廃棄物の埋設は、廃棄体定置、充てん材充てん、覆い設置及び覆土の順でそれぞれ以下のように行う。なお、これらの作業は、一般公衆の受ける外周防壁線に係る線量当量が低くなるよう配慮しながら行う。</p> <p>(ii) 充てん材充てん</p> <p>廃棄体を所定数量、区画内に定置後、仮蓋を設置した状態で、埋設設備の区画内に空けきが残らないように、速やかにかつ十分な品質管理のもとにセメント系充てん材を充てんする。なお、寒冷時にはセメント系充てん材は充てんしない。</p> <p>また、仮蓋は覆い設置までの間、引き続き設置しておくものとする。</p> <p>(iii) 覆い設置</p> <p>充てん材充てん後、埋設設備の区画上部の仮蓋を取外し、覆いを設置する。</p> <p>〔ページ6-7〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（覆土）</p> <p>第21条 土木課長は、覆土前の埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。</p> <p>2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 覆土厚さは別表4に示す値とし、周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように、十分な施工管理のもとに行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は覆土を行わないこと。</p> <p>3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ニ 廃棄物埋設地の構造及び設備</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>(中略)</p> <p>鷹架管を掘り下げた部分の埋め戻し及び埋設設備の上面には、埋設設備が容易に露出しないよう配慮し、当該廃棄物埋設地の周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように土砂等を締め固めながら埋設設備上面からの厚さ11m以上の覆土を施す。覆土のうち、埋設設備設置地境から埋設設備上面及び側面から2mまでの間の透水性は鷹架管の平均的な値より小さくする。</p> <p>〔ページ7〕</p> <p>チ 廃棄の方法</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>(1) 廃棄物埋設の方法の概要</p> <p>(iv) 覆土</p> <p>覆い設置が終了した埋設設備の上面及び側面は、土砂等を締め固めながら順次覆土を行う。</p> <p>〔ページ12〕</p> <p>(2) 廃棄物埋設の手順を示す工程図（略）</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>□ 安全設備</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設備</p> <p>b. 本施設は、埋設設備及び低レベル廃棄物管理建屋（以下「管理建屋」という。）に放射線しゃへいを考慮することにより直接ガンマ線及びスカイラインガンマ線により人の居住の可能性のある敷地外の一般公衆の受ける線量当量を合理的に達成できる限り低くできるように設計する。</p> <p>廃棄体を定置した埋設設備は、覆いを設置するまでの間仮蓋をするとともに、第1段階終了までには埋設設備の上部にしゃへい性能上十分な厚さの覆土を施す。</p> <p>〔ページ5-5〕</p> <p>ニ 廃棄物埋設地</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>(iv) 覆土の仕様</p> <p>埋設設備の上面及び側面には、土砂等を締め固めながら周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように覆土を行い、その覆土の厚さは埋設設備上面から11m以上とする。</p> <p>なお、鷹架管を掘り下げた部分を埋め戻す覆土のうち、埋設設備の上面及び側面から2mまでの間の覆土は土砂にベントナイトを15%程度混合し、透水係数が10-10m/s程度となるようにする。</p> <p>〔ページ5-12〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>〔ページ13〕</p>	<p>ホ 附属施設 (4) 放射線管理野施設（1号及び2号廃棄物野施設共用、既設） （i）しゃへい （中略） なお、廃棄物野施設においては、廃棄物を定置した野施設には、覆いを設置するまでの間、仮蓋（約50cm厚コンクリート版相当）をするとともに第1段階終了までには11m以上の覆土を施す。 〔ページ5-15〕</p> <p>【添付書類六】 ハ 廃棄物野施設 (2) 廃棄物野施設の方法 廃棄物の埋設は、廃棄体定置、充てん材充てん、覆い設置及び覆土の順でそれぞれ以下のように行う。なお、これらの作業は、一般公衆の受ける外部放射線に係る線量当量が低くなるよう配慮しながら行う。 （iv）覆土 覆いの設置終了後、野施設の上面及び側面は、土砂等を締め固めながら廃棄物野施設の周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように十分な管理の下に順次覆土を行い、その覆土の厚さは野施設の上面から11m以上とする。 なお、覆土のうち、野施設の上面及び側面から2mまでの間の覆土は、周辺の鷹架層に比して透水性が小さくなるよう施工する。 これらの覆土は、寒冷時には施工しない。 〔ページ6-8〕</p> <p>(3) 段階管理の計画 （i）第1段階 （中略） 第1段階は、この期間中に野施設作業及び隣接した野施設の設置を行うため、廃棄物野施設周辺の土砂等による天然リニアが十分確保できない状況が継続する間とし、その終了時期は、工事上の要件等を考慮し野施設開始以降25年経過し30年以内の間とする。なお、終了前に全野施設野施設の覆土を行っておくものとする。 （iii）第3段階 e. 速やかに、点検路等の埋め戻しを行う。 〔ページ6-8〕</p>	
第5章 施設管理			
<p>(施設管理十画) 第22条 野施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び野施設規則第6条を含む要求事項への適合を証明し、野施設の安全を確保するため、以下の施設管理十画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は野施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 (2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定 事業部長は、開発部長及び管理担当部長と、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。 また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p>	—	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>参照) を踏まえ保安プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の決定 開発施設部長及び管理担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定 開発施設部長及び管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) センター長は、保全の有効性を監視、評価するために 4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) センター長は、前号の保全活動管理目標の目標値を設定する。 また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) センター長は、保全活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定 (1) センター長は、3 の保全対象範囲に対し開発施設部長及び管理担当課長が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 埋設施設の設計及び工事の計画 c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。） d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期 e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 g. 上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転記録 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>	<p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。 〔届出第 7 号—14〕</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操作中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い、状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項より修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p>			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(1) 開発総括部長及び管理担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※<sup>1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態であることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※ 1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 開発総括部長及び管理担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 開発総括部長及び管理担当課長は、保全の実施に当たって、第 23 条による設備管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。</p> <p>(3) 放射線管理課長、運営課長、土木課長及び施設建物管理課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 開発総括部長及び管理担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 開発総括部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採用した設備の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期※<sup>2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 開発総括部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※<sup>2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※ 2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 開発総括部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>a. 保全を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能評価では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 開発総括部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 開発総括部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の評価を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等重傷発見</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検部局を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び検査結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>開発総括部長及び管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の設備をいう。）</p> <p>13 情報共有</p> <p>管理担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(設計管理)</p> <p>第23条 開発総括部長及び管理担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>実施した設備結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発部長及び管理担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設備開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p>	<p>7.3.1 設備開発計画</p> <p>(1) 組織は、設備開発（専ら原子力施設において用いるための設備開発に限る。）の計画（以下「設備開発計画」という。）を策定するとともに、設備開発を管理する。</p> <p>〔届出第7号—16〕</p>		
<p>（作業管理）</p> <p>第24条 管理担当課長は、前条の設備管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 管理担当課長は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 管理担当課長は、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的</p> <p>(2) 工事を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a. 廃棄物埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>〔届出第7号—22〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第25条 安全管理課長は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は検査実施責任者として、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 施設確認項目に適合したものであること。</p> <p>b. 埋設規則第6条の技術基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施の調査における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>〔届出第7号—27〕</p>	-	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第22条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>			
第6章 廃棄物埋設地の保全			
<p>（埋設設備の排水の監視）</p> <p>第26条 運営課長は、別表5に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び埋設技術課長に通知する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表6に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、その結果を埋設技術課長に通知する。</p> <p>3 埋設技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>5 埋設技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>イ 廃棄物埋設施設の位置</p> <p>(2) 敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置</p> <p>敷地内に設置する本施設は、埋設設備とその上面及び側面を覆う土砂等（以下「覆土」という。）と並びに排水・監視設備より構成される廃棄物埋設地及び放射性廃棄物の受入れ施設、放射線管理施設等より構成される廃棄物埋設地の附属施設（埋設クレーンを除いて1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）（以下「附属施設」という。）である。</p> <p>〔ページ4〕</p> <p>ト その他の附属施設の構造及び設備</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>液体廃棄物処理設備は、附属施設において分析等の作業の際に発生する廃液、排水・監視設備からの排水等を収集し、必要に応じて過等の処理を行った後、放射性物質の濃度が試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規制等の規定に基づき、線量当量限度等を定める件に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回ることを確認して、事業所外へ放出できる構造とする。</p> <p>（中略）</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>1号及び2号廃棄物埋設地に設置する排水・監視設備からの排水は、放射性物質の濃度を測定し、必要に応じて適切な処理をする。</p> <p>〔ページ10〕</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>□ 安全設計</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設計</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>c. 埋設設備に係る監視</p> <p>第1段階及び第2段階において、埋設設備からの放射性物質の漏出状況を監視するため、埋設設備に設置したボースコンクリート層から排水管を通して排出される排水を採取して、放射性物質の濃度を測定できるよう設計する。</p> <p>〔ページ5-7〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(iv) 埋設設備に係る監視</p> <p>排水・監視設備からの排水を採取して放射性物質の濃度を測定し、第1段階においては、埋設設備から放射性物質の漏出のないことを、第2段階においては、放射性物質の漏出の状況を監視する。</p> <p>なお、必要に応じて埋設設備近傍において地下水を採取する等により漏出状況を監視する。</p> <p>〔ページ6-2〕</p> <p>ハ 廃棄物埋設</p> <p>(3) 段階管理の計画</p> <p>(i) 第1段階</p> <p>第1段階は、埋設設備等の人工バリアにより、放射性物質の漏出を防止する段階である。また、この段階では周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量等の監視、廃棄物埋設地の巡視及び点検並びに排水・監視設備より排水した水の放射性物質の濃度の測定等により放射性物質の漏出のないことを確認する。</p> <p>(ii) 第2段階</p> <p>第2段階は、所要の人工バリア、天然バリアを確保し、放射性物質の移行抑制を行う段階である。また、廃棄物埋設地の巡視及び点検並びに排水・監視設備より排水した水の放射性物質の濃度の測定等により、放射性物質の漏出の状況の監視を行う。</p> <p>第2段階の終了時期は、第3段階での敷地の利用を前提とし、覆土の安定性等を考慮して、第1段階終了後30年とする。</p> <p>第2段階における保安のために必要な措置は、以下のとおりである。</p> <p>b. 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度の監視</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（埋設設備の修復）</p> <p>第 27 条 土木課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>2 土木課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 修復の目的</p> <p>(2) 修復対象設備</p> <p>(3) 修復工程</p> <p>(4) 修復実施体制</p> <p>(5) 修復の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>五、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>A. 2号廃棄物埋設施設</p> <p>(ii) 第1段階は、埋設安全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずるとともに、埋設設備外への放射性物質の漏出がないことの監視を行い、漏出があったと認められる場合には、速やかに埋設設備の修復その他必要に応じて適切な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、埋設開始以降25年経過し30年以内の間とする。なお、終了前に全埋設設備の覆土を行っておくものとする。</p> <p>〔ページ14〕</p>	<p>をする。</p> <p>〔ページ6-8〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>ハ 廃棄物埋設</p> <p>(3)段階管理の計画</p> <p>(i) 第1段階</p> <p>c. 埋設設備外への放射性物質の漏出がないことを監視し、漏出があったと認められる場合には、速やかに放射性物質の漏出を防止するために埋設設備の修復等を行う。</p> <p>d. 廃棄物埋設地の巡視及び点検を行い、必要に応じて覆土の手直し等の修復を行う。</p> <p>(ii) 第2段階</p> <p>c. 埋設設備からの放射性物質の漏出の状況を監視し、必要に応じて放射性物質の移行抑制等の措置を講ずる。</p> <p>d. 廃棄物埋設地の巡視及び点検を行い、必要に応じて覆土の手直し等の修復を行う。</p> <p>(iii) 第3段階</p> <p>c. 廃棄物埋設地の巡視を行い、必要に応じて覆土の手直し等の修復を行う。</p> <p>〔ページ6-8〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（埋設設備の修復後の措置）</p> <p>第 28 条 土木課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 土木課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（周辺監視区域の地下水の監視）</p> <p>第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水監視設備において採取する地下水中の放射性物質濃度を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。</p> <p>2 土木課長は、別表 8 に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>五、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>A. 2号廃棄物埋設施設</p> <p>本施設は、廃棄物埋設地の管理を実施するに当たり、「基本的考え方」に従って第1段階、第2段階及び第3段階を設定する。各段階に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期は、次のとおりである。</p> <p>(ii) 第1段階は、埋設安全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずるとともに、埋設設備外への放射性物質の漏出がないことの監視を行い、漏出があったと認められる場合には、速やかに埋設設備の修復その他必要に応じて適切な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、埋設開始以降25年経過し30年以内の間とする。なお、終了前に全埋設設備の覆土を行っておくものとする。</p> <p>(iii) 第2段階は、埋設安全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずるとともに、放射性物質の環境への漏出を監視し、必要に応じて放射性物質の移行抑制等の適切な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、第1段階終了後30年とする。</p> <p>〔ページ14〕</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>□ 安全設備</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設備</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>b. 周辺監視区域に係る監視</p> <p>周辺監視区域境界付近の地下水を監視するため、地下水の流向等を考慮して地下水サンプリング用の孔を設け、地下水を採取し、放射性物質濃度が測定できるよう設計する。</p> <p>また、周辺監視区域境界付近の外周防壁線に係る線量当量を監視するため、外部防壁線に係る線量当量が測定できるよう設計する。</p> <p>〔ページ5-6〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>ハ 廃棄物埋設</p> <p>(3)段階管理の計画</p> <p>(i) 第1段階</p> <p>b. 周辺監視区域境界付近における外部防壁線に係る線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度の監視をする。</p> <p>(ii) 第2段階</p> <p>b. 周辺監視区域境界付近における外部防壁線に係る線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度の監視をする。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（埋設保全区域）</p> <p>第 30 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。</p> <p>ただし、第 21 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。</p> <p>(2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類</p> <p>(2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日</p> <p>(3) 保安のための注意事項</p> <p>5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。</p>	<p>五、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>A. 2号廃棄物埋設施設</p> <p>本施設は、廃棄物埋設地の管理を実施するに当たり、「基本的考え方」に従って第1段階、第2段階及び第3段階を設定する。各段階に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期は、次のとおりである。</p> <p>(ii) 第1段階は、埋設保全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずるとともに、埋設設備外への放射性物質の漏出がないことの監視を行い、漏出があったと認められる場合には、速やかに埋設設備の修復その他必要に応じて適切な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、埋設開始以降25年経過し30年以内の間とする。なお、終了前に全埋設設備の覆土を行っておくものとする。</p> <p>(iii) 第2段階は、埋設保全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずるとともに、放射性物質の環境への漏出を監視し、必要に応じて放射性物質の移行抑制等の適切な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、第1段階終了後30年とする。</p> <p>(iv) 第3段階は、埋設保全区域を設定し、標識を設ける等の必要な措置を講ずる段階であって、その終了予定時期は、第1段階終了後300年とする。</p> <p>なお、第3段階を終了するに当たっては、終了に係る措置について所管官庁の承認を得るものとする。</p> <p>〔ページ14〕</p>	<p>(iii) 第3段階</p> <p>b. 敷地内におけるモニタリングとして、必要に応じ、陸水等の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>〔ページ6-9〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>ハ 廃棄物埋設</p> <p>(3)段階管理の計画</p> <p>廃棄物埋設地には、長期間の管理を確実にするため、「埋設事業に関する規則」に基づいて埋設保全区域を設定するとともに、廃棄物埋設地であること等の必要な事項を表示した立札を設置する等の保安のための措置を講ずる。また、「基本的考え方」に基づいて段階管理として第1段階、第2段階及び第3段階を設定するとともに、放射線防護の観点から敷地内の居住を禁止し、以下の考え方に基づいて、保安のために必要な措置を講ずる。</p> <p>段階の移行に当たっては、一般公衆の受ける線量当量及び工事上の要件等を考慮するものとする。</p> <p>(i) 第1段階</p> <p>(中略)</p> <p>第1段階における保安のために必要な措置は、以下のとおりである。</p> <p>a. 周辺監視区域及び埋設保全区域を設定する</p> <p>(ii) 第2段階</p> <p>a. 周辺監視区域及び埋設保全区域を第1段階に引き続いて設定する。</p> <p>(iii) 第3段階</p> <p>第3段階は、所要の天然バリアを確保し、放射性物質の移行抑制を行う段階である。また、この段階では一般公衆の敷地内への立入りは許容するが、放射線防護の観点から沢水の利用等の禁止、地表面の掘削等の制約を行う。</p> <p>第3段階の終了時期は、管理期間終了以後における一般公衆の受ける線量当量の観点から十分な余裕をみて、第1段階終了後300年とする。</p> <p>なお、第3段階を終了するに当たっては、終了に係る措置について所管官庁の承認を得るものとする。</p> <p>第3段階における保安のために必要な措置は、以下のとおりである。</p> <p>a. 埋設保全区域を第2段階に引き続いて設定する。</p> <p>〔ページ6-8〕</p> <p>(4)埋設保全区域の設定の考え方</p> <p>「埋設事業に関する規則」に基づき、廃棄物埋設地の保安のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものを埋設保全区域として定める。この場所は、廃棄物埋設地を含み、放射性物質の生活環境への漏出防止又は抑制のために保安を行う必要がある区域とする。</p> <p>なお、埋設保全区域を明らかに他の場所と区別するために、標識を設ける等の措置を講ずる。</p> <p>(中略)</p> <p>d. 一般公衆の敷地内への立入りは許容するが、放射線防護の観点から沢水の利用等の禁止、地表面の掘削等の制約を行う。</p> <p>〔ページ6-10〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第7章 放射性廃棄物管理</p>			
<p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第31条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ト その他の附属施設の構造及び設備</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>液体廃棄物処理設備は、附属施設において分析等の作業の際に発生する廃液、排水・監視設備からの排水等を収集し、必要に応じて過等の処理を行った後、放射性物質の濃度が「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規制等の規定に基づき、線量当量限度等を定める件」に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回ることを確認して、事業所外へ放出できる構造とする。</p> <p>〔ページ10〕</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>ロ 放射性廃棄物処理</p> <p>(1)放射性廃棄物処理の基本方針</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に際しては、「原子炉等規制法」等の関係法令を満足するとともに、「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）に基づくものとする。</p> <p>管理建屋の換気空調設備の排気口における放射性物質の濃度を監視し、十分低いことを確認する。</p> <p>液体廃棄物は、必要に応じて過等装置等で処理することにより、放射性物質の濃度を低減するとともに、周辺環境に放出する際には、放射性物質の濃度が十分低いことを確認する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
		液体廃棄物処理設備内で発生する使用済樹脂等は、ドラム缶に固型化し、1号廃棄物埋設地に埋設する。作業に伴って発生する固体状の廃棄物は、ドラム缶に詰めた後、管理建室内に保管廃棄するか、必要に応じ適切な処理をして、2号廃棄物埋設地に埋設する。 【ページ6-3】	
（放射性固体廃棄物） 第 32 条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。 2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。 3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 66 条に基づく記録と照合できる整理番号を付するほか、 <b>保管廃棄前に埋設規則第 19 条に規定されている必要な措置の実施状況を確認する。</b> 4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。 5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。 6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、 <b>その実施状況を確認した上で</b> 固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。 7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。	四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 建物の構造 管理建室は、附属施設のうち放射性廃棄物の受入れ施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等の一部又は全部を収容する。 【ページ6】 ト その他の附属施設の構造及び設備 【略】 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 本施設において発生する可能性がある固体廃棄物には、使用済樹脂、作業に伴って発生する廃棄物がある。 固体廃棄物処理設備は、液体廃棄物処理設備から発生する使用済樹脂等を、1号廃棄物埋設地に埋設できるように、ドラム缶に固型化できる構造とする。また、作業に伴って発生する固体状の廃棄物を、ドラム缶に詰めた後、管理建室内に保管廃棄できる構造とする。なお、ドラム缶に詰めた固体状の廃棄物は2号廃棄物埋設地に埋設できるように、必要に応じ適切な処理をする。 (ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類並びに設置場所は、次表に示すとおりである。（表は略） (iii) 廃棄物の処理能力 固体廃棄物処理設備は、液体廃棄物処理設備で発生する使用済樹脂等をドラム缶に固型化するのに十分対処できるものとする。 (iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 最大保管廃棄能力は、200Lドラム缶80本である。 【ページ11】	【添付書類五】 ホ 附属施設 (5) その他の附属施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (中略) 固体廃棄物処理設備は、使用済樹脂受タンク、固化装置、廃棄物保管エリア（最大保管廃棄能力:200ℓドラム缶80本）等により構成する。液体廃棄物処理設備内で発生する使用済樹脂（移送水等を含め1バッチ約1.5m <sup>3</sup> ）等は、ドラム缶に固型化し、1号廃棄物埋設地に埋設する。作業に伴って発生する固体状の廃棄物はドラム缶に詰めた後、管理建室内に保管廃棄するか、必要に応じ適切な処理をして、2号廃棄物埋設地に埋設する。 固体廃棄物処理設備系統の概要を図5-11に示す。 (中略) 主要な設備及び機器の種類は、以下に示すとおりである。 (中略) b. 固体廃棄物埋設設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) 使用済樹脂受タンク 1基（容量 2m <sup>3</sup> ） (b) 固化装置（インドラムミキサ等）一式（能力 3h/バッチ） 【ページ5-16】 【添付書類六】 □ 放射性廃棄物管理 (4) 固体廃棄物処理 本施設において発生する可能性がある固体廃棄物には、使用済樹脂、使用済フィルタ等がある。 液体廃棄物処理設備内で発生する使用済樹脂等は、ドラム缶に固型化し、1号廃棄物埋設地に埋設する。作業に伴って発生する固体状の廃棄物は、ドラム缶に詰めた後、管理建室内に保管廃棄するか、必要に応じ適切な処理をして、2号廃棄物埋設地に埋設する。 保管廃棄する固体状の廃棄物の年間推定発生量は、200ℓドラム缶約3本である。 【ページ6-4】	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第 33 条 各課長は、第 38 条に定める管理区域の区域区分のうち、放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域において設置された資材等又は使用した物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、放射線管理課長の承認を得る。 ただし、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの対象範囲は、第 37 条第 1 項に示す管理区域において設置された資材等又は使用した物品とする。 2 放射線管理課長は前項の承認を行うに <b>当たっては</b> 、次の各号に定める事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われたことを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染のないこと。 (2) 使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染のないこと。 3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断されたものは、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断していないものとの混在防止の措置を講じる。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	-	
（放射性液体廃棄物）	四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法	【添付書類五】	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明						
<p>第 34 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体（第 26 条第 3 項に該当する場合）</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>ハ 建物の構造</p> <p>管理建屋は、附属施設のうち放射性廃棄物の受入れ施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設等の一部又は全部を収容する。</p> <p>〔ページ 6〕</p> <p>ト その他の附属施設の構造及び設備</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>液体廃棄物処理設備は、附属施設において分析等の作業の際に発生する廃液、排水・監視設備からの排水等を収集し、必要に応じてろ過等の処理を行った後、放射性物質の濃度が試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規制等の規定に基づき、線量当量限度等を定める件に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回ることを確認して、事業所外へ放出できる構造とする。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>主要な設備及び機器の種類並びに設置場所は、次表に示すとおりである。（表は略）</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力</p> <p>液体廃棄物処理設備の処理能力は、3 時間で 1 バッチ、3m<sup>3</sup>とする。</p> <p>(iv) 排水口の位置</p> <p>排水口の位置は、管理建屋南側約 1km の尾道湾に接する地点とする。</p> <p>〔ページ 10〕</p>	<p>イ 安全設計の方針</p> <p>(3) 放射線防護等</p> <p>(iii) 液体廃棄物の放出管理</p> <p>本施設で発生する液体廃棄物を、適切に処理する等により、周辺環境へ放出する液体廃棄物の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低くできる設計とする。</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>a. 本施設は、廃棄物処理地の附属施設（以下「附属施設」という。）から周辺環境へ放出する液体廃棄物の放出の経路における放射性物質の濃度を適切に監視することができる設計とする。</p> <p>〔ページ 5-2〕</p> <p>ロ 安全設計</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する安全設計</p> <p>(ii) 附属施設</p> <p>液体廃棄物を内蔵する機器等は、漏えいし難い構造とするとともに、万一の漏えいに備え、外部への漏出拡大防止を考慮した設計とする。</p> <p>〔ページ 5-4〕</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設計</p> <p>(iii) 液体廃棄物の放出管理</p> <p>本施設の放出に係る放射性廃棄物は、附属施設において分析等の作業の際に発生する廃液及び排水・監視設備からの排水等である。この液体廃棄物を放出する際には、排水口における放射性物質の濃度が線量当量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回るよう過、脱塩の処理ができるよう設計する。</p> <p>〔ページ 5-6〕</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>a. 放出に係る監視</p> <p>本施設から放出する液体廃棄物は、いったんサンプルタンク等に貯留し、ここから測定試料を採取して、放射能測定装置により放射性物質の濃度を測定することができるよう設計する。</p> <p>〔ページ 5-7〕</p> <p>ホ 附属施設</p> <p>(5) その他の附属施設（1 号及び 2 号廃棄物処理施設共用、既設）</p> <p>液体廃棄物処理設備は、発生する液体廃棄物に対し十分な容量の収集タンク、ろ過装置、サンプルタンク等により構成する。これらにより周辺環境へ放出する液体廃棄物の放射性物質の濃度を適切に低減する。また、配管等も漏えいしがたい構造としているが、液体廃棄物の外部への万一の漏出を防止するため、液体廃棄物処理設備を設置する区画等にせきを設ける等必要な対策を講ずる。</p> <p>液体廃棄物処理設備系統の概要を図 5-10 に示す。</p> <p>〔中略〕</p> <p>主要な設備及び機器の種類は、以下に示すとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物処理設備（1 号及び 2 号廃棄物処理施設共用、既設）</p> <table border="0"> <tr> <td>(a) 収集タンク</td> <td>1 基（容量 3 m<sup>3</sup>）</td> </tr> <tr> <td>(b) ろ過装置</td> <td>一式（能力 1 m<sup>3</sup>/h）</td> </tr> </table> <p>ろ過器（中空糸膜式）</p> <p>脱塩塔等</p> <table border="0"> <tr> <td>(c) サンプルタンク</td> <td>1 基（容量 3 m<sup>3</sup>）</td> </tr> </table> <p>〔ページ 5-16〕</p> <p>〔添付書類 6〕</p>	(a) 収集タンク	1 基（容量 3 m <sup>3</sup> ）	(b) ろ過装置	一式（能力 1 m <sup>3</sup> /h）	(c) サンプルタンク	1 基（容量 3 m <sup>3</sup> ）	
(a) 収集タンク	1 基（容量 3 m <sup>3</sup> ）								
(b) ろ過装置	一式（能力 1 m <sup>3</sup> /h）								
(c) サンプルタンク	1 基（容量 3 m <sup>3</sup> ）								

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明		
		<p>事業変更許可（添付書類）</p> <p>□ 放射性廃棄物管理 (3)液体廃棄物処理 液体廃棄物として想定される廃液は、附属施設において分析等の作業の際に発生する廃液及び排水・監視設備からの排水（年間約60m<sup>3</sup>）等であり、これらの年間推定最大発生量は、160m<sup>3</sup>である。 これらの液体廃棄物は、必要に応じて過等の処理を行うとともに、サンプルタンク等の液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、排水口における放射性物質の濃度が、「線量当量告示」に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回ることを確認後、周辺環境へ放出する。 この放出する液体廃棄物の年間推定最大放出放射能量は、「(2)換気空調設備から放出される気体廃棄物」の項に記載した分析・測定試料の想定から液体廃棄物への移行を1%と想定し、さらに、排水・監視設備からの排水等を考慮して以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1715 562 2451 636"> <tr> <td>年間推定最大放出放射能量 (1号及び2号の合計)</td> <td>4×10<sup>5</sup> Bq (除くH-3) 4×10<sup>8</sup> Bq (H-3)</td> </tr> </table> <p>〔ページ6-4〕</p> <p>ハ 廃棄物埋設 (3)段階管理の計画 (i) 第1段階 e. 排水・監視設備より排水を行う。 (ii) 第2段階 e. 排水・監視設備より排水を行う。 〔ページ6-8〕</p>	年間推定最大放出放射能量 (1号及び2号の合計)	4×10 <sup>5</sup> Bq (除くH-3) 4×10 <sup>8</sup> Bq (H-3)	
年間推定最大放出放射能量 (1号及び2号の合計)	4×10 <sup>5</sup> Bq (除くH-3) 4×10 <sup>8</sup> Bq (H-3)				
<p>(放射性気体廃棄物) 第 35 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。 2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。 3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>ト その他の附属施設の構造及び設備 (1) 気体廃棄物の廃棄施設 該当なし 〔ページ10〕</p>	<p>【添付書類五】 イ 安全設備の方針 (3) 放射線防護等 (iv) 放射線監視 a. (中略) また、換気空調設備の排気口における放射性物質の濃度を監視することができる設備とする。 〔ページ5-1〕</p> <p>□ 安全設備 (2) 放射線防護等に関する安全設備 (i) 放射線防護 d. 管理建屋には、一般作業環境維持のための換気空調設備を設ける設備とする。 なお、取り扱い放射性廃棄物は、容器に固型化又は封入されたもの等であり、放射性物質の飛散又は漏えいは起き難いが、仮に起きたとしても、空気中の放射性物質の濃度が「線量当量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えるおそれはない。 〔ページ5-5〕</p> <p>(iv) 放射線監視 a. 放出に係る監視 (中略) また、換気空調設備の排気口における放射性物質の濃度が監視できるよう設備とする。 〔ページ5-6〕</p> <p>【添付書類六】 □ 放射性廃棄物処理 (2)換気空調設備から放出される気体廃棄物 本施設において発生すると想定される気体廃棄物は、廃棄物埋設地の附属施設（以下「附属施設」という。）</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明		
		<p>における分析等の作業において生ずる廃棄物である。</p> <p>操業中は、換気空調設備の排気口において、排気中の放射性物質濃度が、「線量当量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を十分下回っていることを確認する。</p> <p>換気空調設備より放出される可能性のある気体廃棄物の年間推定最大放出放射能量は、原子力発電所から受け入れる廃棄体のデータをチェックするための分析・測定試料の量を年間約2×10<sup>-4</sup>m<sup>3</sup>と想定し、これに化学分析の際の飛散率（1）を考慮し、さらに、余裕をみて以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1694 422 2442 495"> <tr> <td>年間推定最大放出放射能 (1号及び2号の合計)</td> <td>8×10<sup>4</sup> Bq (除くH-3) 4×10<sup>5</sup> Bq (H-3)</td> </tr> </table> <p>〔ページ6-3〕</p>	年間推定最大放出放射能 (1号及び2号の合計)	8×10 <sup>4</sup> Bq (除くH-3) 4×10 <sup>5</sup> Bq (H-3)	
年間推定最大放出放射能 (1号及び2号の合計)	8×10 <sup>4</sup> Bq (除くH-3) 4×10 <sup>5</sup> Bq (H-3)				
第8章 放射線管理					
第1節 放射線管理に係る基本方針					
<p>（放射線管理に係る基本方針）</p> <p>第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び埋設施設に廃棄の方法</p> <p>□ 廃棄物埋設施設の一般構造</p> <p>(2) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本施設は、周辺監視区域外の一般公衆及び放射線業務従事者の受ける線量当量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量当量限度を超えないよう適切なしゃへい及び閉じ込め機能等を考慮する。</p> <p>さらに、人の居住の可能性のある敷地外の一般公衆の受ける線量当量については、合理的に達成できる限り低くできるよう配慮する。</p> <p>〔ページ5〕</p>	<p>〔添付書類五〕</p> <p>イ 安全設計の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(i) 周辺監視区域外の一般公衆及び放射線業務従事者の受ける線量当量が、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量当量限度を超えないものとする。</p> <p>さらに、放射線業務従事者等については、不必要な放射線を受けることを防止するとともに、人の居住の可能性のある敷地外の一般公衆の受ける線量当量については、合理的に達成できる限り低くなるよう配慮する。</p> <p>〔ページ5-1〕</p> <p>(3) 放射線防護等</p> <p>(i) 放射線防護</p> <p>a. 本施設は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線より人の居住の可能性のある敷地外の一般公衆の受ける線量当量が合理的に達成できる限り低くできるように、放射線しゃへいを有する設計とする。</p> <p>b. 本施設は、放射線業務従事者等の作業条件を考慮して、適切な放射線しゃへい、換気等を有する設計とする。</p> <p>〔ページ5-1〕</p> <p>□ 安全設計</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設計</p> <p>(i) 放射線防護</p> <p>a. 本施設は、放射線業務従事者が受ける線量当量が「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量当量限度等を定める件」（以下「線量当量告示」という。）に定める限度を超えないようにすることはもちろん、不必要な放射線を受けることを防止するため、適切な放射線しゃへい設計を行う。</p> <p>〔ページ5-5〕</p> <p>ホ 附属施設</p> <p>(4) 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）</p> <p>(i) しゃへい</p> <p>本施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による一般公衆及び放射線業務従事者等の受ける線量当量低減の観点からは、埋設設備は十分なしゃへい厚さである。また、管理建屋の主要部分のコンクリート厚さは「ホ②建物」のとおりである。</p> <p>管理建屋のしゃへい設計区分概略図を図5-9に示す。</p> <p>〔ページ5-15〕</p> <p>〔添付書類六〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>		



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																	
		<p>イ 放射線管理 (1)放射線管理の基本方針 廃棄物埋設事業の実施に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）を遵守し、廃棄物埋設施設（以下「本施設」という。）に起因する放射性物質や放射線から周辺監視区域外の一般公衆及び放射線業務従事者等が、十分安全に防護されるように放射線防護対策を講ずる。 さらに、人の居住する可能性のある敷地外の一般公衆の受ける線量当量については、合理的に達成できる限り低くするよう努める。 〔ページ6-1〕</p>																		
<p>第2節 区域管理</p>																				
<p>（管理区域） 第37条 管理区域は、別図4に示す区域とする。 ただし、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかなる場所は、一時的に解除することができる。 2 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。 3 放射線管理課長は、前項の解除した区域を元の状態に復帰させる場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。 4 放射線管理課長は、第15条第1項に基づく作業に伴う埋設地の管理区域の設定及び解除の計画について、あらかじめ廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。 5 放射線管理課長は、前項の計画に基づき管理区域の設定を行い、また、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認したうえで解除する。 6 放射線管理課長は、前項の結果を廃棄物取扱主任者及び事業部長に報告する。 7 放射線管理課長は、第1項及び第4項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。 8 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。 9 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。 10 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 （以下略） 〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類五】 イ 安全設計の方針 (3) 放射線防護等 (ii) 管理区域内の管理 本施設は、放射線業務従事者等の受ける線量当量を十分に監視し、管理できる設計とする。 〔ページ5-2〕  ロ 安全設計 (2) 放射線防護等に関する安全設計 (i) 放射線防護 c. 管理建屋は、放射線業務従事者等の関係各場所への立入り頻度、滞在時間等を考慮して、次のとおりやへい設計に係る外部基準線量当量率を設け、この基準に基づいてやへい設計を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1008 2460 1260"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>外部基準線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域外</td> <td>I：管理区域外</td> <td>≦ 6μSv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">管理区域内</td> <td>II：週48時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 10μSv/h</td> </tr> <tr> <td>III：週24時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 20μSv/h</td> </tr> <tr> <td>IV：週10時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 50μSv/h</td> </tr> <tr> <td>V：週1時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 500μSv/h</td> </tr> <tr> <td>VI：通常は立入り不要のところ</td> <td>&gt; 500μSv/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 上記区分欄に示す時間は、毎週必ず作業が行われるものではなく、立入りに対する制限は外部線量当量率、作業に要する時間、個人の線量当量等を考慮して決定する。 〔ページ5-5〕</p> <p>【添付書類六】 イ 放射線管理 (2) 廃棄物埋設施設の放射線管理 (i) 管理区域等の設定 本施設では「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設事業に関する規則」という。）に基づいて、管理区域及び周辺監視区域を設定するとともに出入管理等必要な措置を講ずる。低レベル廃棄物管理建屋（以下「管理建屋」という。）における管理区域の予定範囲は、図6-1及び図6-2に示すとおりである。なお、廃棄物埋設地においては、埋設作業の進捗に応じて管理区域に係る要件に該当する場所が移動するため、必要な範囲を一時的な管理区域として設定して管理する。 〔ページ6-1〕</p>	区 分		外部基準線量当量率	管理区域外	I：管理区域外	≦ 6μSv/h	管理区域内	II：週48時間以内立入りのところ	≦ 10μSv/h	III：週24時間以内立入りのところ	≦ 20μSv/h	IV：週10時間以内立入りのところ	≦ 50μSv/h	V：週1時間以内立入りのところ	≦ 500μSv/h	VI：通常は立入り不要のところ	> 500μSv/h	
区 分		外部基準線量当量率																		
管理区域外	I：管理区域外	≦ 6μSv/h																		
管理区域内	II：週48時間以内立入りのところ	≦ 10μSv/h																		
	III：週24時間以内立入りのところ	≦ 20μSv/h																		
	IV：週10時間以内立入りのところ	≦ 50μSv/h																		
	V：週1時間以内立入りのところ	≦ 500μSv/h																		
	VI：通常は立入り不要のところ	> 500μSv/h																		
<p>（管理区域の区域区分） 第38条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域）</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p>	<p>【添付書類五】 ロ 安全設計 (2) 放射線防護等に関する安全設計 (ii) 管理区域内の管理</p>																		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																	
(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：（第1種管理区域）	(以下略) 〔ページ9〕	<p>a. 本施設の管理区域は、容器に固定化又は封入された状態の放射性廃棄物を取り扱う場所であって外部放射線に係る線量当量のみ要件により管理区域となる区域（以下「第2種管理区域」という。）と、それ以外の区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理できる施設とする。 〔ページ5-6〕</p> <p>【添付書類六】 イ 放射線管理 (2) 廃棄物埋設施設の放射線管理 (ii) 管理区域の管理 (中略)</p> <p>本施設の管理区域は、容器に固定化又は封入された状態の廃棄物を取り扱う場所であって外部放射線に係る線量当量のみ要件により管理区域となる区域（以下「第2種管理区域」という。）と、それ以外の区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理する。 なお、第1種管理区域は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が管理区域に係る要件に該当する場合に設定し、退却時の汚染検査等の管理をする。 〔ページ6-1〕</p>																		
<p>（管理区域内の特別措置） 第39条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の区域と区分し、人の立入りを制限する。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間について0.5mSvを超える区域 (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が線量告示第4条に定める表面密度限度を超える区域</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 (以下略) 〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類五】 ロ 安全設備 (2) 放射線防護等に関する安全設備 (i) 放射線防護 c. 管理建屋は、放射線業務従事者等の関係各場所への立入り頻度、滞在時間等を考慮して、次のとおりやへい施設に係る外部基準線量当量率を設け、この基準に基づいてやへい施設を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1045 2457 1297"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>外部基準線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域外</td> <td>I：管理区域外</td> <td>≦ 6 μSv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">管理区域内</td> <td>II：週48時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 10 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>III：週24時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 20 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>IV：週10時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 50 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>V：週1時間以内立入りのところ</td> <td>≦ 500 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>VI：通常は立入り不要のところ</td> <td>&gt; 500 μSv/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 上記区分欄に示す時間は、毎週必ず作業が行われるものではなく、立入りに対する制限は外部線量当量率、作業に要する時間、個人の線量当量等を考慮して決定する。 〔ページ5-12〕</p> <p>【添付書類六】 イ 放射線管理 (2) 廃棄物埋設施設の放射線管理 (ii) 管理区域の管理 管理区域は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、外部放射線に係る線量当量等の程度に応じて人の立入り制限、かぎの管理等の措置を講ずる。 〔ページ6-1〕</p>	区 分		外部基準線量当量率	管理区域外	I：管理区域外	≦ 6 μSv/h	管理区域内	II：週48時間以内立入りのところ	≦ 10 μSv/h	III：週24時間以内立入りのところ	≦ 20 μSv/h	IV：週10時間以内立入りのところ	≦ 50 μSv/h	V：週1時間以内立入りのところ	≦ 500 μSv/h	VI：通常は立入り不要のところ	> 500 μSv/h	
区 分		外部基準線量当量率																		
管理区域外	I：管理区域外	≦ 6 μSv/h																		
管理区域内	II：週48時間以内立入りのところ	≦ 10 μSv/h																		
	III：週24時間以内立入りのところ	≦ 20 μSv/h																		
	IV：週10時間以内立入りのところ	≦ 50 μSv/h																		
	V：週1時間以内立入りのところ	≦ 500 μSv/h																		
	VI：通常は立入り不要のところ	> 500 μSv/h																		
<p>（飲食及び喫煙の禁止） 第40条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 ハ 放射線管理施設の設備 放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 (以下略) 〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類六】 イ 放射線管理 (2) 廃棄物埋設施設の放射線管理 (v) 個人の線量当量管理 本施設の管理区域内に立ち入る放射線業務従事者の受ける線量当量を測定し、「線量当量告示」に基づく線量当量限度を超えないよう管理する。各種作業においては、放射線業務従事者等が不必要な放射線を受け</p>																		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（管理区域への出入管理）</p> <p>第 41 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第 1 項第 2 号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1 号及び 2 号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>〔ページ9〕</p>	<p>ないよう管理区域への出入管理、作業方法の確立等の放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。</p> <p>〔ページ6-2〕</p> <p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(ii) 管理区域の管理</p> <p>（中略）</p> <p>また、本施設における管理区域への放射線業務従事者等の出入管理手続きは、管理建屋の出入管理室にて行う。</p> <p>〔ページ6-2〕</p>	
<p>（周辺監視区域）</p> <p>第 42 条 周辺監視区域は、別図 3 に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>五、放射線の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>A. 2 号廃棄物埋設施設</p> <p>本施設は、廃棄物埋設地の管理を実施するに当たり、「基本的考え方」に従って第 1 段階、第 2 段階及び第 3 段階を設定する。各段階に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期は、次のとおりである。</p> <p>(i) 周辺監視区域は、本施設への廃棄物の受け入れに先立って設定し、その廃止時期は、第 2 段階終了時とする。</p> <p>〔ページ14〕</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(iii) 周辺監視区域等の管理</p> <p>周辺監視区域は、管理の便を考慮してほぼ敷地境界に沿って設定する。また、さく又は標識等によって区画し、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>〔ページ6-2〕</p>	
<p>第 3 節 被ばく管理</p>			
<p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第 43 条 放射線管理課長は、第 41 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 13 に基づいて評価し、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1 号及び 2 号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(v) 個人の線量当量管理</p> <p>本施設の管理区域内に立ち入る放射線業務従事者の受ける線量当量を測定し、「線量当量告示」に基づく線量当量限度を超えないよう管理する。各種作業においては、放射線業務従事者等が不必要な放射線を受けないよう管理区域への出入管理、作業方法の確立等の放射線防護対策に細心の注意を</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明								
<p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 54 条第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 14 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 2 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>事業変更許可（本文）</p>	<p>払うこととする。 〔ページ6-2〕</p>									
<p>（作業に伴う放射線管理）</p> <p>第 44 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 （以下略） 〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(v) 個人の線量当量管理</p> <p>本施設の管理区域内に立ち入る放射線業務従事者の受ける線量当量を測定し、「線量当量告示」に基づき線量当量限度を超えないよう管理する。各種作業においては、放射線業務従事者等が不必要な放射線を受けないよう管理区域への出入管理、作業方法の確立等の放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。 〔ページ6-2〕</p>									
<p>（床、壁等の除染）</p> <p>第 45 条 各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 （以下略） 〔ページ9〕</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(v) 個人の線量当量管理</p> <p>本施設の管理区域内に立ち入る放射線業務従事者の受ける線量当量を測定し、「線量当量告示」に基づき線量当量限度を超えないよう管理する。各種作業においては、放射線業務従事者等が不必要な放射線を受けないよう管理区域への出入管理、作業方法の確立等の放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。 〔ページ6-2〕</p>									
<p>第 4 節 線量当量等の測定</p>											
<p>（線量当量等の測定）</p> <p>第 46 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。 （中略）</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>屋外管理用の主要な設備及び機器の種類は、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="926 1623 1644 1875"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>主要な機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>個人線量当量測定器</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>放射線サーベイ機器</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>モニタリングポイント</td> </tr> </tbody> </table>	設備	主要な機器	個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器	放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器	放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	モニタリングポイント	<p>【添付書類五】</p> <p>イ 安全設備の方針</p> <p>(3) 放射線防護等</p> <p>(iv) 放射線監視</p> <p>a. (中略)</p> <p>さらに、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量を適切に監視することができる設備とする。</p> <p>b. 本施設は、第 1 段階及び第 2 段階において、埋設設備からの放射性物質の漏出状況を監視できる設備とする。 〔ページ5-2〕</p> <p>ロ 安全設備</p> <p>(2) 放射線防護等に関する安全設備</p> <p>(ii) 管理区域内の管理</p> <p>b. 管理区域においては、放射線業務従事者等の作業環境を管理するため、外部放射線に係る線量当量率等の測定ができるよう設備とする。また、放射線業務従事者等が受ける線量当量を管理するために必要な測定器</p>	
設備	主要な機器										
個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器										
放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器										
放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	モニタリングポイント										

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明				
	<table border="1" data-bbox="926 216 1632 352"> <tr> <td data-bbox="926 216 1326 281">試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td data-bbox="1326 216 1632 281">放射線測定装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 281 1326 352">その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td data-bbox="1326 281 1632 352">気象観測機器</td> </tr> </table> <p data-bbox="926 359 1003 384">〔ページ9〕</p>	試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線測定装置	その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	気象観測機器	<p data-bbox="1679 216 1783 275">を備える。 〔ページ5-6〕</p> <p data-bbox="1679 321 2457 554">(iv) 放射線監視 b. 周辺監視区域に係る監視 周辺監視区域境界付近の地下水を監視するため、地下水の流向等を考慮して地下水サンプリング用の孔を設け、地下水を採取し、放射性物質濃度が測定できるよう設計する。 また、周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量当量を監視するため、外部放射線に係る線量当量が測定できるよう設計する。 〔ページ5-6〕</p> <p data-bbox="1679 600 1783 625">【添付書類六】</p> <p data-bbox="1679 632 1792 657">イ 放射線管理</p> <p data-bbox="1679 663 1941 688">(2) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p data-bbox="1679 695 1857 720">(ii) 管理区域の管理</p> <p data-bbox="1679 726 1745 751">(中略)</p> <p data-bbox="1679 758 2326 783">管理区域内では、各区域区分に応じて外部放射線に係る線量当量等を定期的に測定する。</p> <p data-bbox="1679 789 2457 1003">(iii) 周辺監視区域等の管理 周辺監視区域内及び周辺監視区域境界付近にモニタリングポイントを配置し外部放射線に係る線量当量を定期的に測定するほか、周辺監視区域境界付近の地下水を定期的に採取して放射性物質の濃度を測定し、周辺監視区域の外側の境界における地下水中の濃度が「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規程等の規定に基づき、線量当量限度等を定める件」(以下「線量当量告示」という。)に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認する。 また、環境モニタリングとして、外部放射線に係る線量当量や土壌、陸水等に含まれる放射性物質の濃度を定期的に測定する。 〔ページ6-1〕</p> <p data-bbox="1679 1146 1792 1171">ハ 廃棄物埋設</p> <p data-bbox="1679 1178 1828 1203">(3) 段階管理の計画</p> <p data-bbox="1679 1209 1792 1234">(i) 第1段階</p> <p data-bbox="1679 1241 2457 1320">b. 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度の監視をする。</p> <p data-bbox="1679 1327 1813 1352">(ii) 第2段階</p> <p data-bbox="1679 1358 2457 1455">第2段階は、所要の人工バリア、天然バリアを確保し、放射性物質の移行抑制を行う段階である。また、廃棄物埋設地の巡視及び点検並びに排水・監視設備より排水した水の放射性物質の濃度の測定等により、放射性物質の漏出の状況の監視を行う。 第2段階の終了時期は、第3段階での敷地の利用を前提とし、覆土の安定性等を考慮して、第1段階終了後30年とする。 第2段階における保安のために必要な措置は、以下のとおりである。</p> <p data-bbox="1679 1566 2457 1625">b. 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度の監視をする。</p> <p data-bbox="1679 1631 1813 1656">(iii) 第3段階</p> <p data-bbox="1679 1663 2356 1688">b. 敷地内におけるモニタリングとして、必要に応じ、陸水等の放射性物質の濃度の測定を行う。 〔ページ6-8〕</p>	
試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線測定装置						
その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	気象観測機器						
<p data-bbox="166 1743 418 1768">(放射線測定器類の管理)</p> <p data-bbox="166 1774 881 1833">第47条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p data-bbox="166 1839 896 1898">2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p data-bbox="926 1743 1374 1768">四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p data-bbox="926 1774 1127 1799">ハ 放射線管理施設の設備</p> <p data-bbox="926 1806 1267 1831">(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p data-bbox="926 1837 1427 1862">屋内管理用の主要な設備及び機器の種類は、次表に示すとおりである。</p>	<p data-bbox="1679 1743 1783 1768">【添付書類五】</p> <p data-bbox="1679 1774 1783 1799">ホ 附属施設</p> <p data-bbox="1679 1806 2169 1831">(4) 放射線管理施設(1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</p> <p data-bbox="1679 1837 1857 1862">(ii) 放射線管理施設</p>					

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明																				
	<table border="1" data-bbox="991 212 1614 569"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>主要な機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>個人線量当量測定器</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>放射線サーベイ機器 エリアモニタ 排気用モニタ</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>放射能測定装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類は、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="973 669 1644 1064"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>主要な機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>個人線量当量測定器</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>放射線サーベイ機器</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>モニタリングポイント</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>放射能測定装置</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)</td> <td>気象観測機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ページ9]</p>	設 備	主要な機器	個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器	放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器 エリアモニタ 排気用モニタ	試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射能測定装置	設 備	主要な機器	個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器	放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器	放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	モニタリングポイント	試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射能測定装置	その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	気象観測機器	<p>本施設に係る放射線管理を適切に実施するため、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画し、放射線業務従事者等の出入管理ができるようにするとともに、エリアモニタ等の放射線モニタを設置する。さらに、放射線業務従事者等の受ける線量当量等を測定するための個人線量当量測定器、放射線サーベイ機器等の器具を備える。</p> <p>分析廃液、排水・監視設備からの排水等の放射線生物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を備える。また、換気空調設備の排気口における放射線生物質の濃度を監視するため、排気用モニタを設置する。さらに、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定をモニタリングポイントにより行う。主要な設備及び機器の種類は、以下に示すとおりである。</p> <p>a. 個人管理用測定設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) 個人線量当量測定器 一式</p> <p>b. 放射線監視・測定設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) 放射線サーベイ機器 一式 (b) エリアモニタ 一式 (c) 排気用モニタ 一式 (d) ガストサンブラ 一式</p> <p>c. 放射線管理設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) モニタリングポイント 一式</p> <p>d. 試料分析関係設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) 放射能測定装置 一式</p> <p>e. その他の設備（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設） (a) 気象観測機器 一式</p> <p>[ページ5-15]</p>	
設 備	主要な機器																						
個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器																						
放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器 エリアモニタ 排気用モニタ																						
試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射能測定装置																						
設 備	主要な機器																						
個人管理用測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	個人線量当量測定器																						
放射線監視・測定設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射線サーベイ機器																						
放射線管理設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	モニタリングポイント																						
試料分析関係設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	放射能測定装置																						
その他の設備 (1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設)	気象観測機器																						
第5節 物品移動の管理																							
<p>(物品の移動)</p> <p>第48条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表17に定める値を超えていないことを確認する。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>[ページ9]</p>	<p>【添付書類六】</p> <p>イ 放射線管理</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設の放射線管理</p> <p>(ii) 管理区域の管理</p> <p>(中略)</p> <p>なお、第1種管理区域は放射線生物質によって汚染された物の表面の放射線生物質の密度が管理区域に係る要件に該当する場合に設定し、退却時の汚染検査等の管理をする。</p> <p>[ページ6-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>																				
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第49条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第1号及び第4号から第7号は適用しない。</p> <p>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射線濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であって、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬容器に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬距離が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1号及び2号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>[ページ9]</p>	<p>-</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>																				

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>と。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物（埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所を埋設規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<b>運搬前</b>に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを<b>運搬前</b>に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>			
<p>（事業所外への運搬）</p> <p>第 50 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料準送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、<b>運搬前</b>に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料準送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型準送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型準送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L 型準送物に関しては第 3 号を除く）について放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 核燃料準送物の表面における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 核燃料準送物の表面密度が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 核燃料準送物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>ハ 放射線管理施設の設備</p> <p>放射線管理施設（1 号及び 2 号廃棄物埋設施設共用、既設）は、「原子炉等規制法」等の関係法令の共有を満足し、「基本的考え方」に適合するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>〔ページ9〕</p>	-	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第 9 章 非常時の措置</p>			
<p>第 1 節 異常時の措置</p>			
<p>（異常時の措置）</p> <p>第 51 条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p>	-	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、重大事故等対策については、新規制基準に対応した保安規定変更認可申請を適切な時期に実施する。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>〔届出第7号—27〕</p>		
第2節 非常時の措置に係る事前対策			
<p>（非常時対策組織）</p> <p>第 52 条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（非常時要員）</p> <p>第 53 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（緊急作業従事者）</p> <p>第 54 条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表 18 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（非常時用器材の整備）</p> <p>第 55 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>（中略）</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>〔届出第7号—8〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（通報系統）</p> <p>第 56 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
第3節 初期活動			
<p>（通報）</p> <p>第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p>	-	



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕		
（応急措置） 第58条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕	-	
第4節 非常時における活動			
（非常時体制の発令） 第59条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕	-	
（非常時対策活動） 第60条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第56条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第43条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕	-	
（非常時体制の解除） 第61条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕	-	
第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置			
（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第62条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 〔届出第7号—10〕		
第10章 保安教育			
（保安教育） 第63条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表19及び別表19の2の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容	（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 2 事業部長は、第 1 項の計画を定めるに<b>当たっては</b>、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。 4 埋設技術課長は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p>a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が定められているようにすること。 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 e. 資源が利用できる体制を確保するようにすること。 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにすること。 g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させるようにすること。 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。 〔届出第7号-8〕</p>		
<p>(非常時訓練) 第 64 条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施する。</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が定められているようにすること。 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 e. 資源が利用できる体制を確保するようにすること。 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにすること。 g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させるようにすること。 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。 〔届出第7号—8〕</p>	-	
<p>第11章 埋設施設の定期的な評価</p>			
<p>(埋設施設の定期的な評価) 第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。 (1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果 (2) 国内外の研究開発・技術開発成果等 2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。 3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。 (1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。 (2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p>	<p>(届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) 8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） d. 調達物品等の供給者の供給能力 〔届出第7号—28〕</p>	-	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定  
事業指定と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（条項番号、図表番号のみの変更を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>4 埋設技術課長は、第 2 項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 5 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第 1 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第 4 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>			
第 12 章 記録及び報告			
<p>（記録）</p> <p>第 66 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>（1）組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>（2）組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>〔届出第7号—23〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
<p>（報告）</p> <p>第 67 条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>（1）線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>（2）非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>（3）その他、埋設規則第 22 条の 17 に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>3 第 1 項の報告を受けた事業部長は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	<p>（届出第7号 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>〔届出第7号—10〕</p>	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

再処理事業所 MOX燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

2020年8月17日  
日本原燃株式会社

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>一、 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、加工施設の一般構造</p> <p>本施設は、以下の特徴を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設における加工工程は、単位操作ごとの処理、すなわち、バッチ処理であり、各処理は独立し、異常が発生したとしても事象の範囲は当該処理単位に限定される。また、取り扱う核燃料物質は、化学的に安定な酸化物であり、焼結処理、焙焼処理及び一部の分析作業を除いて、化学反応による物質の変化及び発生が生ずるプロセスはなく、さらにMOXの崩壊熱が本施設に与える影響は小さい。よって、工程停止した場合でも停止前の状態が維持でき、仮に全交流電源が喪失し、全ての動的機器が機能喪失することを想定した場合でも、公衆に過度の放射線被ばくを与えるような事故に至ることはない。</li> <li>・本施設において非密閉のMOXは、グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器で取り扱う。また、密閉状態のMOXとしては、燃料棒及び混合酸化物貯蔵容器がある。これらの閉じ込め機能の不全が発生しない限り、作業環境中にMOXが飛散又は漏えいすることはない。</li> <li>・MOX粉末又はウラン粉末の焼結前の圧縮成形体（以下、「グリーンペレット」という。）、グリーンペレット焼結後のペレット（以下、「ペレット」という。）及びペレットを燃料棒に密閉した状態では、MOXの気相中への移行は極めて起こりにくい。また、非密閉のMOXを取り扱う設備・機器は、燃料加工建屋の地下3階及び地下2階に設置することから、燃料加工建屋外に放射性物質を放出する事象は、火災及び爆発に限定される。</li> <li>・本施設では、ウラン-235含有率が天然ウラン中の含有率以下のウラン粉末を取り扱う。したがって、仮にウラン粉末を最も多く取り扱うウラン貯蔵設備のウラン粉末全量が気相中に移行して排気系から放出した場合を想定しても、公衆に対する放射線被ばくの影響は小さい。</li> <li>・本施設の安全上重要な施設は、燃料加工建屋内に収納する。また、燃料加工建屋内の安全上重要な施設とそれ以外の建屋間で、計測制御信号を取り合うものはない。</li> <li>・本施設の貯蔵施設は、送排風機が停止した場合においても、MOXの崩壊熱による影響は小さく、温度上昇により閉じ込め機能の不全に至るまでに時間的余裕がある。</li> </ul> <p>本施設は、上記の特徴を踏まえたうえで、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下、「事業許可基準規則等」という。）等の関係法令の要求を満足するとともに、以下の方針に基づき設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所事故を教訓として、本施設では、重大事故等が発生したとしても、公衆及び従事者を放射線被ばくのリスクから守る。</li> <li>・本施設は、新規規制基準に適合することはもとより、より安全なサイクル施設を確立すべく、高い水準の安全性を追求する。</li> <li>・本施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用する。</li> <li>・放射性物質を燃料加工建屋内に閉じ込めることが最も重要な安全機能であると位置付け、グローブボックス、工程室、燃料加工建屋並びにグローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、高い信頼性を確保する設計とする。</li> <li>・本施設は、放射性物質を燃料加工建屋外に放出するおそれのある事象が発生した場合又は当該事象の発生が想定される場合に、必要に応じて、工程停止の措置を講ずるとともに、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、工程室排風機、グローブボックス排風機、送風機及び室素循環ファン（以下、「送排風機」という。）を停止する措置を講ずることにより、放射性物質を可能な限り燃料加工建屋内に閉じ込める設計とする。</li> <li>・本施設は、重大事故に至るおそれのある事象が発生した場合において、重大事故の発生及び拡大を防止し、その影響を緩和するために必要な措置を講ずる設計とする。</li> <li>・本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</li> </ul>	<p>（添付書類五）</p> <p>イ、安全設計の方針</p> <p>（イ）安全設計の基本方針</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（MOX燃料加工施設）（以下、「本施設」という。）は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）等の関係法令の要求を満足し、「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針」（平成14年4月11日原子力安全委員会決定）に適合するものとして、平成22年5月13日付で加工の事業の許可を受けた。</p> <p>その後、平成25年12月18日付で改正された「原子炉等規制法」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」等（以下、「改正炉規制法等」という。）が施行されたため、本施設はこれらにも適合する設計とする。</p> <p>また、本施設の特徴を踏まえ、以下の方針に基づき設計とする。</p> <p>（1）福島第一原子力発電所事故を教訓として、本施設では、仮に重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故（以下、「重大事故等」という。）が発生したとしても、公衆及び従事者を放射線被ばくのリスクから守る。</p> <p>（2）本施設は、新規規制基準に適合することはもとより、より安全なサイクル施設を確立すべく、高い水準の安全性を追求する。</p> <p>（3）本施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用する。</p> <p>（4）放射性物質を燃料加工建屋内に閉じ込めることが最も重要な安全機能であると位置付け、グローブボックス、工程室、燃料加工建屋並びにグローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、高い信頼性を確保する設計とする。</p> <p>（5）本施設において発生が想定される事故のうち、核燃料物質の周辺環境への放出のリスクが最も高いものは火災及び爆発であることから、本施設は火災及び爆発の発生を防止するとともに、その拡大防止及び影響緩和を確実に行う設計とする。また、グローブボックス内及び工程室内で火災が発生した場合に備え、自動で起動する消火装置を設置するとともに、火災区域境界の開口部となるグローブボックス内に防火シャッターを設置し、ダクト内に延焼防止ダンパを設置する設計とする。さらに、爆発の発生を感じた場合は、延焼防止ダンパを閉止し、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、工程室排風機、グローブボックス排風機、送風機及び室素循環ファン（以下、「送排風機」という。）を停止することで限定された区域内に核燃料物質を閉じ込める設計とする。</p> <p>（6）本施設は、放射性物質を燃料加工建屋外に放出するおそれのある事象が発生した場合又は当該事象の発生が想定される場合には、必要に応じて、工程停止の措置を講ずるとともに、送排風機の停止の措置を講ずることにより、放射性物質を可能な限り燃料加工建屋内に閉じ込める設計とする。</p> <p>また、本施設の設備・機器の故障、誤動作等の異常に対しては、当該設備・機器及びその異常により影響を受けるおそれのある設備・機器を停止し、異常状態を解消するために必要な措置を講ずる。</p> <p>（7）本施設は、重大事故に至るおそれのある事象が発生した場合において、重大事故の発生及び拡大を防止し、並びにその影響を緩和するための必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>（8）本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。すなわち、施設設計の実現可能性を考慮しつつ、周辺環境に放出する放射性物質に起因する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂原子力安全委員会決定）において線量目標が実効線量で年間50μSvであることを踏まえ</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、事業変更許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	[ページ8~11]	て、年間50μSvを超えないよう設計する。  [ページ5-1~5-3]	
<p>（規定の遵守）</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 燃料製造事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>[ページ8（2020年4月1日届出）]</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 品質保証活動体制</p> <p>(1) 品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画として文書化するとともに、品質マネジメントシステム（Quality Management System）（以下、「QMS」という。）の確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>[ページ2-12]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、事業変更許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>
<p>（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上）</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2章に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>[ページ8（2020年4月1日届出）]</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 品質保証活動体制</p> <p>(1) 品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画として文書化するとともに、品質マネジメントシステム（Quality Management System）（以下、「QMS」という。）の確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>[ページ2-12]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に記載があり、事業変更許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>
第2章 品質保証			
<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 加工施設</p> <p>法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベ</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 目的</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、MOX燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>ロ. 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、MOX燃料加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>ハ. 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。</p> <p>(イ) MOX燃料加工施設</p> <p>核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(ロ) 組織</p> <p>当社の品質マネジメントシステムに基づき、MOX燃料加工施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 品質保証活動体制</p> <p>(1) 品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画として文書化するとともに、品質マネジメントシステム（Quality Management System）（以下、「QMS」という。）の確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除する、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>(3) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>(4) 燃料製造事業部長は、本施設に係る保安業務を統括する。また、品質方針に基づき品質</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>ース (原子力施設公開情報ライブラリー) のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第6条に定める組織 (以下「組織」という。) は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。 (「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)</p> <p>a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象 (故意によるものを除く。) 及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p> <p>c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (「通常想定されない事象」とは、設備上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象 (人的過誤による作業の失敗等) をいう。)</p> <p>(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書 (記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。) に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b.プロセスの順序及び相互の関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。</p> <p>c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。 (「保安活動指標」には、安全実績指標 (特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。) を含む。)</p> <p>d.プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び人材が利用できる体制を確保すること。 (責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。 (「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)</p> <p>g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。 (「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。)</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <p>a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b.風通しの良い組織文化が形成されている。</p>	<p>二. 品質マネジメントシステム</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① MOX 燃料加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② MOX 燃料加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、MOX 燃料加工施設に適用される関係法令 (以下「関係法令」という。) を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書 (記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。) に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>② プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び人材が利用できる体制を確保すること (責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>⑤ プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>⑦ プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項 (関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>(5) 各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。</p> <p>(6) 各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>(7) 監査室長は、安全・品質本部長及び燃料製造事業部長が実施する業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>(8) 各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。</p> <p>(9) 社長は、QMSが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営層の立場として品質保証活動の実施状況を観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示、命令を行う。</p> <p>[ページ2-12~2-14]</p>	

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>c.要員が、自らが原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。</p> <p>a.品質方針及び品質目標</p> <p>b.品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)</p> <p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書</p> <p>d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c.品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e.プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</p> <p>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、aと同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</p> <p>c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参加させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）</p> <p>d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p>	<p>(ロ) 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(1) 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>① 品質方針及び品質目標</p> <p>② 品質マニュアル</p> <p>③ 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>④ 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>② 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>④ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>⑤ プロセスの相互の関係</p> <p>(3) 文書の管理</p> <p>① 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>② 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参加させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>		



再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を裏証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより裏証する。</p> <p>a.品質方針を定めること。</p> <p>b.品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p> <p>d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e.資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</p> <p>a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d.要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるよう</p>	<p>(4) 記録の管理</p> <p>① 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を裏証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより裏証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(4) ホ. (ハ)(1)に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ) 品質方針</p> <p>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(二) 計画</p> <p>(1) 品質目標</p> <p>① 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>② 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるよう</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>にさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の顕著な変更を含む。）</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度」の分析及び「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> <p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確して設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実行性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにする</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムが二。(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>② 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 管理者</p> <p>① 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>② 管理者は、①の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにする</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>ること。</p> <p>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。 （「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び是正すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。</p> <p>a.安全・品質改革委員会</p> <p>b.品質・保安会議</p> <p>c.燃料製造安全委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a.内部監査の結果</p> <p>b.組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）</p> <p>c.プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001(ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>d.使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</p> <p>e.品質目標の達成状況</p> <p>f.健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び是正すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g.関係法令の遵守状況</p> <p>h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k.部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l.資源の妥当性</p> <p>m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の</p>	<p>こと。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的にMOX燃料加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(4) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(ハ) マネジメントレビュー</p> <p>(1) 一般</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(2) マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者の意見</p> <p>③ プロセスの運用状況</p> <p>④ 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>⑪ 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>課題を明確し、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）を明確し、それを定めていることをいう。）</p> <p>a. 要員</p> <p>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）</p> <p>d. その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）</p> <p>c. 教育訓練その他の処置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又</p>	<p>(3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>① 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>② 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、①の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>ハ. 資源の管理</p> <p>(イ) 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(イ) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <p>a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b.関係法令</p> <p>c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a.当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</p> <p>c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設備開発</p> <p>7.3.1 設備開発計画</p> <p>(1) 組織は、設備開発（専ら原子力施設において用いるための設備開発に限る。）の計画（以下「設備開発計画」という。）を策定するとともに、設備開発を管理する。（「設備開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設備開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設備開発については、新規規定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設備開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設備開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a.設備開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b.設備開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c.設備開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d.設備開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設</p>	<p>判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>(1) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>① 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>② 関係法令</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>① 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>② 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解消されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>③ 組織は、①の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(3) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>(ハ) 設備開発</p> <p>(1) 設備開発計画</p> <p>① 組織は、設備開発（専ら原子力施設において用いるための設備開発に限る。）の計画（以下「設備開発計画」という。）を策定するとともに、設備開発を管理する。</p> <p>② 組織は、設備開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設備開発の性質、期間及び複雑性の程度</p> <p>b. 設備開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設備開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設備開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>③ 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設備開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>④ 組織は、①により策定された設備開発計画を、設備開発の進捗に応じて適切に変更する。</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができる</p>	<p>(2) 設計開発に用いる情報</p> <p>① 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>② 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(3) 設計開発の結果に係る情報</p> <p>① 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>③ 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(4) 設計開発レビュー</p> <p>① 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>② 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>③ 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 設計開発の検証</p> <p>① 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>② 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>(6) 設計開発の妥当性確認</p> <p>① 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>② 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>③ 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 設計開発の変更の管理</p> <p>① 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>ようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</li> <li>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>g. その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>に、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>③ 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更がMOX燃料加工施設に及ぼす影響の評価（当該MOX燃料加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>④ 組織は、②の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(二) 調達</p> <p>(1) 調達プロセス</p> <p>① 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>② 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>⑤ 組織は、③の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>⑥ 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（MOX燃料加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>(2) 調達物品等要求事項</p> <p>① 組織は、調達物品等に関する情報に、次掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</li> <li>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>g. その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> <p>② 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>7.4.3 調査物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a.加工施設の保安のために必要な情報利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</p> <p>b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>(1) 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調査物品の管理</p> <p>組織は、調査した物品が使用されるまでの間、当該物品を調査物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のと</p>	<p>(3) 調査物品等の検証</p> <p>① 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>② 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>(ホ) 個別業務の管理</p> <p>(1) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>① MOX燃料加工施設の保安のために必要な情報利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ チ. (ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>② 組織は、①のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、①の妥当性確認によって実証する。</p> <p>③ 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、①の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>(3) 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>① 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>② 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(4) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 調査物品の管理</p> <p>① 組織は、調査した物品が使用されるまでの間、当該物品を調査物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>(ハ) 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のと</p>		



再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可(本文)	事業変更許可(添付書類)	説明
<p>た方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</p> <p>b. 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。</p>	<p>れた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確なるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>チ. 評価及び改善</p> <p>(イ) 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>(ロ) 監視測定</p> <p>(1) 組織の外部の者の意見</p> <p>① 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>② 組織は、①の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>(2) 内部監査</p> <p>① 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>② 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>③ 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>④ 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>⑤ 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>⑥ 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</p> <p>⑦ 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>⑧ 組織は、不適合が発見された場合には、⑦の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。（「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム</p>	<p>正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(3) プロセスの監視測定</p> <p>① 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>② 組織は、①の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>③ 組織は、①の方法により、プロセスがホ. (二)(2)①及びト. (イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>④ 組織は、①の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤ 組織は、ホ. (二)(2)①及びト. (イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(4) 機器等の検査等</p> <p>① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(ハ) 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順より原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づき評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順より評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p>	<p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順より原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(二) データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づき評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(ホ) 改善</p> <p>(1) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(2) 是正処置等</p> <p>① 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順より評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために、分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が增大するおそれのあるものを含む。）</p> <p>g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる。」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる点について適切な未然防止処置を講ずること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</p> <p>a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c.必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める</p>	<p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>③ 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>(3) 未然防止処置</p> <p>① 組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる点により、適切な未然防止処置を講ずること。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確し、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>[ページ 3～31（2020年4月1日届出）]</p>		
<p>第3章 保安管理体制</p>			
<p>（保安に関する組織）</p> <p>第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 10（2020年4月1日届出）]</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 組織</p> <p>(1) 設計及び工事に関する主な業務は、燃料製造計画部、品質保証部及び燃料製造建設所が実施する。試験運転を含む運転及び保守に関する主な業務は、その業務を適確に遂行することができるよう、役割分担を明確にした製造部門、保守部門等を設置する。</p> <p>(2) 事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、「原子炉等規制法」第22条第1項に基づく保安規定申請に関する事項、保安に関する基本方針及び社長が必要と認める品質保証に関する事項は、全社的観点から品質・保安会議（副社長執行役員（安全担当）が議長）で審議すると共に、本会議からの指示事項に対する実施・処置状況を監視する。</p> <p>(3) 事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、保安規定申請に関する事項、本施設に係る設計及び工事並びに保安に係る品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無については、燃料製造事業部全体の観点から、品質保証推進会議（燃料製造事業部長が主査）により審議すると共に、指示事項に対する実施・処置状況を監視する。保安のために講ずべき措置が定まった以降は、燃料製造事業部長が任命する者を委員長とする委員会を品質保証推進会議に代えて設置し、運転及び保守等と同様に審議及び指示事項に対する実施・処置状況の監視を実施する。</p> <p>(4) 保安のために講ずべき措置が定まった以降、燃料製造事業部長は保安活動を統括する。</p> <p>(ページ2-10)</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（職務）</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ト) 設計及び工事のための組織</p> <p>平成31年2月1日現在における当社の組織図（本事業実施のための本施設の加工の事業に関</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安 会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表 7-1 に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計（以下「基本設計」という。）の方針策定を実施する燃料製造建設所の担当課を設定する。</p> <p>(10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に係る業務（ただし、安全管理課が所管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 事業者検査課長は、表 7-1 に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業務を行う。</p> <p>(13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。</p> <p>(14) 建設管理課長は、表 7-1 に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務を行う。</p> <p>(16) 許認可業務課長は、表 7-1 に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務を行う。</p> <p>(17) ペレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）及び IAEA が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p>	<p>って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 10（2020 年 4 月 1 日届出）]</p>	<p>係する部署）を添 2 第 1 図に示す。</p> <p>これらの組織は、業務分掌に基づく明確な役割分担の下で本施設の設計及び工事に係る業務を行う。本施設の設計及び工事に係る主な業務は、燃料製造計画部、品質保証部及び燃料製造建設所が実施する。本施設の事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、保安規定申請に関する事項、保安に関する基本方針及び社長が必要と認める品質保証に関する事項は、全社的観点から品質・保安会議で審議すると共に、本会議からの指示事項に対する実施・処置状況を監視する。また、事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、保安規定申請に関する事項、本施設に係る設計及び工事並びに保安に係る品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無については、燃料製造事業部全体の観点から、品質保証推進会議により審議すると共に、指示事項に対する実施・処置状況を監視する。保安のために講ずべき措置が定まった以降は、燃料製造事業部長が任命する者を委員長とする委員会を品質保証推進会議に代えて設置し、審議及び指示事項に対する実施・処置状況の監視を実施する。社長が行う加工の事業に関する品質保証を補佐する業務は、安全・品質本部長が実施する。品質保証に係る内部監査は、監査室が実施する。</p> <p>[ページ 2-15～2-16]</p>	

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(22) 建築課長は、燃料製造装置所長が担当として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(23) 第26条第2項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>（※）：施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>			
<p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第8条 品質・保安会議は、各号について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>4 議長は、審議結果を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(4) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報も確実に伝達されるようにする。</p> <p>〔ページ11～12（2020年4月1日届出）〕</p>	<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 組織</p> <p>(2) 事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、「原子炉等規制法」第22条第1項に基づく保安規定申請に関する事項、保安に関する基本方針及び社長が必要と認める品質保証に関する事項は、全社的観点から品質・保安会議（副社長執行役員（安全担当）が議長）で審議すると共に、本会議からの指示事項に対する実施・処置状況を監視する。</p> <p>〔ページ 2-10〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（燃料製造安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更及び認可申請に関する事項</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）</p> <p>(5) 表 5-1 及び表 5-2 に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づき以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a. 保安教育実施計画</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。</p> <p>(4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>		<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 組織</p> <p>(3) 事業変更許可申請を伴う変更に関する事項、保安規定申請に関する事項、本施設に係る設計及び工事並びに保安に係る品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無については、燃料製造事業部全体の観点から、品質保証推進会議（燃料製造事業部長が主査）により審議すると共に、指示事項に対する実施・処置状況を監視する。保安のために講ずべき措置が定まった以降は、燃料製造事業部長が任命する者を委員長とする委員会を品質保証推進会議に代えて設置し、運転及び保守等と同様に審議及び指示事項に対する実施・処置状況の監視を実施する。</p> <p>〔ページ 2-10〕</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第10条 社長は、次に掲げる事項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p>		<p>（添付書類二）</p> <p>八、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>		<p>(二) 品質保証活動体制</p> <p>(9) 社長は、QMSが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確認するため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営層の立場として品質保証活動の実施状況を観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組みが弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示、命令を行う。</p> <p>[ページ 2-13~2-14]</p>	
<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 10 (2020年4月1日届出)]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ハ) 有資格者等の選任及び配置</p> <p>(1) 運転及び保守における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>(2) 核燃料取扱主任者は、本施設の保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、核燃料物質の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務を適切に遂行するために、運転及び保守における保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>[ページ2-15]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第4章 運転管理</p>			
<p>(操作員の確保)</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 10 (2020年4月1日届出)]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ウ) 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 本施設の運転及び保守を適確に行い、安全の確保を図るため、設計及び工事に係る技術者の一部を充て、核燃料物質を取り扱う施設の運転及び保守の経験のある原子力機構、国内ウラン加工メーカー等から技術者を受け入れるほか、社内の他事業に係る組織との連携を図ること、さらに定期採用者を育成することにより逐次増強を図る方針とする。なお、核燃料物質の取扱い開始までに350名程度の要員を確保する。</p> <p>(2) 原子力機構、国内ウラン加工メーカー等からの技術者については、運転及び保守に関し技術を有している者を確保する。</p> <p>(3) 本施設の運転及び保守に当たっては、設計及び工事に携わった技術者との緊密な連携を図り、運転及び保守に必要な情報を入手する。</p> <p>(4) 運転及び保守に係る技術者は、当社の再処理施設等を担当する技術者との連携を図る。</p> <p>(5) 核燃料取扱主任者、第1種放射線取扱主任者等の国家資格取得者を養成し確保する。</p> <p>(6) 本施設の運転及び保守の業務において、必要な技術者を確保し、必要な人数を配置する方針とする。</p> <p>[ページ2-24]</p>	<p>操作員の確保については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>(巡視点検)</p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(イ) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>チ. 火災及び爆発に対する安全設計</p> <p>(ト) 重大事故等対処施設に係る火災及び爆発の防止に対する安全設計</p> <p>(1) 火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設を設置する室は、発火性物質又は引火性物質に対する考慮、着火源に対する考慮、不燃性材料又は難燃性材料の使用により、火災の発生を防止する設計とする。また、火災につながる異常を早期に発見できるよう、日常の巡視点検及び監視を行う。</p> <p>[ページ 5-211]</p>	<p>巡視点検については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>[ページ 14～15 (2020年4月1日届出)]</p>		
(マニュアルの作成)	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(ホ) 個別業務の管理</p> <p>(1) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>① MOX燃料加工施設の保安のために必要な静電利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ 次.(ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>ロ. 重大事故等</p> <p>(二) 重大事故等への対処に係る事項</p> <p>本施設における加工工程は単位操作ごとに処理を行うため、各処理は独立しており異常が発生したとしても事象の範囲は当該処理単位に限定される。</p> <p>また、本施設において取り扱った核燃料物質は化学的に安定な酸化物であり、仮に全交流電源が喪失し、全ての動的機器が断電失することを想定したとしても、公衆に過度の放射線被曝を与えない。</p> <p>以上の本施設の特徴を踏まえた上で、重大事故等の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を行うとともに、再処理事業所として要員を確保するなどの必要な体制を整備し、支援及び復旧作業に係る事項を考慮する。</p> <p>[ページ 7-293～7-294]</p>	<p>マニュアルの作成については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(引継及び通知)	<p>(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確となる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p>	-	<p>引継及び通知については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(設備運転開始前の確認事項)	<p>② 組織は、①のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、①の妥当性確認によって実証する。</p> <p>③ 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、①の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>[ページ8～10 (2020年4月1日届出)]</p>	-	<p>設備運転開始前の確認事項については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(試験動作)	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>[ページ 8～10 (2020年4月1日届出)]</p>	-	<p>試験動作については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(火災発生時の体制の整備)	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p>	(添付書類五)	<p>火災発生時の体制の整備については、</p>



再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(1) 火災及び爆発による損傷を防止するための設計に関する基本的な考え方</p> <p>① 本施設で取り扱う核燃料物質及びその取扱いについては、火災及び爆発に対する安全設計の観点から、以下の特徴を有している。特徴を踏まえた上で、②から④を基本とした火災防護対策を行う。</p> <p>a. 本施設においてMOX粉末を取り扱うグローブボックスのうち、粉末調整又は圧縮成研を行う工程のグローブボックス（分析を行う設備及び燃焼を行う設備を除く）は、窒素雰囲気中で運転を行う。</p> <p>b. 本施設の燃料製造における工程は乾式工程であり、焼結処理で水素・アルゴン混合ガスを使用するほかには、有機溶媒等の可燃性物質を多量に取り扱う工程はなく、有機溶媒等による大規模な火災は起こらない。</p> <p>② 本施設は、消防法及び建築基準法並びにその関係法令に準拠する設計とする。さらに、想定される火災及び爆発に対する発生防止対策、早期に火災発生を感知する設備、消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する設備を設置する設計とするとともに、火災発生時の手順の整備を行うために火災防護計画を制定し運用することにより、本施設の安全機能が損なわれないよう火災防護対策を講ずる。</p> <p>[ページ 25]</p>	<p>チ. 火災及び爆発に対する安全設計</p> <p>(ハ) 手順等</p> <p>本施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、本施設を火災から防護するため、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減という深層防護の概念に基づき火災防護対策について定める。上記のうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。また、保安規定に基づく体制の整備を行う。</p> <p>[ページ 5-208]</p>	<p>加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(内部溢水発生時の体制の整備)	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(3) 溢水による損傷の防止に関する基本的な考え方</p> <p>本施設について、想定される溢水が発生した場合においても、臨界防止、遮蔽、閉じ込め並びに火災及び爆発の防止に係る安全機能を維持するために必要な設備・機器を溢水防護対象設備とし、当該設備が有する安全機能の重要度に応じて、溢水に対する防護設計を講ずる。</p> <p>⑤ 溢水に係るその他の設計</p> <p>a. 溢水発生時における本施設の保全のための活動をを行う体制を整備する。</p> <p>[ページ 104]</p>	<p>リ. その他の安全設計</p> <p>(リ) 内部溢水に対する考慮</p> <p>(5) 溢水に係るその他の設計</p> <p>① 体制</p> <p>溢水発生時における本施設の保全のための活動として行う、溢水量の抑制対応、発生した溢水の処理対応及び設備の健全性の確認対応に係る体制を整備する。</p> <p>② 手順</p> <p>本施設の保全活動に必要な手順について定める。</p> <p>なお、本施設の保全活動のうち、発生した溢水の処理対応としては、設備の状態、溢水の性状及び溢水量に応じて、本施設外へ排出又は本施設内に貯留することとし、その方針は以下のとおりとする。</p> <p>【略】</p> <p>③ 要員</p> <p>本施設の保全活動として実施する各種対応の手順から必要な要員数を算定し、その員数を確保する。</p> <p>④ 教育及び訓練</p> <p>本施設の保全活動に必要な対応を的確に行えるようにするため、以下の教育及び訓練を定期的実施する。</p> <p>【略】</p> <p>⑤ 資機材の配備</p> <p>溢水の保全活動に必要な以下の資機材を備えるとともに、その配備箇所を明示する。</p> <p>【略】</p> <p>⑥ 溢水の保全活動に係る計画の定期的な評価</p> <p>溢水の評価条件に変更が生じていないかを定期的に確認し、変更が生じている場合は影響評価を行い、本施設の保全活動への影響を評価する。評価の結果、本施設の保全活動に影響がある場合は、必要な追加措置を講ずる。</p> <p>【略】</p> <p>[ページ 5-270～5-273]</p>	<p>内部溢水発生時の体制の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(その他の自然災害発生時の体制の整備)	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p>	<p>ト. 外部からの衝撃による損傷の防止に対する考慮</p> <p>(ロ) 竜巻</p> <p>(6) 手順等</p>	<p>その他の自然災害発生時の体制の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷を防止するための認識に関する基本的な考え方</p> <p>② 竜巻に対する認識方針</p> <p>h. 手順等</p> <p>竜巻対策として、資機材の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が竜巻飛来物よりも大きなものに対しては、固縛、建屋への収納又は撤去を実施することを手順に定める。</p> <p>車両については、周辺防護圏内への入構を管理するとともに、車両から距離を取るべき施設を選定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は車両から距離を取るべき施設に対して車両の最大飛距離を算出した結果に安全余裕を考慮した距離より遠方に退避を実施することを手順に定める。</p> <p>[ページ 63]</p>	<p>① 資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がりや横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が竜巻飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋収納又は撤去を実施することを手順に定める。</p> <p>② 車両については、周辺防護圏内への入構を管理するとともに、車両から距離を取るべき施設（以下、「距離対象施設」という。）を選定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は距離対象施設に対して車両の最大飛距離を算出した結果に安全余裕を考慮した距離より遠方に退避を実施することを手順に定める。</p> <p>[ページ 5-110]</p>	<p>する内容を保安規定に定める。</p>
(資機材等の整備)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>(1) 重大事故等の選定等</p> <p>(3) 重大事故等への対処の重要度分類と重大事故等対策の考え方</p> <p>② 重大事故等対策の考え方</p> <p>重大事故等対策を実施する実施組織要員の安全を確保するため、臨界事故発生時に想定される作業環境に応じて必要となる装備及び資機材を選定し配備する。</p> <p>【略】</p> <p>重大事故等対策を実施する実施組織要員の安全を確保するため、重大事故発生時に想定される作業環境に応じて必要となる装備及び資機材を選定し配備する。</p> <p>[ページ 672~674]</p>	<p>—</p>	<p>資機材等の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(重大事故等発生時の体制の整備)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 体制の整備</p> <p>a. 役割分担及び責任者の明確化</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担、責任者等を再処理事業所として定める方針とする。</p> <p>[ページ 755]</p>	<p>—</p>	<p>重大事故等発生時の体制の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(大規模災害発生時の体制の整備)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(1) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>② 体制の整備</p> <p>大規模災害発生時の体制については、重大事故等への対処のために整備した体制を基本としつつ、大規模災害発生時に対応するために、以下の点を考慮することとする。</p> <p>a. 夜間及び休日において対応を実施する要員は、地震等の大規模な自然災害及び建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。</p> <p>b. 地震等の大規模な自然災害及び建屋への故意による大型航空機の衝突の他のテロリズムの発生により、通</p>	<p>—</p>	<p>大規模災害発生時の体制の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>常の指揮命令系統が機能しなくなる可能性を考慮する。</p> <p>c. 建物の損壊等により対応を実施する要員が被災するような状況においても、敷地内に勤務している他の要員に役割を割り当てる等の柔軟な対応をとる。</p> <p>d. 大規模異変発生時において、社員寮、社宅等からの召集に時間を要する場合も想定し、敷地内の要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>[ページ 792~793]</p>		
(運転上の制限)	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>本施設は、設備・機器の特徴を考慮し、設備・機器で取り扱う値を基に運転管理上の制限値（以下、「取扱制限値」という。）を定め、核燃料物質を取扱制限値以下で取り扱うよう管理する旨とし、本施設における核燃料物質の取扱いを制限する。</p> <p>この取扱制限値は、臨界安全上の裕度確保の観点から、核燃料物質及びその他の物質の種類、量、物理的・化学的形態等を考慮したモデルで臨界評価を行い、中性子実効増倍率が 0.95 以下となる計算条件よりも安全側となるように設定する。取扱制限値の設定は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位である単一ユニットに対して行うことにより、従来の核的制限値としての役割も担う。また、事故評価においても、取扱制限値を用いることとする。</p> <p>[ページ 11]</p>	—	<p>運転上の制限については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(異常発生時の基本的な対応)	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造</p> <p>放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る本施設の設計の基本方針は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方</p> <p>(2) 異常時における閉じ込めに関する基本方針</p> <p>本施設の特徴を踏まえ、核燃料物質の漏えいにより、燃料加工建屋外に放射性物質を放出するおそれのある事象が発生した場合又は当該事象の発生が想定される場合においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される旨とし、必要に応じて工程停止及び送排風機の停止を実施することにより、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる措置を講ずる。</p> <p>[ページ 21]</p>	—	<p>異常発生時の基本的な対応については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(異常時の措置)	<p>五. 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(イ) 放射線防護に関する基本方針</p> <p>放射線被ばくの管理に当たっては、原子炉等規制法及び労働安全衛生法を遵守し、管理区域及び周辺監視区域の設定、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者の個人被ばく管理、周辺環境における放射線監視等の放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、本施設に起因する公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減することとする。</p> <p>[ページ 638]</p>	<p>(添付資料五)</p> <p>ロ. 放射線安全設計</p> <p>(イ) 閉じ込めの機能</p> <p>(2) 異常時における基本的な考え方</p> <p>本施設の特徴を踏まえると、燃料製造工程における一部の工程を停止したとしても、運転中の他の工程に影響を与えることはなく、また、全工程を停止したとしても、取り扱う MOX は化学的に安定であり変化は起こらない。よって、外力を受けなければ核燃料物質も飛散しないため、設備稼働時と比較してより安定な状態に移行できる。</p> <p>そのため、送排風機を停止し、ダンパを閉止することで、核燃料物質をグローブボックス、工程室及び燃料加工建屋内の限定された区域に閉じ込めることが期待でき、また、核燃料物質を収納しているグローブボックス等は、敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下、「外部火災」という。）や火山のような外的事象に対して影響を受けにくく、想定外のリスクを低減できる。</p> <p>[ページ 5-23]</p>	<p>異常時の措置については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>（異常収束後の措置）</p>	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(イ) 重大事故等の選定等</p> <p>(3) 重大事故等への対処の重要度分類と重大事故等対策の考え方</p> <p>② 重大事故等対策の考え方</p> <p>    b. 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失への対処の基本的考え方</p> <p>火災及び爆発以外の閉じ込める機能の喪失事象においては、事象進展がなく、燃料加工建屋外に核燃料物質を放出するおそれがないため、状態監視を実施し、上記の火災及び爆発事象の対策（以下、「一連の重大事故等対策」という。）に支障とならない時期に核燃料物質等の回収及び閉じ込め機能の回復を実施する。</p> <p>[ページ 674]</p>	<p>（添付資料七）</p> <p>ロ. 重大事故等</p> <p>(ロ) 重大事故等への対処</p> <p>(1) 重大事故等の選定</p> <p>(4) 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失への対処</p> <p>① 火災による核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失</p> <p>    a. 重大事故等対策対象施設の選定と対処の基本的考え方</p> <p>(c) 重大事故等への対処方針</p> <p>火災による閉じ込める機能の喪失時における対処方針を以下に示す。</p> <p>iii. 核燃料物質等を閉じ込める機能の回復</p> <p>窒素濃縮空気の雰囲気への置換時又は事象の収束後に、可搬型ダクト（可搬型排風機用）、可搬型排風機、可搬型排気フィルタ等により、核燃料物質等を閉じ込める機能を回復する。</p> <p>[ページ 7-176]</p>	<p>異常収束後の措置については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>第5章 核燃料物質の管理</p>			
<p>（核燃料物質の運搬）</p>	<p>五. 加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線ばくちの管理の方法</p> <p>(イ) 放射線防護に関する基本方針</p> <p>放射線ばくちの管理に当たっては、原子炉等規制法及び労働安全衛生法を遵守し、管理区域及び周辺監視区域の設定、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者の個人被ばく管理、周辺環境における放射線監視等の放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、本施設起因する公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>[ページ 638]</p>	<p>（添付資料六）</p> <p>イ. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>(ロ) 管理区域の設定及び管理</p> <p>(2) 管理区域の管理</p> <p>⑤ 再処理事業所内外の運搬</p> <p>本施設の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を再処理事業所内において運搬する場合は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に定める運搬に関する措置を講ずる。また、再処理事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外周放射線に係る線量当量率の測定を行う。</p> <p>[ページ 6-6]</p>	<p>核燃料物質の運搬については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>（核燃料物質の貯蔵）</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(7) 核燃料物質の貯蔵施設に関する基本的な考え方</p> <p>核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵施設について、設計の基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>①原料粉末を受け入れてから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵のために必要な容量を有する貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末在一時保管設備、ウラン貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける。</p> <p>②MOXは崩壊熱を有するが、動的機能を有する冷法設備は必要としない設計とする。</p> <p>なお、本施設では、グローブボックス内及び室内の負圧維持のために換気する設計としており、通常時においては設備・機器の使用昇降機等のため、換気設備より貯蔵施設のMOXの崩壊熱を除去する。</p> <p>③貯蔵施設はMOXの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込め機能の安全機能を確保する設計とする。</p> <p>[ページ 110～111]</p>	<p>—</p>	<p>核燃料物質の貯蔵については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>			
<p>（放射性固体廃棄物の管理）</p>	<p>五. 加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(イ) 放射性廃棄物の廃棄の管理に関する基本方針</p>	<p>（添付資料六）</p> <p>二. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>放射性廃棄物の廃棄については、放射性物質の放出に伴う公衆の線量が線量告示に定められた線</p>	<p>放射性固体廃棄物の管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可(本文)	事業変更許可(添付書類)	説明
	<p>放射性廃棄物の廃棄施設の管理に関しては、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」を遵守し、本施設に起因する公衆の線量を低減する措置を講ずる。</p> <p>(二) 放射性固体廃棄物</p> <p>燃料加工建屋の管理区域内で発生する物品のうち、選別作業後、可燃性、難燃性又は不燃性に分類し、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体は、固体廃棄物として、廃棄物保管第1室又は廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアで保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系へ払い出し、保管廃棄する。</p> <p>[ページ 640~641]</p>	<p>量限度を超えないこととより、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質の低減を行う。</p> <p>(ハ) 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>燃料加工建屋の管理区域で発生する物品のうち、選別作業後、可燃性、難燃性又は不燃性に分類し、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体は、固体廃棄物として廃棄物保管第1室又は廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアで保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系へ払い出し、保管廃棄する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、適切に管理する。</p> <p>[ページ 6-18]</p>	<p>安規定に定める。</p>
(放射性液体廃棄物の管理)	<p>五. 加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(イ) 放射性廃棄物の廃棄の管理に関する基本方針</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の管理に関しては、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」を遵守し、本施設に起因する公衆の線量を低減する措置を講ずる。</p> <p>(ハ) 放射性液体廃棄物</p> <p>液体廃棄物の放出に際しては、廃液貯槽で受け入れた廃液の試験採取を行い、放出管理分析設備より放射性物質の濃度を測定し、廃液中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する。</p> <p>排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する。</p> <p>[ページ 640~641]</p>	<p>(添付資料六)</p> <p>二. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>放射性廃棄物の廃棄については、放射性物質の放出に伴う公衆の線量が線量告示に定められた線量限度を超えないこととより、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質の低減を行う。</p> <p>(ロ) 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の処理</p> <p>放射性液体廃棄物の発生源としては、次のものがある。</p> <p>① 分析設備の分析斎夜処理装置から発生する廃液等</p> <p>② 放出管理分析設備から発生する廃液</p> <p>③ 管理区域で発生する油類廃棄物</p> <p>その他、通常放射性物質が含まれない廃液として、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等がある。</p> <p>これらの放射性液体廃棄物のうち油類廃棄物を除くものは、分析設備の分析斎夜処理装置から発生する廃液等及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分し、それぞれ低レベル廃液処理設備の検査槽に受け入れ、必要に応じて、ろ過又は吸着処理を行い、廃液貯槽へ送液する。</p> <p>廃液貯槽等では必要に応じて希釈処理を行う。また、廃液貯槽の廃液は必要に応じて、ろ過処理又は吸着処理を行う。</p> <p>管理区域内で発生する再利用しない油類のうち、廃液保管室でドラム缶又は金属製容器に封入した油類については、油類廃棄物として廃液保管室の廃液保管エリアで保管廃棄する。</p> <p>また、廃液保管室の廃液保管エリアは、油類廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設備とする。</p> <p>(2) 放出管理</p> <p>液体廃棄物の放出に際しては、廃液貯槽で受け入れた廃液の試験採取を行い、放出管理分析設備より放射性物質の濃度を測定し、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する。</p> <p>[ページ 6-16]</p>	<p>放射性液体廃棄物の管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(放射性気体廃棄物の管理)	<p>五. 加工施設における放射線管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(イ) 放射性廃棄物の廃棄の管理に関する基本方針</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の管理に関しては、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」を遵守し、本施設に起因する公衆の線量を低減する措置を講ずる。</p> <p>(ロ) 放射性気体廃棄物</p> <p>グローブボックス等からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、排気口から放出する。</p>	<p>(添付資料六)</p> <p>二. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>放射性廃棄物の廃棄については、放射性物質の放出に伴う公衆の線量が線量告示に定められた線量限度を超えないこととより、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質の低減を行う。</p> <p>(イ) 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の処理</p>	<p>放射性気体廃棄物の管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>排気中の放射性物質の放射能レベルは排気モニタリング設備で監視し、線量告示に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>[ページ640～641]</p>	<p>グローブボックス等からの排気及びグローブボックスを設置する部屋等からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、排気筒の排気口から放出する。</p> <p>(2) 放出管理 排気中の放射性物質の放射能レベルは、排気モニタリング設備の排気モニタ及び臨界検知用ガスモニタで監視する。</p> <p>排気モニタ及び臨界検知用ガスモニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときには、中央監視室に警報を発する。また、排気モニタのろ紙を定期的に回収して放出管理分析設備より放射性物質の濃度を測定する。排気モニタの警報吹鳴又は測定値の異常があれば、その原因を究明して適切な措置を講ずる。</p> <p>排気モニタ及び臨界検知用ガスモニタの測定値は、再処理工場の中央制御室及び緊急時対策所において指示する。</p> <p>[ページ 6-11]</p>	
(放出管理用測定器の管理)	<p>五. 加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性廃棄物の廃棄の管理に関する基本方針 放射性廃棄物の廃棄施設の管理に関しては、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」を遵守し、本施設に起因する公衆の線量を低減する措置を講ずる。</p>	-	放出管理用測定器の管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
(頻度の定義)	<p>[ページ 640]</p>	-	頻度の定義については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
第7章 放射線管理			

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
（管理区域の設定及び解除）	五. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 放射線被ばくの管理に当たっては、原子炉等規制法及び労働安全衛生法を遵守し、管理区域及び周辺監視区域の設定、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者の個人被ばく管理、周辺環境における放射線監視等の放射線防護対策を講ずる。 さらに、本施設起因する公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減することとする。	—	管理区域の設定及び解除については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（管理区域内における区域区分）	(ロ) 管理区域及び周辺監視区域の設定 (1) 管理区域の設定 本施設においては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、管理区域とする。 また、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。	—	管理区域内における区域区分については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（管理区域内における特別措置）	(2) 周辺監視区域の設定 管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた値を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。 (ハ) 管理区域の管理 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」等に従って、次の措置を講ずる。	—	については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（管理区域への出入管理）	(1) 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずる。	—	管理区域への出入管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（飲食及び喫煙の禁止）	(2) 放射線物質を經口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。 (3) 床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。 (4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の10分の1を超えないようにする。 管理区域から持ち出した防護衣は、再処理施設において洗濯を行う。	—	飲食及び喫煙の禁止については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（保全区域）	(5) 管理区域は、放射性物質を密閉して取り扱う汚染のおそれのない区域と汚染のおそれのある区域とを区分し、区域管理及び作業管理を行う。放射性物質を密閉して取り扱う汚染のおそれのない区域は、外部放射線に係る線量のみを管理を行う。 (6) 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者を放射線被ばくから防護するため、遮蔽及び閉じ込めの管理を行うとともに、線量の管理が、容易、かつ、確実に行えるようにするため、エリアモニタ等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。	—	保全区域については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（周辺監視区域）	(二) 周辺監視区域の管理 核燃料物質の加工の事業に関する規則の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。 周辺監視区域は、線量告示に定められた管理区域における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度以下に保つ。	—	周辺監視区域については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（線量の評価）	(ホ) 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、外部被ばくによる線量当量の測定、作業環境の空気中の放射性物質の濃度の測定等により、線量の評価を行うとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状況を把握することによって行う。 また、放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者については、外部被ばくによる線量当量の測定により管理する。	—	線量の評価については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（床、壁等の除染）	(ハ) 周辺環境における放射線監視	—	床、壁等の除染については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（外部放射線に係る線量当量率等の測定）		—	外部放射線に係る線量当量率等の測定については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（放射線測定機器の管理）		—	放射線測定機器の管理については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（管理区域外からの搬入及び運搬）		—	管理区域外からの搬入及び運搬については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
（管理区域外等への搬出及び運搬）		—	管理区域外等への搬出及び運搬につ

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>本施設の周辺環境における放射線監視として、周辺監視区域境界付近において、空間放射線量率、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視又は定期的に測定する。また、事故時においては、放射線サーベイ機器等により、周辺環境における空間放射線量率、空気中の放射性物質の濃度等を測定する。</p> <p>[ページ638～640]</p>		<p>いては、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(MOX 燃料加工施設外からの運搬)	<p>二. 加工の方法 イ. 加工の方法の概要 (イ) 燃料製造 (1) 原料粉末受入工程における加工の方法 ① 混合酸化物貯蔵容器の受入 再処理工場から原料MOX粉末（プルトニウム富化度 60%以下）入りの粉末缶を収納した混合酸化物貯蔵容器を受け入れる。 このため、混合酸化物貯蔵容器を再処理工場のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備から同道搬送台車及び受渡天井クレーンにより受渡ピットに受け入れ、一時保管ピットへ払い出す。 ⑤ ウラン粉末輸送容器の受入 本施設外から原料ウラン粉末（質量百分率で、ウラン中のウラン-235 含有率が天然ウラン以下の二酸化ウラン粉末）入りのウラン粉末缶を収納したウラン粉末輸送容器を受け入れる。 このため、原料ウラン粉末入りのウラン粉末缶を収納したウラン粉末輸送容器を本施設外から入庫室に受け入れる。</p> <p>[ページ 536～538]</p>	—	<p>MOX 燃料加工施設外からの運搬については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(MOX 燃料加工施設外への運搬)	<p>二. 加工の方法 イ. 加工の方法の概要 (イ) 燃料製造 (5) 燃料集集体組立工程及び梱包出荷工程における加工の方法 ⑦ 出荷 燃料集集体（BWR型：プルトニウム富化度 11%以下、PWR型：プルトニウム富化度 14%以下）を梱包した燃料集集体用輸送容器を出荷する。 このため、燃料集集体を梱包した燃料集集体用輸送容器を燃料集集体輸送容器一時保管エリアから入庫室に受け入れる。 受け入れた燃料集集体用輸送容器を入庫室にて輸送車両の荷台に積載し、本施設外へ出荷する。</p> <p>[ページ 562～563]</p>	—	<p>MOX 燃料加工施設外への運搬については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(協力企業への放射線防護)	<p>五. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線障害の管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 放射線障害の管理に当たっては、原子炉等規制法及び労働安全衛生法を遵守し、管理区域及び周辺監視区域の設定、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者の個人被ばく管理、周辺環境における放射線監視等の放射線防護対策を講ずる。 さらに、本施設起因する公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>[ページ 638]</p>	—	<p>協力企業への放射線防護については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
第8章 施設管理			
(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第11条 表7-1に示す加工施設について、加工の事業の許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び加工	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造</p>	—	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標）</p> <p>第12条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>(2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>（施設管理に係る個別業務計画の策定）</p> <p>第 13 条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定</p> <p>(2) 施設管理の重要度の設定</p> <p>(3) 施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(4) 施設管理に関する計画の策定</p> <p>(5) 施設管理の実施</p> <p>(6) 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p> <p>(8) 施設管理の有効性評価</p> <p>(9) 構成管理</p> <p>(10) 設備管理</p> <p>(11) 作業管理</p> <p>(12) 使用前事業者検査の実施</p> <p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p> <p>（施設管理対象範囲の選定）</p> <p>第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）</p> <p>（施設管理の重要度の設定）</p> <p>第 15 条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p> <p>（施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視）</p> <p>第 16 条 燃料製造建設所所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 燃料製造建設所所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に</p>	<p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(6) 安全機能を有する施設に関する基本的な考え方</p> <p>④ 本施設は、その安全機能の重要度に応じて、検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる施設とする。</p> <p>また、適切な保守管理を行うことで、その安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>〔ページ 107～108〕</p>		

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p> <p>（施設管理に関する計画の策定）</p> <p>第17条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）</p> <p>(2) 点検の計画（本条第2項(3)）</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)）</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a. 施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a. 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p> <p>（施設管理の実施）</p> <p>第18条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する</p>			

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採択した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(施設管理活動の不適管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第20条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第 21 条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果 (2) 施設管理データの推移 (3) トラブル等運転経験 (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する</p> <p>(構成管理)</p> <p>第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器などのようなものでなければならぬ」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器などのようなものを示す図書、情報等をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器等をいう。）</p> <p>(情報共有)</p> <p>第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事</p>			

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>業者と共有する。</p> <p>（設計管理）</p> <p>第24条 施設所管理課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管理課長は、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び現場設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(ハ) 設計開発</p> <p>(1) 設計開発計画</p> <p>① 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>[ページ 16～17（2020年4月1日届出）]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（作業管理）</p> <p>第25条 施設所管理課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管理課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管理課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(6) 安全機能を有する施設に関する基本的な考え方</p> <p>④ 本施設は、その安全機能の重要度に応じて、検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>また、適切な保守管理を行うことで、その安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>[ページ 107～108]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。</p> <p>(1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(3) 検査要領書を定める。（※1）</p> <p>(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>(4) 機器等の検査等</p> <p>① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[ページ 27～28（2020年4月1日届出）]</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織（課）とは別の組織（課）の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>			
<p>（定期事業者検査の実施）</p>	<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>（4）機器等の検査等</p> <p>① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>〔ページ 27～28（2020年4月1日届出）〕</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の実施については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>（ト）その他の主要な構造</p> <p>（6）安全機能を有する施設に関する基本的な考え方</p> <p>④ 本施設は、その安全機能の重要度に応じて、検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる施設とする。</p> <p>また、適切な保守管理を行うことで、その安全機能を損なわないよう手順を定める。</p> <p>〔ページ 107～108〕</p>	<p>—</p>	<p>加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
<p>第9章 緊急時の措置</p>			
<p>（原子力防災組織）</p>	<p>六、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>—</p>	<p>原子力防災資機材等の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
(原子力防災組織の要員)	(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項 (4) 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備 ③ 体制の整備 a. 役割分担及び責任者の明確化 (a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担, 責任者等を再処理事業所として定める方針とする。	-	原子力防災組織の要員については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
(緊急作業従事者の選定)	(b) 専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う方針とする。 (c) 指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等への対処を実施し得る体制を再処理事業所として整備する方針とする。	-	緊急作業従事者の選定については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
(原子力防災資機材等の整備)	b. 実施組織の構成 重大事故等対策を実施する実施組織を以下で構成し、必要な役割分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を再処理事業所として整備する方針とする。 (a) 重大事故等の発生防止, 拡大防止及び放射性物質の異常な水準の放出防止のための対策を実施する班 (b) 本施設及びその周辺における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握, 実施組織要員の被ばく管理等を実施する班	-	原子力防災資機材等の整備については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。
(通称設置)	c. 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対応 (a) 重大事故等が同時に発生した場合にでも対処できるよう体制を再処理事業所として整備する方針とする。なお、再処理事業所で発生が想定される重大事故等は、外部に衝撃をもたらすのではなく、本施設の重大事故等の起因となることはないこと、本施設で内部事象を起因として発生することを想定する臨界事故は、臨界事故の起因となる機器の誤動作と火災、爆発等その他の重大事故の発生に因果関係はないこと及び本施設の重大事故等として爆発の発生を想定する焼結炉等を設置する室においては、重大事故の起因となる火災源（潤滑油を内包する機器）を設置しない設計であることから、本施設において連鎖して重大事故等が発生することはない。 d. 支援組織の構成 (a) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を再処理事業所として設ける方針とする。 (b) 技術支援組織は、重大事故等対策のための専門措置及び保安上の技術的支援を行う班で構成する。 (c) 運営支援組織は、原子力防災組織を含む非常時対策組織（以下、「非常時対策組織」という。）の運営及び情報収集を行う班、報道機関等の対応を行う班、防災資機材の整備を行う班、避難者の誘導を行う班で構成する。 e. 非常時対策組織の設置及び要員の招集 (a) 再処理事業部長を本部長とする非常時対策組織を設置し、その中に実施組織及び支援組織を設置する方針とする。 (b) 夜間及び休日において重大事故等が発生した場合に速やかに対応を行うため、敷地内に、必要な要員数を常時確保する方針とする。 (c) 夜間及び休日を含めて必要な要員を非常召集できるよう、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、定期的に連絡訓練を再処理事業所として実施する方針とする。 f. 各班の役割分担及び責任者の明確化 重大事故等対策の実施組織及び支援組織について、各班の機能を明確するとともに、責任者を配置する方針とする。 g. 指揮命令系統及び代行者の明確化 非常時対策組織における指揮命令系統を明確するとともに、指揮者が欠けた場合に備えて、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする方針とする。 h. 実効的に活動するための設備等の整備 (a) 実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、再処理事業所内外と通信連絡を行い、関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所を整備する方針とする。 (b) 中央監視室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、可搬型音声装置等を整備する方針とする。	-	通称設置については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>i. 再処理事業所内外への情報提供</p> <p>本施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、再処理事業所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう、可搬型衛星電話（屋内用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信専用設備等を用いて、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針とする。</p> <p>[ページ 755～758]</p>		
(緊急時演習)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>② 訓練の実施</p> <p>a. 教育及び訓練の実施方針</p> <p>重大事故等への対応は、本施設の状態に応じた幅広い対応が必要であることを踏まえ、重大事故等発生時の本施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する方針とする。</p> <p>b. 重大事故等への対応に係る知識の向上及び継承に資する教育及び総合的な演習の実施</p> <p>(a) 重大事故等への対応に当たる要員の役割に応じた重大事故等の内容、基本的な対処方法等について、定期的に知識の向上及び継承に資する教育を行う方針とする。</p> <p>(b) 現場作業を行う重大事故等への対応に当たる要員が一連の活動を行うための訓練並びに初重対応としての対策の方針決定に必要な体制及び支援活動を実施するために必要な体制の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画及び実施する方針とする。</p> <p>c. 保守訓練の実施</p> <p>日常的に保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の業務経験を積むこと等により、本施設、予備品等について熟知する方針とする。</p> <p>d. 事故時の環境条件を想定した訓練の実施</p> <p>放射性物質による影響、夜間、悪天候下等を想定した重大事故等対応訓練を実施する方針とする。</p> <p>e. 手順書等を即時利用可能とするための準備</p> <p>設備及び資機材等に関する情報並びに手順書が即時に利用できるよう、日常的な巡視、保守点検活動において準備し、これらを用いた重大事故等対応訓練を行う方針とする。</p> <p>[ページ 754～755]</p>	-	<p>緊急時演習については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(通報)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項</p> <p>(5) 重大事故等発生時の初重対応</p> <p>① 初重活動の手順書及び資機材</p> <p>b. 支援活動</p> <p>(c) 法令等に基づき、国、自治体等に対する通報連絡を実施する。</p> <p>[ページ 759]</p>	-	<p>通報については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(緊急時体制の発令)	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>(添付資料七)</p> <p>ロ. 重大事故等</p> <p>(二) 重大事故等への対応に係る事項</p> <p>(3) 重大事故等への対応に係る体制の整備</p>	<p>緊急時体制の発令については、加工施設の使用を開始する前までに、左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>

再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
	<p>(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項</p> <p>(4) 手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 体制の整備</p> <p>a. 役割分担及び責任者の明確化</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担, 責任者等を再処理事業所として定める方針とする。</p> <p>(b) 専門性及び経験等を考慮した作業班の構成を行う方針とする。</p>	<p>② 体制の整備</p> <p>f. 再処理事業部長が非常事態に該当すると判断した場合は, 非常時体制を発令し, 非常時対策組織を設置する。重大事故等発生時の対策活動にあたる実施組織要員は, 施設の状態を把握し, 対策を講ずる必要がある場合は, 通常時の体制から対策を実施するための体制へ速やかに移行し, あらかじめ定められた手順に従って対策活動を行う。</p> <p>[ページ 7-311]</p>	
(応急措置)	<p>(c) 指揮命令系統を明確にし, 効果的な重大事故等への対処を実施し得る体制を再処理事業所として整備する方針とする。</p> <p>b. 実施組織の構成</p> <p>重大事故等対策を実施する実施組織を以下で構成し, 必要な役割分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を再処理事業所として整備する方針とする。</p> <p>(a) 重大事故等の発生防止, 拡大防止及び放射性物質の異常な水準の放出防止のための対策を実施する班</p> <p>(b) 本施設及びその周辺における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握, 実施組織要員の被ばく管理等を実施する班</p>	<p>(添付資料二)</p> <p>二. 重大事故等への対策</p> <p>(ホ) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等への対処後の復旧作業を考慮し, 既存設備の応急措置を行えるよう予備品及び資機材を確保する。</p> <p>[ページ 2-31]</p>	<p>応急措置については, 加工施設の使用を開始する前までに, 左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(緊急時における活動)	<p>c. 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対応</p> <p>(a) 重大事故等が同時に発生した場合にでも対処できるよう体制を再処理事業所として整備する方針とする。なお, 再処理事業所で発生が想定される重大事故等は, 外部に衝撃をもたらすものではなく, 本施設の重大事故等の起因となることはないこと, 本施設で内部事故を起因として発生することを想定する臨界事故は, 臨界事故の起因となる機器の誤動作と火災, 爆発等その他の重大事故の発生に因果関係はないこと及び本施設の重大事故等として爆発の発生を想定する焼却炉等を設置する室においては, 重大事故の起因となる火災源 (潤滑油を内包する機器) を設置しない設計であることから, 本施設において連鎖して重大事故等が発生することはない。</p>	<p>(添付資料七)</p> <p>ロ. 重大事故等</p> <p>(二) 重大事故等への対処に係る事項</p> <p>(3) 重大事故等への対処に係る体制の整備</p>	<p>緊急時における活動については, 加工施設の使用を開始する前までに, 左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(緊急作業従事者の線量管理等)	<p>d. 支援組織の構成</p> <p>(a) 支援組織として, 実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織, 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を再処理事業所として設ける方針とする。</p> <p>(b) 技術支援組織は, 重大事故等対策のための運用措置及び保安上の技術的支援を行う班で構成する。</p> <p>(c) 運営支援組織は, 原子力防災組織を含む非常時対策組織 (以下, 「非常時対策組織」という。) の運営及び情報収集を行う班, 報道機関等の対応を行う班, 防災資機材の整備を行う班, 避難者の誘導を行う班で構成する。</p>	<p>② 体制の整備</p> <p>a. 両施設は同じ敷地内にあることから, 非常時対策組織を一体化することにより要員の有効活用ができ, 両施設の重大事故等への対処における優先順位的に確かな判断ができるよう, 重大事故等発生時の指揮命令系統を明確にするとともに, 両施設の重大事故等への対処を総括できる体制を整備する。</p> <p>b. 非常時対策組織には, 実施組織及び支援組織を設置する。原子力防災組織を含む非常時対策組織の体制図を添第 7 第 147 図に, 非常時対策組織の構成を添第 7 第 52 表に示す。</p> <p>c. 非常時対策組織の本部長は, 再処理事業部長が務め, 燃料製造事業部長は, 副本部長を務める。本部長は, 非常時対策組織を総括し, 重大事故等対策の支援活動の方針を決定することの他に, 支援組織の設置及び重大事故等への対処の指揮を執る。</p> <p>また, 実施組織については, 再処理事業所の総括当直長を実施責任者とし, 両施設に係る対策活動の指揮を執る。</p>	<p>緊急作業従事者の線量管理等については, 加工施設の使用を開始する前までに, 左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
(緊急時体制の解除)	<p>e. 非常時対策組織の設置及び要員の招集</p> <p>(a) 再処理事業部長を本部長とする非常時対策組織を設置し, その中に実施組織及び支援組織を設置する方針とする。</p> <p>(b) 夜間及び休日において重大事故等が発生した場合に速やかに対応を行うため, 敷地内, 必要な要員数を常時確保する方針とする。</p> <p>(c) 夜間及び休日を含めて必要な要員を非常召集できるよう, あらかじめ定められた連絡体制に基づき, 定期的に連絡訓練を再処理事業所として実施する方針とする。</p> <p>f. 各班の役割分担及び責任者の明確化</p> <p>重大事故等対策の実施組織及び支援組織について, 各班の機能を明確にするとともに, 責任者を配置する方針とする。</p> <p>g. 指揮命令系統及び代行者の明確化</p> <p>非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに, 指揮者が欠けた場合に備えて, 代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする方針とする。</p> <p>[ページ 755~757]</p>	<p>d. 非常時対策組織は, 両施設の重大事故等に対処するための対策組織として対策活動を行う。</p> <p>e. 実施組織は再処理事業所の制御建屋を, 支援組織は緊急時対策所を活動拠点とする。ただし, 重大事故等の発生により建屋外へ放出された放射性物質の流入に伴う実施組織要員への過度な放射線被ばくを及ぼすおそれがあると判断した場合のように, 再処理事業所の制御建屋が使用できなくなる場合には, 休憩中又は待機中の要員を含めて, 実施組織は緊急時対策所へ活動拠点を移行する。</p> <p>f. 再処理事業部長が非常事態に該当すると判断した場合は, 非常時体制を発令し, 非常時対策組織を設置する。重大事故等発生時の対策活動にあたる実施組織要員は, 施設の状態を把握し, 対策を講ずる必要がある場合は, 通常時の体制から対策を実施するための体制へ速やかに移行し, あらかじめ定められた手順に従って対策活動を行う。</p> <p>[ページ 7-310~7-311]</p>	<p>緊急時体制の解除については, 加工施設の使用を開始する前までに, 左記の事業許可と整合する内容を保安規定に定める。</p>
第10章 保安教育			
(社員等への保安教育) 第27条 教育課長は, 毎年度, 加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育につ	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p>	<p>(添付資料二)</p> <p>(ホ) 技術者に対する教育及び訓練</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり, 保安規定の記載と齟齬はない。</p>



再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定  
事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>いて、表 27- 1 の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料製造安全委員会における審議がされていることを確認する。</p> <p>3 教育課長は、第 1 項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、表 27- 1 に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。</p> <p>4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管する。</p> <p>5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評価を事業部長へ報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>(請負事業者等への保安教育)</p>	<p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>[ページ 7 (2020 年 4 月 1 日届出) ]</p>	<p>(1) 技術者（新規採用の技術者を含む。）に対しては、本施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する専門知識並びに技術及び技能の維持、向上のため、以下の研修、教育を実施する。</p> <p>(3) 上記（1）の技術者の力量管理については、業務に必要な力量及び力量の基準を明確にし、社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的に実施する。また、必要となる教育及び訓練計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>[ページ 2-14~2-15]</p>	
第 11 章 記録及び報告			
<p>(記録)</p> <p>第 28 条 各職位は、表 28- 1 に定めるところにより、保安に関する記録を適宜に作成し、同表に定める期間を保存する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>(4) 記録の管理</p> <p>① 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>[ページ 7 (2020 年 4 月 1 日届出) ]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>八. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(又) 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し、管理する。</p> <p>[ページ 2-22~2-23]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(報告)</p>	<p>六. 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 体制の整備</p> <p>a. 役割分担及び責任者の明確化</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担、責任者等を再処理事業所として定める方針とする。</p> <p>(b) 専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う方針とする。</p> <p>(c) 指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等への対応を実施し得る体制を再処理事業所として整備する方針とする。</p> <p>[ページ 755]</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>(二) 重大事故等への対応に係る事項</p> <p>(3) 重大事故等への対応に係る体制の整備</p> <p>② 体制の整備</p> <p>① 体制の整備の基本方針</p> <p>a. 体制の整備に当たっては、効果的な重大事故等対策を実施し得るようにするため、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。また、本施設と再処理工場が同じ敷地内にあることから、再処理工場の重大事故等が同時に発生することを考慮する。</p> <p>b. 実施組織は、本施設において全交流電源の喪失、複数の焼結炉等の同時爆発及び複数の火災区域における火災が同時発生した場合においても、対応できるように整備する。</p> <p>c. 支援組織は、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成できるように再処理事業所として整備する。</p> <p>[ページ 7-309]</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
第 12 章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項			
<p>(加工施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第 74 条 加工施設の使用を開始する前までに、本規定に定める条文を必要に応じて変更するとともに、それ以外の条文も全て定め、認可を受ける。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p>事業変更許可に記載がなく、事業変更許可と保安規定記載と齟齬はない。</p>